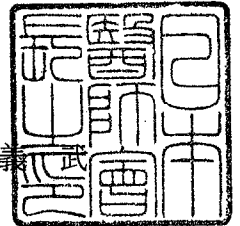


日医発第46号（地Ⅲ18）
平成25年4月15日

都道府県医師会
会 長 殿

日 本 医 師 会
会長 横 倉 義 武



「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準等の一部改正等について」
及び「平成25年度以降に実施される特定健康診査及び特定保健指導に関する
電磁的方法により作成された記録の取扱いについて」等の送付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省保険局長及び健康局長より、「特定健康診査及び特定保健指導
の実施に関する基準等の一部改正等について」、並びに「平成25年度以降に実施
される特定健康診査及び特定保健指導に関する電磁的方法により作成された記録
の取扱いについて」の通知につきまして、各都道府県知事宛てに発出されており、
本会宛てにも通知が参りましたので、お送りいたします。

本件につきましては、厚生労働省の「保険者による健診・保健指導等に関する検
討会」でとりまとめられた「第二期特定健康診査等実施計画期間に向けての特定健
診・保健指導の実施について」を踏まえ、「実務担当者による特定健診・保健指導
等に関するワーキンググループ」等で協議した内容について、今般、省令等の改正
がなされました。

また、併せて「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する平成25年度以降
に実施した特定健康診査等に基づく特定保健指導の実施状況に関する結果につい
て」、及び「後期高齢者支援金の加算・減算制度の実施について」につきましても、
厚生労働省保険局長より各都道府県知事宛てに通知されておりますので、参考まで
にお送りいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡
市区医師会等への周知方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健発0329第24号

保発0329第15号

平成25年3月29日

日本医師会長 殿

厚生労働省保険局長

(公 印 省 略)

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準等の一部改正等について

標記について、別添のとおり、都道府県知事あて通知したので、よろしくお
取り計らい願いたい。

健発0329第22号

保発0329第14号

平成25年3月29日

都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

厚生労働省保険局長

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準等の一部改正等について

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省告示第157号。以下「基準省令」という。）及び関連告示を定めているところであるが、本日、特定健康診査の実施に関する基準の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第44号）並びに特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第89号）、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第90号）、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法の全部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第91号）、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の全部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第92号）、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準の全部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第93号）及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等

の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第88号）（以下「改正省令等」という。）が公布され、平成25年4月1日より施行されることとされたところである。

改正省令等の内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、貴都道府県内の市町村及び関係団体等への周知を図られるとともに、実施に遺漏なきを願いたい。

記

第一 改正の趣旨

法第18条第1項に基づく保険者による特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）について、平成25年度より開始する第二期特定健康診査等の実施計画期間における特定健診等の実施に関し、所要の規定の整備を講ずるものである。

第二 改正の内容

一 改正省令について

1 基準省令第七条第一項第三号の改正

行動計画の策定の日から六ヶ月以上経過した日において、行動計画の実績に関する評価を動機付け支援対象者と共に行う者として、動機付け支援対象者の健康状態等に関する情報を行動計画策定時の面接指導を行った者と共有する医師、保健師又は管理栄養士（行動計画策定時に面接による指導を行った者と同じの機関に勤務する者に限る。）を追加することとする。

2 基準省令第八条第一項第三号及び第四号の改正

行動計画の進捗状況に関する評価及び行動計画の策定の日から六ヶ月以上経過した日における行動計画の実績に関する評価を積極的支援対象者と共に行う者として、積極的支援対象者の健康状態等に関する情報を行動計画策定時の面接による指導を行った者と共有する医師、保健師又は管理栄養士（行動計画策定時に面接による指導を行った者と同じの機関に勤務する者に限る。）を追加することとする。

3 基準省令附則第二条の改正

保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師が、特定保健指導の面接による指導を行うことができることとする経過措置の期間の終了日を、平成 30 年 3 月 31 日まで延長することとする。

二 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準の一部を改正する件（平成 25 年厚生労働省告示第 89 号）について

ヘモグロビン A1c の標記変更に関して、医師が心電図検査及び眼底検査を特定健康診査の検査項目として実施する必要があるか判断する際に用いる血糖検査の結果に係る基準として、これまで JDS 値で「ヘモグロビン A1c が 5.2%以上」としていたものを、「ヘモグロビン A1c が 5.6%(NGSP 値)以上」に変更することとする。

三 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（平成 25 年厚生労働省告示第 90 号）について

ヘモグロビン A1c の標記変更に関して、特定保健指導の対象者を階層化する際に用いる血糖検査の結果に係る基準として、これまで JDS 値で「ヘモグロビン A1c が 5.2%以上」としていたものを、「ヘモグロビン A1c が 5.6%(NGSP 値)以上」に変更することとする。

四 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法の全部を改正する件（平成 25 年厚生労働省告示第 91 号）について

第 2 の 2 (9) において、特定保健指導の量を判断する際のポイントの最低条件として、これまで、支援 B の方法で 20 ポイント以上を必須としてきたところを、支援 B の方法によるポイント数を最低条件から外し、「支援 A 及び支援 B の方法の合計で、180 ポイント以上の支援を行うこと（支援 A の方法に係るポイントが、160 ポイント以上である場合に限る。）」として、支援 A の方法のみでの最低条件の充足を可能とすることとする。

基準省令附則第 2 条の改正に伴い、保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師が、特定保健指導の面接による指導を行うことができることとする経過措置の期間の終了日を、平成 30 年 3 月 31 日まで延長することとする。

五 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の全部を改正する件（平成 25 年厚生労働省告示第 92 号）及び特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準の全部を改正する件（平成 25 年厚生労働省告示第 93 号）について

基準省令附則第 2 条の改正に伴い、保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師が、特定保健指導の面接による指導を行うことができることとする経過措置の期間の終了日を、平成 30 年 3 月 31 日まで延長することとする。

六 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項の一部を改正する件（平成 25 年厚生労働省告示第 88 号）について

保険者が、特定健診等の実施状況に関する結果として社会保険診療報酬支払基金に報告する事項に、特定健診等の受診者及び利用者に係る資格区分（強制加入被保険者若しくは強制加入被保険者の被扶養者、任意継続被保険者若しくは任意継続被保険者の被扶養者、特例退職被保険者若しくは特例退職被保険者の被扶養者又は国民健康保険の被保険者の別）を追加することとする。

第三 施行期日

改正省令等は、平成 25 年 4 月 1 日から施行すること。

第四 既存通知の改正

今般の省令及び告示の改正に伴い、一及び二の通知を次のように改正し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

一 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の施行について（平成 20 年 1 月 17 日付け保発第 0117001 号厚生労働省保険局長通知）

1 第二の七の 1 の（3）中、「七の 1 の（1）の面接による指導を行った者」を「次のいずれかに掲げる者」に、「経過後」を「経過した日」に改め、同（3）にア及びイとして、次のように加える。

ア （1）の面接による指導を行った者

イ 動機付け支援対象者の健康状態等に関する情報をアに掲げる者と共有する医師、保健師又は管理栄養士（アに掲げる者が当該動機付け支援

対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に限る。)

- 2 第二の八の1の(3)中、「ハの1の(1)の面接による指導を行った者」を「次のいずれかに掲げる者」に改め、同(3)にア及びイとして、次のように加える。

ア (1)の面接による指導を行った者

イ 積極的支援対象者の健康状態等に関する情報をアに掲げる者と共有する医師、保健師又は管理栄養士(アに掲げる者が当該積極的支援対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に限る。)

- 3 第二の八の1の(4)中、「ハの1の(1)の面接による指導を行った者」を「次のいずれかに掲げる者」に、「経過後」を「経過した日」に改め、同(4)にア及びイとして、次のように加える。

ア (1)の面接による指導を行った者

イ 積極的支援対象者の健康状態等に関する情報をアに掲げる者と共有する医師、保健師又は管理栄養士(アに掲げる者が当該積極的支援対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に限る。)

- 4 第二の十八中、「平成25年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「七の1の(1)及び八の1の(1)」を「七の1の(1)及び(3)並びに八の1の(1)、(3)及び(4)」に改める。

二 特定健康診査及び特定保健指導の実施について(平成20年3月10日付け健発第0310007号保発第0310001号厚生労働省健康局長及び保険局長通知)

- 1 第三の2の(1)のウ及びオ並びに(2)のウ及びオ中、「(実施基準施行後5年に限る。)」を「(平成30年3月31日までに限る。)」に改める。
- 2 第三の4の(3)中、「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」(平成19年4月厚生労働省健康局)を「標準的な健診・保健指導プログラム(改定版)」(平成25年4月厚生労働省健康局)に改める。
- 3 別紙1及び別紙5を別添1及び別添2のとおり改める。

(表面)

特定健康診査受診結果通知表

別添1

フリガナ		生年月日	年 月 日	健診年月日	年 月 日
氏 名		性別／年齢	男・女 歳	特定健康診査 受診券番号	

既 往 歴			
服 薬 歴		喫煙歴	
自 覚 症 状			
他 覚 症 状			

項 目		基 準 値	今 回 年 月 日	前 回 年 月 日	前々回 年 月 日
身 体 計 測	身 長 (cm)				
	体 重 (kg)				
	腹 囲 (cm)				
	B M I				
血 圧	収 縮 期 血 圧 (mmHg)				
	拡 張 期 血 圧 (mmHg)				
血 中 脂 質 検 査	中 性 脂 肪 (mg/dl)				
	HDL-コレステロール (mg/dl)				
	LDL-コレステロール (mg/dl)				
肝 機 能 検 査	G O T (IU/l)				
	G P T (IU/l)				
	γ - G T P (IU/l)				
血 糖 検 査 (空腹時血糖又はヘモグロビン A1cのいずれかの項目の実施で 可)	空 腹 時 血 糖 (mg/dl)				
	ヘモグロビンA 1 c(NGSP値) (%)				
	ヘモグロビンA 1 c(JDS値) (%)				
尿 検 査	糖				
	蛋 白				

(裏面)

貧血検査	赤血球数 (万/mm ³)				
	血色素量 (g/dl)				
	ヘマトクリット値 (%)				
心電図検査	所見				
眼底検査	所見				

メタボリックシンドローム判定			
----------------	--	--	--

医師の判断	
判断した医師の氏名	

(備考)

1. この用紙は、日本工業規格A列4版とすること。
2. 「性別」の欄は、該当しない文字を抹消すること。
3. 基準値を外れている場合には、「*」を測定結果欄に記入すること。
4. 「メタボリックシンドローム判定」の欄は、「基準該当／予備群該当／非該当」を記入すること。
5. 「医師の判断」の欄は、
 - ①特定健康診査の結果を踏まえた医師の所見
 - ②貧血検査、心電図検査及び眼底検査を実施した場合の理由を記入すること。

(表面)

特定健康診査受診結果通知表

フリガナ		生年月日	年 月 日	健診年月日	年 月 日
氏 名		性別／年齢	男・女 歳	特定健康診査 受診券番号	

既 往 歴			
服 薬 歴		喫煙歴	
自 覚 症 状			
他 覚 症 状			

項 目		基 準 値	今 回 年 月 日	前 回 年 月 日	前 々 回 年 月 日
身 体 計 測	身 長 (cm)				
	体 重 (kg)				
	腹 囲 (cm)				
	B M I				
血 圧	収 縮 期 血 圧 (mmHg)				
	拡 張 期 血 圧 (mmHg)				
血 中 脂 質 検 査	中 性 脂 肪 (mg/dl)				
	HDL-コレステロール (mg/dl)				
	LDL-コレステロール (mg/dl)				
肝 機 能 検 査	G O T (IU/l)				
	G P T (IU/l)				
	γ - G T P (IU/l)				
血 糖 検 査 (いずれかの項目の実施で可)	空 腹 時 血 糖 (mg/dl)				
	ヘモグロビンA1c (%)				
尿 検 査	糖				
	蛋 白				

※ヘモグロビンA1c検査の結果値はNGSP値による検査結果値が記載されていますが、☆が併記されているものは、JDS値による検査結果値のための基準値が異なります。(JDS値基準値3.9～5.2)

(裏面)

貧血検査	赤血球数 (万/mm ³)				
	血色素量 (g/dl)				
	ヘマトクリット値 (%)				
心電図検査	所見				
眼底検査	所見				

メタボリックシンドローム判定			
----------------	--	--	--

医師の判断	
判断した医師の氏名	

(備考)

- この用紙は、日本工業規格A列4版とすること。
- 「性別」の欄は、該当しない文字を抹消すること。
- 基準値を外れている場合には、「*」を測定結果欄に記入すること。
- 「メタボリックシンドローム判定」の欄は、「基準該当／予備群該当／非該当」を記入すること。
- 「医師の判断」の欄は、
 - ①特定健康診査の結果を踏まえた医師の所見
 - ②貧血検査、心電図検査及び眼底検査を実施した場合の理由を記入すること。

特定保健指導支援計画及び実施報告書(例)

別添2

1 保健指導対象者名	利用券番号	2 保険者名	保険者番号
------------	-------	--------	-------

3 保健指導機関名(番号)・保健指導責任者名	保健指導機関番号	保健指導責任者名(職種)
総務保健指導機関名		

4 支援レベル	5 保健指導コース名
☐ 動機づけ支援 ☐ 積極的支援	

6 継続的支援期間
支援予定期間
開始(初回面接実施)年月日
終了年月日

7 初回面接による支援の実施形態・実施する者の職種
支援形態
実施する者の職種
実施する者の氏名

8 継続的な支援の支援形態・ポイント																																				
<table border="1"> <tr> <th>支援形態</th> <th>回数</th> <th>実施時間</th> <th>ポイント</th> </tr> <tr> <td>個別A</td> <td>(回)</td> <td>(分)</td> <td>(P)</td> </tr> <tr> <td>個別B</td> <td>(回)</td> <td>(分)</td> <td>(P)</td> </tr> <tr> <td>グループ</td> <td>(回)</td> <td>(分)</td> <td>(P)</td> </tr> <tr> <td>電話A</td> <td>(回)</td> <td>(分)</td> <td>(P)</td> </tr> <tr> <td>電話B</td> <td>(回)</td> <td>(分)</td> <td>(P)</td> </tr> <tr> <td>e-mailA</td> <td>(回)</td> <td>(分)</td> <td>(P)</td> </tr> <tr> <td>e-mailB</td> <td>(回)</td> <td>(分)</td> <td>(P)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>(回)</td> <td>(分)</td> <td>(P)</td> </tr> </table>	支援形態	回数	実施時間	ポイント	個別A	(回)	(分)	(P)	個別B	(回)	(分)	(P)	グループ	(回)	(分)	(P)	電話A	(回)	(分)	(P)	電話B	(回)	(分)	(P)	e-mailA	(回)	(分)	(P)	e-mailB	(回)	(分)	(P)	合計	(回)	(分)	(P)
支援形態	回数	実施時間	ポイント																																	
個別A	(回)	(分)	(P)																																	
個別B	(回)	(分)	(P)																																	
グループ	(回)	(分)	(P)																																	
電話A	(回)	(分)	(P)																																	
電話B	(回)	(分)	(P)																																	
e-mailA	(回)	(分)	(P)																																	
e-mailB	(回)	(分)	(P)																																	
合計	(回)	(分)	(P)																																	
ポイント内訳																																				
(A)																																				
(B)																																				

8 実施体制表(委託事業者)							
	個別A	個別B	グループ	電話A	電話B	e-mailA	e-mailB
A (機関番号)							
B (機関番号)							
C (機関番号)							
D (機関番号)							

9 保健指導の評価

1) 中間評価			
実施年月日	支援形態	実施する者の職種	実施する者の氏名
計画	個別支援		
実施	個別支援		

2) 6か月後の評価			
実施年月日	支援形態	実施する者の職種	実施する者の氏名
計画	個別支援		
実施	個別支援		

10 行動目標・行動計画

行動目標・計画の設定 及び変更	設定日時	平成18年7月9日	平成18年9月10日(中間評価)	〇年〇月〇日
	目標値口	cm kg mmHg mmHg kcal kcal kcal		
	行動目標			
	行動計画			
	変更理由			

初回面接時に記入し、電子データ化

6ヶ月後の実績評価終了時までに順次記入し、電子データ化

11 保健指導の実施状況

1) 初回面接による支援

	保健指導実施者 (機関名・番号)	実施年月日	実施時間	腹囲	体重	収縮期血圧	拡張期血圧	行動変容ステージ	保健指導実施内容	保健指導支援形態 1. 個別 2. グループ (実施時間)
初回	△△△ ○○○ (保健師)		20分	cm ()	kg ()	mmHg ()	mmHg ()	(1) 無関心期 (2) 関心期 (3) 準備期 (4) 実行期 (5) 維持期	・生活習慣と健診結果の関係について ・標準的な食事量・運動量の目安の提示 ・生活習慣の振り返り ・行動目標および計画の策定	1. 個別 (分) 2. グループ (分)

2) 継続的な支援(血圧、生活習慣の改善状況(喫煙)については情報を入手した場合に記載。)

(1) 個別・グループ・電話A・e-mailAによる支援(支援A)

	保健指導実施者 (機関名・番号)	実施年月日	実施時間	腹囲	体重	収縮期血圧	拡張期血圧	生活習慣の改善状況	指導の種類	留意事項・備考等	保健指導支援形態 1. 個別 2. グループ 3. 電話A 4. E-mailA (実施時間)	支援実施ポイント	合計ポイント
2回目	□ 中間 □ 終了 □ 6ヶ月評価 ()		分	cm ()	kg ()	mmHg ()	mmHg ()	{ 栄養・食生活 } { 身体活動 } { 喫煙 1. 禁煙継続 2. 非継続 }	食事 □ 運動 □ 禁煙 □		1. 個別 (20分) 2. グループ (分) 3. 電話A (分) 4. E-mailA (分)		
3回目	□ 中間 □ 終了 □ 6ヶ月評価 ()		分	cm ()	kg ()	mmHg ()	mmHg ()	{ 栄養・食生活 } { 身体活動 } { 喫煙 1. 禁煙継続 2. 非継続 }	食事 □ 運動 □ 禁煙 □		1. 個別 (分) 2. グループ (分) 3. 電話A (分) 4. E-mailA (分)		
4回目	□ 中間 □ 終了 □ 6ヶ月評価 ()		分	cm ()	kg ()	mmHg ()	mmHg ()	{ 栄養・食生活 } { 身体活動 } { 喫煙 1. 禁煙継続 2. 非継続 }	食事 □ 運動 □ 禁煙 □		1. 個別 (分) 2. グループ (分) 3. 電話A (分) 4. E-mailA (分)		
5回目	□ 中間 □ 終了 □ 6ヶ月評価 ()		分	cm ()	kg ()	mmHg ()	mmHg ()	{ 栄養・食生活 } { 身体活動 } { 喫煙 1. 禁煙継続 2. 非継続 }	食事 □ 運動 □ 禁煙 □		1. 個別 (分) 2. グループ (分) 3. 電話A (分) 4. E-mailA (分)		

(2) 個別Bによる支援（支援B）

	保健指導機関名	番号	保健指導者名	職種	実施年月日	実施時間	支援 ポイント	合計 ポイント
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

(3) 電話Bによる支援（支援B）

	保健指導機関名	番号	保健指導者名	職種	実施年月日	実施時間	支援 ポイント	合計 ポイント
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

(4) e-mailBによる支援（支援B）

	保健指導機関名	番号	保健指導者名	職種	実施年月日	実施回数	支援 ポイント	合計 ポイント
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

12ヶ月後の評価(血圧、生活習慣の改善状況(喫煙))については情報を入手した場合に記載。)

	保健指導機関名 (保健指導者名・番号・番号)	実施年月日	腹囲	体重	収縮期血圧	拡張期血圧	生活習慣改善の状況	保健指導支援形態 1. 個別 2. グループ 3. 電話A 4. E-mailA	評価ができない 場合の確認
12ヶ月後の評価			cm	kg	mmHg	mmHg	栄養・食生活 身体活動 喫煙 禁煙継続・非継続	1. 個別 2. グループ 3. 電話A 4. E-mailA	1. 電話 (四) 2. E-mail (四) 3. その他 (四)

明治二十五年三月二十日
第三種郵便物認可



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

(内閣府・総務・文部科学一)

〔省 令〕

○地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令(総務三六)

○臨時石炭鉱害復旧法施行規則を廃止する省令の一部を改正する省令

(総務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一)

○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

(外務六)

○国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令(同七)

○外務省組織規則の一部を改正する省令(同八)

○歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令(財務九)

○政府資金調達事務取扱規則の一部を改正する省令(同一〇)

○慰労金国庫債券の発行交付等に関する省令を廃止する省令(同一一)

○独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関する省令の一部を改正する省令(同一二)

○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令(同一三)

○独立行政法人造幣局に関する省令及び独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する省令(同一四)

○外国為替に関する省令の一部を改正する省令(同一五)

○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

(厚生労働四三)

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令(同四四)

○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令等の一部を改正する省令(同四五)

○独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同四六)

○産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令(同四七)

○消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令(同四八)

○勤労青少年福祉推進者に関する省令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同四九)

○復旧の目的としないこととした公共施設のうち河川、道路、上水道及び下水道について支払うべき金額の算定基準を定める省令を廃止する省令(厚生労働・経済産業・国土交通一)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産一九)

○農林水産省定員規則の一部を改正する省令(同一〇)

○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令(同一二)

○農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令(同一三)

○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令(同一四)

(農林水産・経済産業三)

○農地および農業用施設に関する復旧工事後の措置に関する省令を廃止する省令及び復旧の目的としないこととした農地及び農業用施設について支払うべき金額の算定基準を定める省令を廃止する省令の一部を改正する省令(農林水産・経済産業三)

○埋蔵鉱量統計調査規則を廃止する省令(経済産業一〇)

○液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令(同一一)

○自転車競技法施行規則及び小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令(同一二)

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する行政文書に係る開示請求等の手続に関する省令(同一三)

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する保有個人情報に係る開示請求の手続に関する省令(同一四)

○復旧の目的としない家屋等について支払うべき金額の算定基準を定める省令を廃止する省令及び復旧の目的としないこととした公共施設について支払うべき金額の算定基準を定める省令を廃止する省令の一部を改正する省令(同一五)

○電気事業会計規則の一部を改正する省令(同一六)

○電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(同一七)

(国土交通二三)

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令及びエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく登録建築物調査機関等に関する省令の一部を改正する省令

(以下次のページへ続く)

○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項の一部を改正する件
(同八)

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準の一部を改正する件
(同八九)

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件(同九〇)

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施方法の全部を改正する件(同九一)

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の全部を改正する件(同九二)

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準の全部を改正する件(同九三)

○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二第四項第二号の規定に基づき特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準を定める件(同九四)

○租税特別措置法第十二条の二第一項各号及び第四十五条の二第一項各号の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件の一部を改正する件(同九五)

○中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二条第一項第三号ロ(1)の支給率を定める件
(同九六)

○中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件(同九七)

○中小企業退職金共済法施行令第二条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件(同九八)

○中小企業退職金共済法第十三条第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件(同九九)

○中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件(同一〇〇)

○確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件(同一一〇)

○消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件(同一一一)

○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示
(同一一二)

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額を定める件の一部を改正する件(同一一三)

○指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件(同一一四)

○国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を定める件(同一一四)

○厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件(同一一五)

○消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件(同一一五)

○厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件(同一一六)

○平成二十四年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額
(同一一六)

○プレス機械作業主任者技能講習規程の一部を改正する件(同一一七)

○労働安全衛生法第五十二条の二第一項の規定により都道府県労働局長が製造時等検査の業務の全部を自ら行うものとする件(同一一八)

○消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部を改正する告示
(同一一九)

○東日本大震災に伴う厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の特例を定める件(同一二〇)

○消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件(同一一一)

○国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額を定める件
(同一二二)

平成七年度	〇・五五七
平成八年度	〇・四七六
平成九年度	〇・三九九
平成十年度	〇・三二六
平成十一年度	〇・二七五
平成十二年度	〇・二二六
平成十三年度	〇・一七九
平成十四年度	〇・一三三
平成十五年度	〇・一七

平成十六年度	〇・一〇一
平成十七年度	〇・〇八二
平成十八年度	〇・〇六四
平成十九年度	〇・〇四八
平成二十年度	〇・〇三三
平成二十一年度	〇・〇二一
平成二十二年	〇・〇〇九

附 則
この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

〇厚生労働省令第四十四号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二十条及び第二十四条の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令
特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第七号第一項第三号中「第一号の規定により面接による指導を行った者」を「次のいずれかに掲げる者」に、「経過後」を「経過した日」に改め、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ 第一号の規定により面接による指導を行った者

ロ 動機付け支援対象者の健康状態等に関する情報をイに掲げる者と共有する医師、保健師又は管理栄養士（イに掲げる者が当該動機付け支援対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に限る。）

第八条第一項第三号中「第一号の規定により面接による指導を行った者」を「次のいずれかに掲げる者」に、「進捗」を「進捗」に改め、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ 第一号の規定により面接による指導を行った者

ロ 積極的支援対象者の健康状態等に関する情報をイに掲げる者と共有する医師、保健師又は管理栄養士（イに掲げる者が当該積極的支援対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に限る。）

第八条第一項第四号中「第一号の規定により面接による指導を行った者」を「次のいずれかに該当する者」に、「経過後」を「経過した日」に改め、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ 第一号の規定により面接による指導を行った者

ロ 積極的支援対象者の健康状態等に関する情報をイに掲げる者と共有する医師、保健師又は管理栄養士（イに掲げる者が当該積極的支援対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に限る。）

附則第二号中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第八条第一項第一号」を「第三号並びに第八条第一項第一号、第三号及び第四号」に改める。

附 則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

〇厚生労働省令第四十五号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第五十七号）の施行に伴い、並びに前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二十五条の三並びに国民健康保険の国庫負担金の算定等に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第一条第一項、第四条第二項及び第五条第一項第一号の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令等の一部を改正する省令

（高年齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正）

第一条 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四十条の次に次の五号を加える。

（加算対象保険者の基準）

第四十条の二 算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等（法第十八条第一項第一号に規定する特定健康診査等をいう。以下同じ。）の実施状況が著しく不十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、前年度における特定健康診査の実施率が千分の一に満たないこと又は同年度における特定保健指導の実施率が千分の一に満たないこととする。

2 前項の特定健康診査の実施率（以下この条及び次条第一号において単に「特定健康診査の実施率」という。）は、法第十八条第一項に規定する特定健康診査（以下この条において「特定健康診査」という。）の当該各年度における当該保険者に係る受診者の数を当該各年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数とする。

3 第一項の特定保健指導の実施率（次条第二号において単に「特定保健指導の実施率」という。）は、当該各年度における当該保険者に係る法第十八条第一項に規定する特定保健指導（以下この条において「特定保健指導」という。）が終了した者その他これに準ずる者の数を当該各年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数で除して得た数とする。

4 算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等の実施状況が著しく不十分であることについてやむを得ない事由があるものとして厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 災害その他の特別の事情が生じたことにより、前年度に当該保険者において、特定健康診査又は特定保健指導を実施できなかったこと。

二 特定健康診査等の前年度の対象者の数が千人未満の保険者であつて当該特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準を満たすものに係る同年度の特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる平均値以上であること。

沖繩県の項を次のように改める。

沖繩県	国頭郡国頭村 同郡大宜味村 同郡東村 同郡伊江村 島尻郡渡嘉敷村 同郡名護市 同郡読谷村 同郡南大東村 同郡北大東村 同郡伊是名村 同郡宮古市 同郡多良間村 八重山郡竹富町	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
-----	--	----------------------------

○厚生労働省告示第八十八号

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四十号）第四十条第二項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項（平成二十年厚生労働省令第三十八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう）を受診した者及び当該特定健康診査の結果に基づき特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう）を利用した者に係る報告については、なお従前の例による。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

第一号中「及び郵便番号」を「郵便番号及び資格区分（通期加入被保険者若しくは国民健康保険被保険者若しくは任意継続被保険者若しくは任意継続被保険者の被扶養者、特別退職被保険者若しくは特別退職被保険者の被扶養者又は国民健康保険の被保険者の別をいう。次号において同じ。）」に改める。

第二号中「及び郵便番号」を「郵便番号及び資格区分」に改める。

○厚生労働省告示第八十九号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第五十七号）第一条第十号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準（平成二十年厚生労働省令第四号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう）の血糖検査の結果については、なお従前の例による。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

第二号中「すべて」を「すべて」に改め、同号中「5.2%」を「5.6%（NGSP値）」に改める。

○厚生労働省告示第九十号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第五十七号）第四条第三号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十年厚生労働省令第八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう）の血糖検査の結果については、なお従前の例による。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

本文中「5.2%」を「5.6%（NGSP値）」に改める。

○厚生労働省告示第九十一号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第五十七号）第七条第一項及び第八条第二項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用し、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七

条第一項及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成二十年厚生労働省令第九号）は、平成二十五年三月三十一日限り廃止する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう）の結果に基づき特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。）については、なお従前の例による。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第7条第1項の規定に基づき動機付け支援の実施について厚生労働大臣が定める方法（以下「動機付け支援の実施方法」という。）は、第1に掲げるとおりとし、実施基準第8条第1項の規定に基づき積極的支援の実施について厚生労働大臣が定める方法（以下「積極的支援の実施方法」という。）は、第2に掲げるとおりとする。なお、平成30年3月31日までの間は、第1の2の(4)のウ並びに第2の2の(5)及び(7)のウ中「保健師又は管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。

第1 動機付け支援の実施方法

1 支援期間及び頻度

原則1回の支援とすること。

2 支援内容及び支援形態

(1) 動機付け支援対象者（実施基準第7条第2項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同じ。）が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、自ら目標を設定し行動に移すことができる内容とすること。

(2) 特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の結果（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断の結果を含む。以下同じ。）及び食習慣、運動習慣、喫煙習慣、休養習慣その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、面接による支援及び実績評価（行動計画の策定の日から6月以上経過した後に行う評価をいう。以下同じ。）を行うこと。

(3) 面接による支援は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア 生活習慣と特定健康診査の結果との関係を理解すること、生活習慣を振り返ること、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識を習得すること及びそれらが動機付け支援対象者本人の生活に及ぼす影響の認識等から、生活習慣の改善の必要性について説明すること。

イ 生活習慣を改善する場合の利点及び改善しない場合の不利益について説明すること。

ウ 食事、運動等、生活習慣の改善に必要な事項について実践的な指導をすること。

エ 動機付け支援対象者の行動目標や実績評価の時期の設定について支援するとともに、生活習慣を改善するために必要な社会資源を紹介し、有効に活用できるように支援すること。

オ 体重及び腹囲の計測方法について説明すること。

カ 動機付け支援対象者に対する面接による指導の下に、行動目標及び行動計画を作成すること。

キ 支援形態は、1人当たり20分以上の個別支援又は1グループ（1グループは8人以下とする。）当たり80分以上のグループ支援とすること。

(4) 実績評価は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア 実績評価は、個々の動機付け支援対象者に対する特定保健指導（法第18条第1項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の効果について評価するものであること。

イ 設定した行動目標が達成されているかどうか並びに身体状況及び生活習慣に変化が見られたかどうかについての評価を行うこと。

ウ 必要に応じて行動計画の策定の日から6月を経過する前に評価時期を設定して動機付け支援対象者が自ら評価するとともに、行動計画の策定の日から6月以上経過した後に医師、保健師又は管理栄養士による評価を行い、評価結果について動機付け支援対象者に提供すること。

エ 実績評価は、面接又は通信（電話又は電子メール、FAX、手紙等（以下「電子メール等」という。）をいう。以下同じ。）により行い、評価結果について動機付け支援対象者に提供すること。

第2 積極的支援の実施方法

1 支援期間及び頻度

初回に面接による支援を行うとともに、以後、3月以上の継続的な支援を行うこと。

2 支援内容及び支援形態

(1) 積極的支援対象者（実施基準第8条第2項に規定する積極的支援対象者をいう。以下同じ。）が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、生活習慣の改善に向けた自主的な取組を継続して行うことができる内容とすること。

(2) 特定健康診査の結果及び食習慣、運動習慣、喫煙習慣、休養習慣その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、積極的支援対象者の生活習慣や行動の変化（以下「行動変容」という。）の状況を把握し、当該年度及び過去の特定健康診査の結果等を踏まえ、積極的支援対象者が自らの身体状況の変化を理解できるよう促すこと。

(3) 積極的支援対象者の健康に関する考え方を受け止め、積極的支援対象者が考える将来の生活像を明確にした上で、行動変容の必要性を実感できるような働きかけを行い、具体的に実践可能な行動目標を積極的支援対象者が選択できるよう支援すること。

(4) 積極的支援対象者が具体的に実践可能な行動目標について、優先順位を付けながら、積極的支援対象者と一緒に考え、積極的支援対象者自身が選択できるよう支援すること。

(5) 医師、保健師又は管理栄養士は、積極的支援対象者が行動目標を達成するために必要な特定保健指導支援計画を作成し、積極的支援対象者の生活習慣や行動の変化の状況の把握及びその評価、当該評価に基づいた特定保健指導支援計画の変更等を行うこと。

(6) 特定保健指導実施者（実施基準第8条第1項第2号の規定に基づき、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけに関する支援を相当な期間継続して行う者をいう。（2のエにおいて同じ。）は、積極的支援対象者が行動を継続できるように定期的に支援すること。

(7) 積極的支援を終了する時には、積極的支援対象者が生活習慣の改善が図られた後の行動を継続するよう意識付けを行う必要があること。

(8) 初回の面接による支援は、第1の2の(3)に掲げる事項に留意して行うこと。この場合において、第1の2の(3)中「動機付け支援対象者」とあるのは、「積極的支援対象者」とする。

(9) 3月以上の継続的な支援については、(1)及び(4)に規定する支援により算定するポイントの合計で特定保健指導の量を判断することとし、支援Aの方法及び支援Bの方法の合計で、180ポイント以上の支援を行うこと（支援Aの方法に係るポイントが、160ポイント以上である場合に限り。）を最低条件とすること。

(10) 支援Aの方法は、次に掲げるものとする。

ア 積極的支援対象者の過去の生活習慣及び行動計画の実施状況を踏まえ、積極的支援対象者の必要性に応じた支援をすること。

イ 食事、運動等の生活習慣の改善に必要な事項について実践的な指導をすること。

ウ 進捗状況に関する評価として、積極的支援対象者が実践している取組内容及びその結果についての評価を行い、必要があると認めるときは、行動目標及び行動計画の再設定を行うこと。

エ 行動計画の実施状況について記載したものの提出を受け、それらの記載に基づいて支援を行うこと。

(11) 支援Aの方法は、次に掲げるものとする。

ア 個別支援A

イ グループ支援A（1グループは8人以下とする。）

ウ 電話支援A

エ 電子メール支援A

(12) 支援Aの方法に係るポイントの算定及び要件は、次に掲げるものとする。

ア 個別支援Aは、5分間の支援を1単位とし、1単位当たり20ポイントとすること。ただし、支援1回当たり10分以上の支援を行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は120ポイントとすること。

イ グループ支援Aは、10分間の支援を1単位とし、1単位当たり10ポイントとすること。ただし、支援1回当たり40分以上の支援を行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は120ポイントとすること。

ウ 電話支援Aは、5分間の会話を1単位とし、1単位当たり15ポイントとすること。ただし、支援1回当たり5分以上の会話をを行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は60ポイントとすること。

エ 電子メール支援Aは、1往復（特定保健指導実施者と積極的支援対象者の間で支援に必要な情報の共有を図ることにより支援を完了したと当該特定保健指導実施者が判断するまで、電子メール等を通じて支援に必要な情報のやり取りを行うことをいう。以下同じ。）の支援を1単位とし、1単位当たり40ポイントとすること。

(13) 支援Bの方法は、初回の面接の際に作成した行動計画の実施状況を確認し、行動計画に掲げた取組を維持するために励ましや賞賛を行うものとする。

(14) 支援Bの方法は、次に掲げるものとする。

ア 個別支援B

イ 電話支援B

ウ 電子メール支援B

(15) 支援Bの方法に係るポイントの算定及びその要件は、次に掲げるものとする。

ア 個別支援Bは、5分間の支援を1単位とし、1単位当たり10ポイントとすること。ただし、支援1回当たり5分以上の支援を行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は20ポイントとすること。

イ 電話支援Bは、5分間の会話を1単位とし、1単位当たり10ポイントとすること。ただし、支援1回当たり5分以上の会話をを行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は20ポイントとすること。

ウ 電子メール支援Bは、1往復の支援を1単位とし、1単位当たり5ポイントとすること。

(16) 支援Aの方法及び支援Bの方法のポイントの算定は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア 同日に複数の支援を行った場合は、いずれか1つの支援のみをポイントの算定対象とすること。また、同日に同一の支援を複数回行った場合であっても、ポイントの算定対象となるのは1回の支援のみであること。

イ 特定保健指導と直接関係のない情報（次回の支援の約束や雑談等、特定保健指導の実施と直接関わりがない情報をいう。）のやり取りはポイントの算定対象としないこと。

ウ 電話支援又は電子メール支援を行うに当たり、行動計画の作成及び提出を依頼するための電話又は電子メール等によるやり取りは、ポイントの算定対象としないこと。

(17) 実績評価は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

- ア 実績評価は、個々の積極的支援対象者に対する特定保健指導の効果について評価するものであること。
- イ 設定した行動目標が達成されているかどうか並びに身体状況及び生活習慣に変化が見られたかどうかについての評価を行うこと。
- ウ 必要に応じて行動計画の策定の日から6月を経過する前に評価時期を設定して積極的支援対象者が自ら評価するとともに、行動計画の策定の日から6月以上経過した後に医師、保健師又は管理栄養士による評価を行い、評価結果について積極的支援対象者に提供すること。
- エ 実績評価は、面接又は通信を利用し、積極的支援対象者に提供すること。
- オ 実績評価は、継続的な支援の最終回とともに実施しても構わないこと。

○厚生労働省令第117号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第117号）第16条第1項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第117号）第16条第1項の規定に基づき、特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の実施を委託する場合には、第1に掲げる基準を満たす者とし、特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の実施を委託する場合には、第2に掲げる基準を満たす者とする。なお、平成30年3月31日までの間は、第2の1の(3)及び(4)中「又は管理栄養士」とあるのは「管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」と、第2の1の(5)及び(6)中「保健師、管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。

平成二十五年三月三十一日 厚生労働大臣 田村 耕久

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の実施を委託する場合には、第1に掲げる基準を満たす者とし、特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の実施を委託する場合には、第2に掲げる基準を満たす者とする。なお、平成30年3月31日までの間は、第2の1の(3)及び(4)中「又は管理栄養士」とあるのは「管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」と、第2の1の(5)及び(6)中「保健師、管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。

第1 特定健康診査の外部委託に関する基準

1 人員に関する基準

- (1) 特定健康診査を適切に実施するために必要な医師、看護師等が質的及び量的に確保されていること。
- (2) 常勤の管理者（特定健康診査を実施する施設において、特定健康診査に係る業務に付随する事務の管理を行う者をいう。以下この(2)において同じ。）が置かれていること。ただし、事務の管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定健康診査を実施する施設の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるものとする。

2 施設、設備等に関する基準

- (1) 特定健康診査を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。
- (2) 検査や診察を行う際に、受診者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。
- (3) 救急時における応急処置のための体制が整っていること。
- (4) 健康増進法（平成14年法律第103号）第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること（医療機関においては、患者の特性に配慮すること。）。

3 精度管理に関する基準

- (1) 特定健康診査の項目について内部精度管理（特定健康診査を行う者が自ら行う精度管理（特定健康診査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）をいう。）が定期的に行われ、検査値の精度が保証されていること。
- (2) 外部精度管理（特定健康診査を行う者以外の者が行う精度管理をいう。）を定期的な受け、検査値の精度が保証されていること。
- (3) 特定健康診査の精度管理上の問題点があった場合に、適切な対応策が講じられるよう必要な体制が整備されていること。
- (4) 実施基準第1条第1項各号に掲げる項目のうち、検査の全部又は一部を外部に再委託する場合には、再委託を受けた事業者において(1)から(3)までの措置が講じられるよう適切な管理を行うこと。

4 特定健康診査の結果等の情報の取扱いに関する基準

- (1) 特定健康診査に関する記録を電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式をいう。以下同じ。）により作成し、保険者に対して当該記録を安全かつ速やかに提出すること。
- (2) 特定健康診査の結果の受診者への通知に関しては、当該受診者における特定健康診査の結果の経年管理に資する形式により行われるようにすること。
- (3) 特定健康診査に関する記録の保存及び管理が適切になされていること。
- (4) 法第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。
- (6) 保険者の委託を受けて特定健康診査の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底すること。
- (7) 特定健康診査の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定健康診査の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。

5 運営等に関する基準

- (1) 特定健康診査の受診が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定健康診査を実施するなど、受診者の利便性に配慮し、特定健康診査の受診率を上げるよう取り組むこと。
 - (2) 保険者の求めに応じ、保険者が特定健康診査の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。
 - (3) 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。
 - (4) 特定健康診査を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。
 - (5) 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
 - (6) 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定健康診査の受診者が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）により、幅広く周知すること。
- ア 事業の目的及び運営の方針
イ 従業者の職種、員数及び職務の内容
ウ 特定健康診査の実施日及び実施時間

- エ 特定健康診査の内容及び価格その他の費用の額
- オ 事業の実施地域
- カ 緊急時における対応
- キ その他運営に関する重要事項

- (7) 特定健康診査の実施者に身分を証する書類を携帯させ、特定健康診査の受診者等から求められたときは、これを提示すること。
- (8) 特定健康診査の実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定健康診査を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。
- (9) 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- (10) 特定健康診査の受診者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- (11) 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。

第2 特定保健指導の外部委託に関する基準

1 人員に関する基準

- (1) 特定保健指導の業務を統括する者（特定保健指導を実施する施設において、動機付け支援（実施基準第7条第1項に規定する動機付け支援をいう。以下同じ。）及び積極的支援（実施基準第8条第1項に規定する積極的支援をいう。以下同じ。）の実施その他の特定保健指導に係る業務全般を統括管理する者をいい、以下「統括者」という。）が、常勤の医師、保健師又は管理栄養士であること。
- (2) 常勤の管理者（特定保健指導を実施する施設において、特定保健指導に係る業務に付随する事務の管理を行う者をいう。以下この(2)において同じ。）が置かれていること。ただし、事務の管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定保健指導を行う施設の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるものとする。
- (3) 動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実績評価（行動計画の策定の日から6月以上経過後に行う評価をいう。）を行う者は、医師、保健師又は管理栄養士であること。
- (4) 積極的支援において、積極的支援対象者（実施基準第8条第2項に規定する積極的支援対象者をいう。以下同じ。）ごとに、特定保健指導支援計画の実施（特定保健指導の対象者の特定保健指導支援計画の作成、特定保健指導の対象者の生活習慣や行動の変化の状況の把握及びその評価、当該評価に基づいた特定保健指導支援計画の変更等を行うことをいう。）について統括的な責任を持つ医師、保健師又は管理栄養士が決められていること。
- (5) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者（実施基準第7条第2項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同じ。）又は積極的支援対象者に対する食生活に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者（平成20年厚生労働省告示第10号。以下「実践的指導実施者基準」という。）第1に規定する食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、食生活に関する実践的指導を自ら提供する場合には、管理栄養士その他の食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。

- (6) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する運動に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は実践的指導実施者基準第2に規定する運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、運動に関する実践的指導を自ら提供する場合には、運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。
 - (7) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムの内容に応じて、事業の再委託先や他の健康増進施設等と必要な連携を図ること。
 - (8) 特定保健指導実施者（実施基準第7条第1項第2号の規定に基づき、動機付け支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に係る動機付けに関する支援を行う者又は実施基準第8条第1項第2号の規定に基づき、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけを相当な期間継続して行う者をいう。以下同じ。）は、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましいこと。
 - (9) 特定保健指導の対象者が治療中の場合には、(4)に規定する統括的な責任を持つ者が必要に応じて当該対象者の主治医と連携を図ること。
- ### 2 施設、設備等に関する基準
- (1) 特定保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。
 - (2) 個別支援を行う際に、対象者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。
 - (3) 運動に関する実践的指導を行う場合には、救急時における応急処置のための体制が整っていること。
 - (4) 健康増進法第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること（医療機関においては、患者の特性に配慮すること。）。)
- ### 3 特定保健指導の内容に関する基準
- (1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成20年厚生労働省告示第9号）に準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、特定保健指導の対象者の特性並びに地域及び職域の特性を考慮したものであること。
 - (2) 具体的な動機付け支援又は積極的支援のプログラム（支援のための材料、学習教材等を含む。）は、保険者に提示され、保険者の了解が得られたものであること。
 - (3) 最新の知見及び情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取り組むこと。
 - (4) 個別支援を行う場合は、特定保健指導の対象者のプライバシーが十分に保護される場所で行われること。
 - (5) 委託契約の期間中に、特定保健指導を行った対象者から当該特定保健指導の内容について相談があった場合は、相談に応じること。
 - (6) 特定保健指導の対象者のうち特定保健指導を受けなかった者又は特定保健指導を中断した者に対しては、特定保健指導の対象者本人の意思に基づいた適切かつ積極的な対応を図ること。
- ### 4 特定保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準
- (1) 特定保健指導に関する記録を電磁的方法により作成し、保険者に対して当該記録を安全かつ速やかに提出すること。
 - (2) 保険者の委託を受けて、特定保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等を保存する場合には、これらを適切に保存し、管理すること。
 - (3) 法第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。
 - (4) 個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。
 - (5) 保険者の委託を受けて特定保健指導の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底すること。

- (6) インターネットを利用した支援を行う場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底し、次に掲げる措置等を講ずることにより、外部への情報漏洩、不正アクセス、コンピュータ・ウィルスの侵入等を防止すること。
- ア 秘匿性の確保のための適切な暗号化、通信の起点及び終点の識別のための認証並びにリモートログイン制限機能により安全管理を行うこと。
- イ インターネット上で特定保健指導の対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること（例えば、特定健康診査の結果（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を含む。この(6)において同じ。）のデータを含まないページにアクセスする場合には英数字のパスワードとし、特定健康診査の結果のデータを含むページにアクセスする場合には本人にしか知り得ない質問形式のパスワードとすること等）。
- ウ インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入手できるサービスを受けることについては、必ず本人の同意を得ること。
- エ 本人の同意を得られない場合における特定健康診査の結果のデータは、インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入手できるサービスを受ける者の特定健康診査の結果のデータとは別の場所に保存することとし、外部から物理的にアクセスできないようにすること。
- (7) 特定保健指導の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定保健指導の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。
- 5 運営等に関する基準
- (1) 特定保健指導の利用が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定保健指導を実施するなど、利用者の利便性に配慮し、特定保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと。
- (2) 保険者の求めに応じて、保険者が特定保健指導の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。
- (3) 特定保健指導を行う際に、商品等の勧誘、販売等を行わないこと。また、特定保健指導を行う地位を利用した不当な推奨、販売（商品等を特定保健指導の対象者の誤解を招く方法で勧めること等）等を行わないこと。
- (4) 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。
- (5) 特定保健指導を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。
- (6) 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
- (7) 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定保健指導の利用者が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）により、幅広く周知すること。
- ア 事業の目的及び運営の方針
- イ 統括者の氏名及び職種
- ウ 従業者の職種、員数及び職務の内容
- エ 特定保健指導の実施日及び実施時間
- オ 特定保健指導の内容及び価格その他の費用の額
- カ 事業の実施地域
- キ 緊急時における対応
- ク その他運営に関する重要事項

- (8) 特定保健指導実施者に身分を証する書類を携行させ、特定保健指導の利用者等から求められたときは、これを提示すること。
- (9) 特定保健指導実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定保健指導を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。
- (10) 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- (11) 特定保健指導の利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- (12) 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。
- (13) 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、以下の事項を遵守すること。
 - ア 委託を受けた業務の全部又は主たる部分を再委託してはならないこと。
 - イ 保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
 - ウ 保険者への特定保健指導の結果報告等に当たっては、再委託した分も含めて一括して行うこと。
 - エ 再委託先及び再委託する業務の内容を(7)に規定する規程に明記するとともに、(7)に規定する規程の概要にも明記すること。
 - オ 再委託先に対する必要かつ適切な監督を行うとともに、保険者に対し、再委託する業務の責任を負うこと。

○厚生労働省告示第九十三号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第十八条の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十八条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、選考、記録の保存等に関する基準を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用し、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十八条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、選考、記録の保存等に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百四十二号）は平成二十五年三月三十一日限り廃止する。

平成二十五年三月十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第17条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第17条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準は、特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の実施については、第1に掲げる基準とし、特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の実施については、第2に掲げる基準とする。なお、平成30年3月31日までの間は、第2の1の(3)及び(4)中「又は管理栄養士」とあるのは「管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」と、第2の1の(5)及び(6)中「保健師、管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。

第1 特定健康診査の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準

1 人員に関する基準

- (1) 特定健康診査を適切に実施するために必要な医師、看護師等が質的及び量的に確保されていること。

- (2) 常勤の管理者（特定健康診査を実施する施設において、特定健康診査に係る業務に付随する事務の管理を行う者をいう。以下この(2)において同じ。）が置かれていること。ただし、事務の管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定健康診査を実施する施設の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるものとする。
- 2 施設、設備等に関する基準
- (1) 特定健康診査を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。
- (2) 検査や診察を行う際に、受診者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。
- (3) 救急時における応急処置のための体制が整っていること。
- (4) 健康増進法（平成14年法律第103号）第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること。
- 3 精度管理に関する基準
- (1) 特定健康診査の項目について内部精度管理（特定健康診査を行う者が自ら行う精度管理（特定健康診査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）をいう。）が定期的に行われ、検査値の精度が保証されていること。
- (2) 外部精度管理（特定健康診査を行う者以外の者が行う精度管理をいう。）を定期的な受け、検査値の精度が保証されていること。
- (3) 特定健康診査の精度管理上の問題点があった場合に、適切な対応策が講じられるよう必要な体制が整備されていること。
- (4) 実施基準第1条第1項各号に掲げる項目のうち、検査の全部又は一部を外部に委託する場合には、委託を受けた事業者において(1)から(3)までの措置が講じられるよう適切な管理を行うこと。
- 4 特定健康診査の結果等の情報の取扱いに関する基準
- (1) 特定健康診査に関する記録を電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）により作成すること。
- (2) 特定健康診査の結果の受診者への通知に関しては、当該受診者における特定健康診査の結果の経年管理に資する形式により行われるようにすること。
- (3) 特定健康診査に関する記録の保存及び管理が適切になされていること。
- (4) 法第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。
- (5) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。
- (6) 特定健康診査の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底すること。
- (7) 特定健康診査の結果の分析等を行うため、特定健康診査の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。
- 5 運営等に関する基準
- (1) 特定健康診査の受診が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定健康診査を実施するなど、受診者の利便性に配慮し、特定健康診査の受診率を上げるよう取り組むこと。
- (2) 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。
- (3) 特定健康診査を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。
- (4) 業務の一部を委託する場合には、委託先との契約に、この告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。

- (5) 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、特定健康診査の受診者が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）により、幅広く周知すること。

- ア 事業の目的及び運営の方針
- イ 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ウ 特定健康診査の実施日及び実施時間
- エ 特定健康診査の内容及び価格その他の費用の額
- オ 事業の実施地域
- カ 緊急時における対応
- キ その他運営に関する重要事項

- (6) 特定健康診査の実施者に身分を証する書類を携行させ、特定健康診査の受診者等から求められたときは、これを提示すること。
- (7) 特定健康診査の実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定健康診査を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。
- (8) 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- (9) 特定健康診査の受診者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- (10) 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。

第2 特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準

1 人員に関する基準

- (1) 特定保健指導の業務を統括する者（特定保健指導を実施する施設において、動機付け支援（実施基準第7条第1項に規定する動機付け支援をいう。以下同じ。）及び積極的支援（実施基準第8条第1項に規定する積極的支援をいう。以下同じ。）の実施その他の特定保健指導に係る業務全般を統括管理する者をいい、以下「統括者」という。）が、常勤の医師、保健師又は管理栄養士であること。
- (2) 常勤の管理者（特定保健指導を実施する施設において、特定保健指導に係る業務に付随する事務の管理を行う者をいう。以下この(2)において同じ。）が置かれていること。ただし、事務の管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定保健指導を行う施設の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるものとする。
- (3) 動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実績評価（行動計画の策定の日から6月以上経過後に行う評価をいう。）を行う者は、医師、保健師又は管理栄養士であること。
- (4) 積極的支援において、積極的支援の対象者（実施基準第8条第2項に規定する積極的支援対象者をいう。以下同じ。）ごとに、特定保健指導支援計画の実施（特定保健指導の対象者の特定保健指導支援計画の作成、特定保健指導の対象者の生活習慣や行動の変化の状況の把握及びその評価、当該評価に基づいた特定保健指導支援計画の変更等を行うことをいう。）について統括的な責任を持つ医師、保健師又は管理栄養士が決められていること。
- (5) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者（実施基準第7条第2項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同じ。）又は積極的支援対象者に対する食生活に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者（平成20年厚生労働省告示第10号。以下「実践的指導実施者基準」という。）第1に規定する食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、食生活に関する実践的指導を自ら提供する場合には、管理栄養士その他の食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。

- (6) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する運動に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は実践的指導実施者基準第 2 に規定する運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、運動に関する実践的指導を自ら提供する場合には、運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。
- (7) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムの内容に応じて、事業の委託先や他の健康増進施設等と必要な連携を図ること。
- (8) 特定保健指導実施者（実施基準第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、動機付け支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に係る動機付けに関する支援を行う者又は実施基準第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけを相当な期間継続して行う者をいう。以下同じ。）は、国、地方公共団体、保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましいこと。
- (9) 特定保健指導の対象者が治療中の場合には、(4)に規定する統括的な責任を持つ者が必要に応じて当該対象者の主治医と連携を図ること。
- 2 施設、設備等に関する基準
 - (1) 特定保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。
 - (2) 個別支援を行う際に、対象者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。
 - (3) 運動に関する実践的指導を行う場合には、救急時における応急処置のための体制が整っていること。
 - (4) 健康増進法第 25 条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること。
- 3 特定保健指導の内容に関する基準
 - (1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成 20 年厚生労働省告示第 9 号）に準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、特定保健指導の対象者の特性並びに地域及び職域の特性を考慮したものであること。
 - (2) 最新の知見及び情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取り組むこと。
 - (3) 個別支援を行う場合は、特定保健指導の対象者のプライバシーが十分に保護される場所で行われること。
 - (4) 特定保健指導を実施する年度中に、特定保健指導を行った対象者から当該特定保健指導の内容について相談があった場合は、相談に応じること。
 - (5) 特定保健指導の対象者のうち特定保健指導を受けなかった者又は特定保健指導を中断した者に対しては、特定保健指導の対象者本人の意思に基づいた適切かつ積極的な対応を図ること。
- 4 特定保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準
 - (1) 特定保健指導に関する記録を電磁的方法により作成すること。
 - (2) 特定保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等を保存する場合には、これらを適切に保存し、管理すること。
 - (3) 法第 30 条に規定する秘密保持義務を遵守すること。
 - (4) 個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。
 - (5) 特定保健指導の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底すること。

- (6) インターネットを利用した支援を行う場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底し、次に掲げる措置等を講ずることにより、外部への情報漏洩、不正アクセス、コンピュータ・ウイルスの侵入等を防止すること。
 - ア 秘匿性の確保のための適切な暗号化、通信の起点及び終点の識別のための認証並びにリモートログイン制限機能により安全管理を行うこと。
 - イ インターネット上で特定保健指導の対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること（例えば、特定健康診査の結果（労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を含む。以下この(6)において同じ。）のデータを含まないページにアクセスする場合には英数字のパスワードとし、特定健康診査の結果のデータを含むページにアクセスする場合には本人にしか知り得ない質問形式のパスワードとすること等）。
 - ウ インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入手できるサービスを受けることについては、必ず本人の同意を得ること。
 - エ 本人の同意を得られない場合における特定健康診査の結果のデータは、インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入手できるサービスを受ける者の特定健康診査の結果のデータとは別の場所に保存することとし、外部から物理的にアクセスできないようにすること。
- (7) 特定保健指導の結果の分析等を行うため、特定保健指導の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。
- 5 運営等に関する基準
 - (1) 特定保健指導の利用が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定保健指導を実施するなど、利用者の利便性に配慮し、特定保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと。
 - (2) 特定保健指導を行う際に、商品等の勧誘、販売等を行わないこと。また、特定保健指導を行う地位を利用した不当な推奨、販売（商品等を特定保健指導の対象者の誤解を招く方法で勧めること等）等を行わないこと。
 - (3) 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。
 - (4) 特定保健指導を適切かつ継続的に実施することができるとする財務基盤を有すること。
 - (5) 業務の一部を委託する場合には、委託先との契約に、この告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
 - (6) 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、特定保健指導の利用者が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）により、幅広く周知すること。
 - ア 事業の目的及び運営の方針
 - イ 統括者の氏名及び職種
 - ウ 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - エ 特定保健指導の実施日及び実施時間
 - オ 特定保健指導の内容及び価格その他の費用の額
 - カ 事業の実施地域
 - キ 緊急時における対応
 - ク その他運営に関する重要事項

(7) 特定健康指導実施者に身分を証する書類を提示させ、特定健康指導の利用者等から求められたときは、これを提示すること。

(8) 特定健康指導実施者の情報の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定健康指導を行う施設の種類及び備品等について衛生的な管理を行うこと。

(9) 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。

(10) 特定健康指導の利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

(11) 従事者及び施設に関する諸記録を保存すること。

○厚生労働省告示第九十四号

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四十号）第四十条の二第四項第二号の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二第四項第二号の規定に基づき特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二第四項第二号の規定に基づき特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二第四項第二号の特定健康診査等の実施体制その他の事項についての基準は、次のとおりとする。

一 次のいずれかの基準を満たすこと。

イ 保険者が特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）以下「法」という。）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）又は特定健康指導（同項に規定する特定健康指導をいう。以下同じ。）を実施する場合において、当該保険者が特定健康診査及び特定健康指導の実施に関する基準（第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定健康指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準（平成二十五年厚生労働省告示第九十三号）以下「実施基準」という。）に定める基準を満たしていること。

ロ 保険者が法第二十六条の規定により他の保険者に特定健康診査又は特定健康指導の実施を依頼する場合において、当該保険者が実施基準に定める基準を満たす他の保険者と契約していること。

ハ 保険者が法第二十八条の規定により特定健康診査又は特定健康指導の実施を他の医療機関等に委託する場合において、当該保険者が特定健康診査及び特定健康指導の実施に関する基準（第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成二十五年厚生労働省告示第九十二号）を満たす他の医療機関等に委託していること。

ニ 保険者（前号ロに掲げる場合にあつては同号ロに規定する他の保険者、同号ハに掲げる場合にあつては同号ハに規定する医療機関等を含む。）が特定健康診査又は特定健康指導の対象者に対し、当該特定健康診査又は特定健康指導を受診又は利用すべき旨を受診券又は利用券の配布その他それに類する方法により、適切に通知していること。

○厚生労働省告示第九十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第六条の四第二項第一号及び第三項並びに第二十八条の二第二項第一号及び第三項の規定に基づき、租税特別措置法第二十一条の二第一号及び第四十五号の二第二項第一号及び第三項の規定を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件（平成二十一年厚生労働省告示第二百四十八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表一の1の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を削り、第七号を第四号とし、第八号から第十九号までを三号ずつ繰り上げ、第二十号から第二十三号までを削り、第二十四号を第十七号とし、第二十五号から第四十八号までを七号ずつ繰り上げ、第四十九号から第六十二号までを削り、第六十三号を第四十二号とし、第六十四号を第四十三号とし、第六十五号から第六十八号までを削り、第六十九号を第四十四号とし、第七十号から第七十六号までを二十五号ずつ繰り上げ、第七十七号中「ビデオ軟性腹腔鏡」を「ビデオ軟性腹腔鏡」に改め、同号を第五十二号とし、第七十八号から第三十号までを二十五号ずつ繰り上げ、

百三十一 腹腔鏡用ガス気腹装置

百六 腹腔鏡用ガス気腹装置

百七 非中心循環系アフターローディング式ブラキセラピー装置

百八 定位放射線治療用放射性核種システム

百九 定位放射線治療用加速線システム

百十 線形加速器システム

百十一 粒子線治療装置

百十二 放射線治療シミュレータ

改め、第三十三号を第四十四号とし、第三十三号から第三十九号までを十八号ずつ繰り上げ、

百四十 滑走式ミクロトーム

百四十一 検体前処理装置

改める。

別表一の2の項中第一号から第五号までを次のように改める。

二 体外循環装置用遠心ポンプ駆動装置

三 アテローム切除アブレーション式血管形成術用カテーテル駆動装置

四 補助循環用バルーンポンプ駆動装置

五 補助人工心臓駆動装置

別表一の2の項中第六号から第十四号までを削り、第十五号を第六号とし、第十六号から第二十号までを九号ずつ繰り上げる。

別表一の3の項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、第十号を削る。

別表一の4の項中「脳血管疾患」の下に「又は精神疾患」を加え、同項中

脳波解析装置

脳波解析装置

脳波解析装置

脳波解析装置

脳波解析装置

別表一の5の項第四号中「エルビウム・ヤグレーザ」を「エルビウム・ヤグレーザ」に改め、同

項第五号中「ネオジウム・ヤグレーザ」を「ネオジウム・ヤグレーザ」に改める。

健発0329第25号

保発0329第20号

平成25年3月29日

日本医師会長 殿

厚生労働省保険局長

(公 印 省 略)

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

平成25年度以降に実施される特定健康診査及び特定保健指導に関する電磁的
方法により作成された記録の取扱いについて

標記について、別添のとおり、都道府県知事あて通知したので、よろしくお
取り計らい願いたい。

健発0329第23号

保発0329第19号

平成25年3月29日

都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

厚生労働省保険局長

平成25年度以降に実施される特定健康診査及び特定保健指導に関する電磁的方法により作成された記録の取扱いについて

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健康診査等」という。)について、平成25年度以降に実施される特定健康診査等に係る電磁的方法により作成された記録の取扱いについては、下記のとおりとするので、御了知の上、貴都道府県内の市町村及び関係団体等への周知を図られるとともに、実施に遺漏なきようお願いしたい。

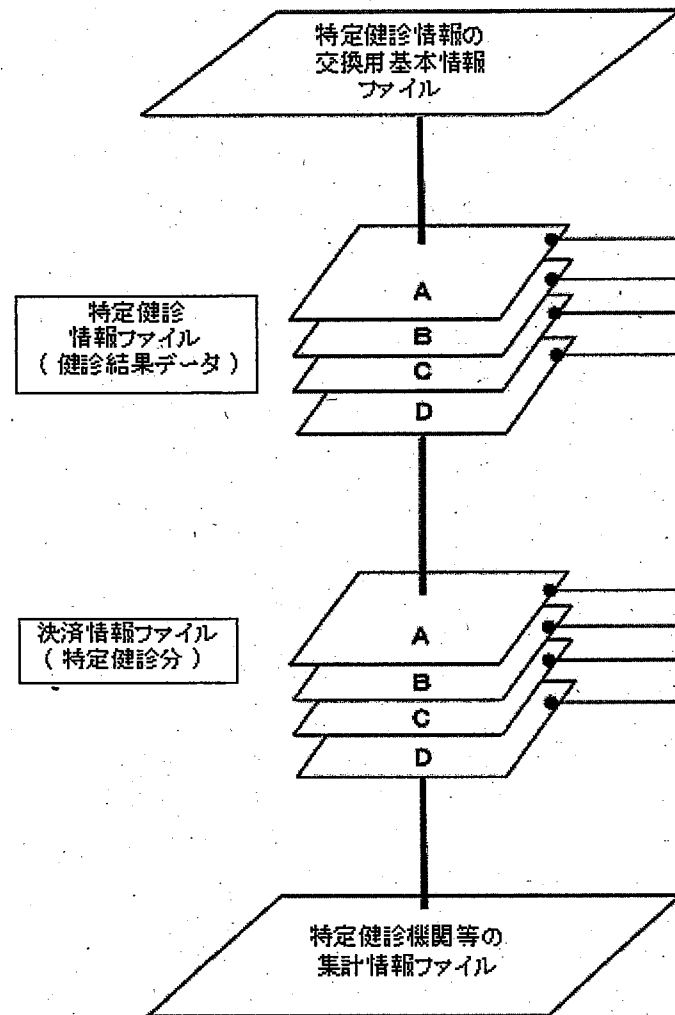
記

電磁的方法により作成する特定健康診査等に関する記録の取扱いについて

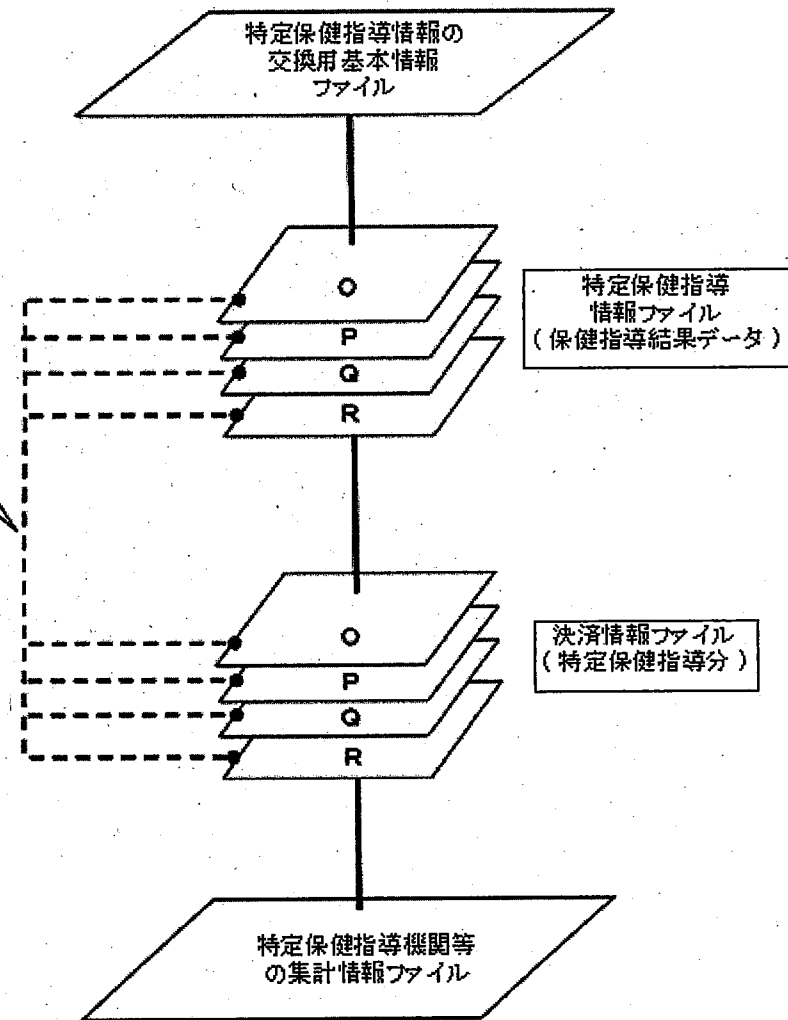
- 1 特定健康診査等の実施を委託する場合において、電磁的方法により保険者に対して提出すべき特定健康診査等に関する記録の内容は、別紙のとおりとする。
- 2 特定健康診査等に関する電磁的記録は、原則として、XMLで記述するものとする。
- 3 保険者が他の保険者に対し特定健康診査等に関する記録を送付する場合における取扱いについては、1及び2に準ずるものとする。
- 4 その他保険者が特定健康診査等の結果の写しを受領する場合においても、1及び2に準ずるものとするよう協力を得ることが望ましい。

特定健診・特定保健指導データのファイル概念図
(実施機関から医療保険者への送付用)

1 特定健診データ



2 特定保健指導データ



受診者情報で同一
受診者のファイルを
紐付け

特定健診データの電子的管理のためのファイル仕様

1 特定健診情報の交換用基本情報ファイル(1送信あたり1ファイル。)

ファイルの記号	項目名	データ型	長さ	形式	説明	備考
特定健診の交換用情報	種別	数字	2	固定	結果送付・返戻送付等の別を記録	別表1参照
	送付元機関	数字	10	可変	特定健診機関番号、代行機関番号又は保険者番号を記録	別表2参照
	送付先機関	数字	10	可変	特定健診機関番号、代行機関番号又は保険者番号を記録	別表2参照
	作成年月日	数字	8	固定	ファイルの作成年月日(西暦)を記録	
	実施区分	数字	1	固定	特定健診:「1」を記録	別表3参照
	総ファイル数	数字	6	可変	特定健診情報ファイルの数と決済情報ファイルの数を合わせた総ファイル数を記録	

2 特定健診情報ファイル(1健診結果あたり1ファイル、1送信あたり複数ファイル。)

ファイルの記号						備考	
特定健診情報	受診情報	実施区分	数字	1	固定	特定健診:「1」を記録	別表3参照
		実施年月日	数字	8	固定	特定健診の実施年月日(西暦)を記録	(注1)
		健診プログラムサービスコード	数字	3	固定	健診実施時の区分を記録	別表16参照
	特定健診機関情報	特定健診機関番号	数字	10	固定	特定健診機関番号を記録	別表2参照
		名称	漢字	40	可変	特定健診機関名称を記録	
		郵便番号	英数	8	固定	特定健診機関の郵便番号を記録	NNN-NNNN
		所在地	漢字	80	可変	特定健診機関の所在地を記録	
		電話番号	英数	15	可変	特定健診機関の電話番号を記録	
	受診者情報	整理用番号1	英数	64	固定	(当面の間、保険者内に限り任意に番号を設定する場合等に使用してもよい。)	保険者から国に送付する時のみ使用
		整理用番号2	英数	64	固定		
		保険者番号	数字	8	固定	特定健診の受診者が加入している保険者の保険者番号を記録	
		被保険者証等記号	漢字又は英数	40	可変	特定健診の受診者の被保険者証等記号を記録	レセ電算形式と同一
		被保険者証等番号	漢字又は英数	40	可変	特定健診の受診者の被保険者証等番号を記録	レセ電算形式と同一
		氏名	全角カタカナ	40	可変	特定健診の受診者氏名を記録	(注2)
		生年月日	数字	8	固定	特定健診の受診者の生年月日(西暦)を記録	(注1)
		男女区分	数字	1	固定	特定健診の受診者の性別を記録	別表4参照
		郵便番号	英数	8	固定	受診券裏面に記入された受診者の郵便番号を記録	NNN-NNNN
		住所	漢字	80	可変	受診券裏面に記入された受診者の住所を記録	
	受診券情報	受診券整理番号	数字	11	固定	保険者が記載した受診券の整理番号を記録	別表5-①参照
		有効期限	数字	8	固定	受診券の有効期限(年月日(西暦))を記録	
	特定健診の健診結果・問診結果情報(詳細な健診項目を含む)(抜粋)(注4)	項目コード	数字	17	可変	特定健診の項目コード(JLAC10・17桁コード)を記録	「健診結果・質問票情報」
		項目名	漢字又は英数	40	可変	特定健診の項目名を記録(省略可)	
		データ値	数字	項目により可変	可変	特定健診のデータ値を記録	
		単位	漢字又は英数	項目により可変	可変	特定健診のデータ値の単位を記録(省略可)	
	追加健診項目及び人間ドックの検診項目結果情報(抜粋)(注4)	項目コード	数字	17	可変	追加健診項目及び人間ドックの項目コード(JLAC10・17桁コード)を記録	「健診結果・質問票情報」
		項目名	漢字又は英数	40	可変	追加健診項目及び人間ドックの項目名を記録(省略可)	
		データ値	数字	項目により可変	可変	追加健診項目及び人間ドックのデータ値を記録	
		単位	漢字又は英数	項目により可変	可変	追加健診項目及び人間ドックのデータ値の単位を記録(省略可)	

3 決済情報ファイル

(1) 決済情報ファイル(1健診結果あたり1ファイル。)

受診情報		実施区分	数字	1	固定	特定健診:「1」を記録	別表3参照
受診者情報	特定健診機関番号	数字	10	固定	特定健診機関番号を記録		特定健診情報と決済 情報を紐付けするた めの情報
	保険者番号	数字	8	固定	特定健診の受診者が加入している保険者の保険者番号を記録		
	被保険者証等記号	漢字又は英数	40	可変	特定健診の受診者の被保険者証等記号を記録		
	被保険者証等番号	漢字又は英数	40	可変	特定健診の受診者の被保険者証等番号を記録		
	氏名	全角カタカナ	40	可変	特定健診の受診者氏名を記録		
	生年月日	数字	8	固定	特定健診の受診者の生年月日(西暦)を記録		
	男女区分	数字	1	固定	特定健診の受診者の性別を記録		
	郵便番号	英数	8	固定	受診券裏面に記入された受診者の郵便番号を記録		
	住所	漢字	80	可変	受診券裏面に記入された受診者の住所を記録		
	受診券整理番号	数字	11	固定	保険者が記載した受診券の整理番号を記録		
受診券情報	有効期限	数字	8	固定	受診券の有効期限(年月日(西暦))を記録		
	窓口負担(基本的な健診)	数字	1	固定	基本的な健診項目に係る窓口負担の種別(1:負担なし、2:定額負担、3:定率負担、4:保険者負担上限額)を記録	別表6参照 (人間ドックの場合は記録しない)	
		数字	6	固定	受診券に記載された負担額(率)又は保険者負担上限額を記録		
	窓口負担(詳細な健診)	数字	1	固定	詳細な健診項目に係る窓口負担の種別(1:負担なし、2:定額負担、3:定率負担、4:保険者負担上限額)を記録	別表6参照 (人間ドックの場合は記録しない)	
		数字	6	固定	受診券に記載された負担額(率)又は保険者負担上限額を記録		
	窓口負担(追加健診)	数字	1	固定	追加健診に係る窓口負担の種別(1:負担なし、2:定額負担、3:定率負担、4:保険者負担上限額)を記録	別表6参照 (人間ドックの場合は記録しない)	
		数字	6	固定	受診券に記載された負担額(率)又は保険者負担上限額を記録		
	窓口負担(人間ドック)	数字	1	固定	人間ドックに係る窓口負担の種別(1:負担なし、2:定額負担、3:定率負担)を記録	別表6参照	
		数字	6	固定	受診券に記載された負担額(率)を記録		

決済情報

決済情報		数字	1	固定	人間ドックに係る窓口負担の種別が保険者負担上限額の場合に「4:保険者負担上限額」を記録	別表6参照
		数字	6	固定	受診券に記載された保険者負担上限額を記録	
	請求区分	数字	2	固定	請求区分の種別を記録	別表7参照
	委託料単価(個別健診・集団健診)区分	数字	1	固定	委託料単価の種別を記録	別表15参照 (人間ドックの場合は記録しない)
	単価(基本的な健診)	数字	9	可変	基本的な健診項目の単価を記録	(人間ドックの場合は記録しない)
	単価(詳細な健診)	数字	1	固定	詳細な健診項目のコードを記録	別表8参照
		数字	9	可変	詳細な健診項目の単価を記録	項目ごとに繰り返し記録 (人間ドックの場合は記録しない)
	単価(追加健診又は人間ドック)	数字	17	固定	追加健診項目のコード(JLAC10・17桁コード)を記録(人間ドックの場合は記録しない)	項目ごとに繰り返し記録
		数字	9	可変	追加健診又は人間ドックの単価を記録	(注3)
	窓口負担金額(基本的な健診)	数字	6	固定	基本的な健診項目に係る窓口負担金額を記録	(人間ドックの場合は記録しない)
	窓口負担金額(詳細な健診)	数字	6	固定	詳細な健診項目に係る窓口負担金額を記録	(人間ドックの場合は記録しない)
	窓口負担金額(追加健診又は人間ドック)	数字	6	固定	追加健診又は人間ドックに係る窓口負担金額を記録	
	単価(合計)	数字	9	可変	単価の合計金額を記録	
	窓口負担金額(合計)	数字	9	可変	特定健診の受診者が窓口で負担した合計金額を記録	
	他の検診による負担金額	数字	9	可変	集合契約において、他の法令に基づく検診(生活機能評価等)を共同実施した場合の、他の検診側で負担する金額を記録	
	請求金額	数字	9	可変	当該受診者に係る保険者への請求金額を記録	
代行機関の処理結果	種別	数字	2	固定	データ種別を記録	別表1参照
	記録年月日	数字	8	固定	記録年月日(西暦)を記録	
	返戻理由	数字	2	固定	代行機関による返戻理由コードを記録	別表9参照
保険者の処理結果		漢字	200	可変	代行機関による返戻理由等(詳細)を記録	別表9参照
	種別	数字	2	固定	データ種別を記録	別表1参照
	記録年月日	数字	8	固定	記録年月日(西暦)を記録	
	過誤返戻理由	数字	2	固定	保険者による過誤返戻理由コードを記録	別表10参照
		漢字	200	可変	保険者による過誤返戻理由等(詳細)を記録	別表10参照

(2) 特定健診機関等の集計情報ファイル(1送信あたり1ファイル)

集計情報	実施区分	数字	1	固定	特定健診:「1」を記録	別表3参照
	特定健診受診者の総数	数字	6	可変	特定健診受診者の総数を記録	
	特定健診の単価の金額総計	数字	9	可変	特定健診に係る決済情報の単価(合計)の集計を記録	
	特定健診の窓口負担の金額総計	数字	9	可変	特定健診に係る決済情報の窓口負担金額(合計)の集計を記録	
	他の検診による負担金額の総計	数字	9	可変	集合契約において、他の法令に基づく検診(生活機能評価等)を共同実施した場合の、他の検診側で負担する金額(合計)の集計を記録	
	特定健診の請求金額総計	数字	9	可変	特定健診に係る決済情報の請求金額の集計を記録	

- 注1、西暦は数字“YYYYMMDD”の形式で格納するが、入力時・出力時のみ被保険者証や受診券等の印字を鑑み西暦(数字“GYMMDD”の形式)で対応することも考えられる。
- 注2、氏名は全角カタカナの形式で格納するが、受診券、被保険者証及びそれらのQRコードでは半角カタカナとなるため、入力時・出力時のみ半角カタカナで対応することも考えられる。
- 注3 特定健診以外の項目について、項目と単価がそれぞれ設定されている場合は、項目ごとに繰り返し記録する。
複数の項目をグループ化して単価が設定されている場合(がん検診、事業主健診、人間ドック等)はその単価のみ記録し請求が行われる。
その請求金額について、負担すべき者が複数含まれており、かつ保険者に一括で請求される取り決めをしている場合(特定健診実施機関において、各負担者ごとに分類し直接請求するべきであるが、そうしない場合。)は、請求を受けた保険者において、各負担者分を分類し、それぞれに請求する。
- 注4 「特定健診の健診結果・問診結果情報」欄や「追加健診項目及び人間ドックの検診項目結果情報」欄は、別添の「健診結果・質問票情報」から一部抜粋した項目を列挙しているに過ぎず、実際は「健診結果・質問票情報」がデータとして挿入される(そのため、「結果識別」「データ基準(下限値・上限値)」「データ値コメント」の項目は上記表では省略)。
- 注5 各ファイルはXML標準形式とする。本表は必須項目の一部を示したものであり、XML標準形式に生成するために必要な情報等については、本表にない詳細な技術的規格を掲載している<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryoussido01/info02i.html>を参照すること。

特定保健指導データの電子的管理のためのファイル仕様

1 特定保健指導情報の交換用基本情報ファイル(1送信あたり1ファイル。)

情報の記録内容	データ形式	長さ	形式	解説	備考
種別	数字	2	固定	結果送付・返戻送付等の別を記録	別表1参照
送付元機関	数字	10	可変	特定保健指導機関番号、代行機関番号又は保険者番号を記録	別表2参照
送付先機関	数字	10	可変	特定保健指導機関番号、代行機関番号又は保険者番号を記録	別表2参照
作成年月日	数字	8	固定	ファイルの作成年月日(西暦)を記録	別表2参照
実施区分	数字	1	固定	特定保健指導:「2」を記録	別表3参照
総ファイル数	数字	6	可変	特定保健指導情報ファイルの数と決済情報ファイルの数を合わせた総ファイル数を記録	

2 特定保健指導情報ファイル(1保健指導結果あたり1ファイル。1送信あたり複数ファイル。)

情報の記録内容		データ形式	長さ	形式	解説	備考	
特定保健指導利用情報	実施区分	数字	1	固定	特定保健指導:「2」を記録	別表3参照	
	実施年月日	数字	8	固定	特定保健指導の開始時・実績評価時等の年月日(西暦)を記録	(注1)	
特定保健指導機関情報	実施時点	数字	1	固定	特定保健指導の開始時・実績評価時等の別を記録	別表11参照	
	特定保健指導機関番号	数字	10	固定	特定保健指導機関番号を記録	別表2参照	
	名称	漢字	40	可変	特定保健指導機関名称を記録		
	郵便番号	英数	8	固定	特定保健指導機関の郵便番号を記録	NNN-NNNN	
	所在地	漢字	80	可変	特定保健指導機関の所在地を記録		
	電話番号	英数	15	可変	特定保健指導機関の電話番号を記録		
	整理番号1	英数	64	固定	(保険者内に限り任意に番号を設定する場合等に使用してもよい。)		
特定保健指導利用者情報	整理番号2	英数	64	固定	特定保健指導の利用者が加入している保険者の保険者番号を記録		
	保険者番号	数字	8	固定	特定保健指導の利用者の被保険者証等記号を記録	レセ電算形式と同一	
	被保険者証等記号	漢字又は英数	40	可変	特定保健指導の利用者の被保険者証等番号を記録	レセ電算形式と同一	
	被保険者証等番号	漢字又は英数	40	可変	特定保健指導の利用者の氏名を記録	(注2)	
	氏名	全角カタカナ	40	可変	特定保健指導の利用者の生年月日(西暦)を記録	(注1)	
	生年月日	数字	8	固定	特定保健指導の利用者の性別を記録	別表4参照	
	男女区分	数字	1	固定	特定保健指導の利用者の郵便番号を記録	NNN-NNNN	
	郵便番号	英数	8	固定	利用券に記載されている整理番号を記録。利用券が無い場合においても、保険者からの求めがあった場合には、指定された利用券整理番号および有効期限等を記録	別表5-②参照	
	利用券情報	利用券整理番号	数字	11	固定	保険者が記載した利用券の特定健診受診券整理番号を記録。	別表5-①参照
		特定健診受診券整理番号	数字	11	固定	利用券の有効期限(年月日(西暦))を記録	
保健指導結果情報 (抜粋) (注4)	有効期限	数字	8	固定	動機づけ支援又は積極的支援の別等を記録		
	保健指導レベル	数字	1	固定	支援形態の別を記録(記載する実施内容により名称は異なる。)	別表12参照	
	支援形態	数字	1	固定	支援回数(記載する実施内容により名称は異なる。)	別表13参照	
	回数	数字	3	可変	支援ポイントを記録(記載する実施内容により名称は異なる。)		
	ポイント	数字	4	可変			

3 決済情報ファイル

(1) 決済情報ファイル(1保健指導結果あたり1ファイル。)

情報の記録内容		データ形式	長さ	形式	解説	備考		
利用情報	実施区分	数字	1	固定	特定保健指導:「2」を記録	別表3参照		
	保健指導レベル	数字	1	固定	動機づけ支援又は積極的支援の別等を記録	別表12参照		
	実施時点	数字	1	固定	特定保健指導の開始時・実績評価時等の別を記録	別表11参照		
利用者情報	特定保健指導機関番号	数字	10	固定	特定保健指導機関番号を記録	特定保健指導情報 と決済情報を紐付け するための情報		
	保険者番号	数字	8	固定	特定保健指導の利用者が加入している保険者の保険者番号を記録			
	被保険者証等記号	漢字又は英数	40	可変	特定保健指導の利用者の被保険者証等記号を記録			
	被保険者証等番号	漢字又は英数	40	可変	特定保健指導の利用者の被保険者証等番号を記録			
	氏名	全角カタカナ	40	可変	特定保健指導の利用者氏名を記録			
	生年月日	数字	8	固定	特定保健指導の利用者の生年月日(西暦)を記録			
	男女区分	数字	1	固定	特定保健指導の利用者の性別を記録			
	郵便番号	英数	8	固定	特定保健指導の利用者の郵便番号を記録			
利用券情報	利用券整理番号	数字	11	固定	利用券に記載されている整理番号を記録。利用券が無い場合においても、保険者からの求めがあった場合には、指定された利用券整理番号および有効期限等を記録	別表6参照		
	特定健診受診券整理番号	数字	11	固定	保険者が記載した利用券の特定健診受診券整理番号を記録。			
	有効期限	数字	8	固定	利用券の有効期限(年月日(西暦))を記録			
	窓口負担	数字	1	固定	窓口負担の種別(1:負担なし、2:定額負担、3:定率負担)を記録			
		数字	6	固定	利用券に記載された負担額(率)を記録			
		数字	1	固定	窓口負担の種別(4:保険者負担上限額)を記録			
決済情報	単価	数字	9	可変	特定保健指導の単価を記録	別表6参照		
	支払割合	数字	3	可変	契約書に定められている請求時点の支払割合(%)を記録			
	実施済みポイント数	数字	4	可変	積極的支援の場合に実施済みのポイント数を記録			
	計画上のポイント数	数字	4	可変	計画上の継続的な支援のポイント数(合計)を記録			
	算定金額	数字	9	可変	単価に請求時点の支払割合を乗じた金額を記録			
	窓口負担金額	数字	1	固定	窓口負担徴収の状況を記録			
		数字	9	可変	特定保健指導の利用者が窓口で負担した金額を記録			
		数字	9	可変	当該利用者に係る保険者への請求金額を記録			
	代行機関の処理結果	種別	数字	2	固定		データ種別を記録	別表1参照
		記録年月日	数字	8	固定		記録年月日(西暦)を記録	
返戻理由		数字	2	固定	代行機関による返戻理由コードを記録	別表9参照		

保険者の処理結果	種別	漢字	200	可変	代行機関による返戻理由等(詳細)を記録	別表9参照
	記録年月日	数字	2	固定	データ種別を記録	別表1参照
	過誤返戻理由	数字	8	固定	記録年月日(西暦)を記録	
		数字	2	固定	保険者による過誤返戻理由コードを記録	別表10参照
		漢字	200	可変	保険者による過誤返戻理由等(詳細)を記録	

(2) 特定保健指導機関等の集計情報ファイル

項目名	種別	形式	長さ	単位	内容	備考
集計情報	実施区分	数字	1	固定	特定保健指導:「2」を記録	別表3参照
	特定保健指導利用者の総数	数字	6	可変	特定保健指導利用者の総数を記録	
	特定保健指導の算定金額の総計	数字	9	可変	特定保健指導に係る決済情報の算定金額の集計を記録	
	特定保健指導利用者の窓口負担の金額総計	数字	9	可変	特定保健指導に係る決済情報の窓口負担金額の集計を記録	
	特定保健指導の請求金額総計	数字	9	可変	特定保健指導に係る決済情報の請求金額の集計を記録	

注1 西暦は数字“YYYYMMDD”の形式で格納するが、入力時・出力時のみ被保険者証や利用券等の印字を鑑み和暦(数字“GYMMDD”の形式)で対応することも考えられる。

注2 氏名は全角カタカナの形式で格納するが、利用券、被保険者証及びそれらのQRコードでは半角カタカナとなるため、入力時・出力時のみ半角カタカナで対応することも考えられる。

注4 「保健指導結果情報」欄は、別添の「保健指導情報」から一部抜粋した項目を列挙しているに過ぎず、実際は「保健指導情報」がデータとして挿入される。

注5 各ファイルはXML標準形式とする。本表は必須項目の一部を示したものであり、XML標準形式に整形するために必要な情報等については、本表にない詳細な技術的規格を掲載している<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseido01/info02i.html>を参照すること。

別表1 種別コード

コード名	コード	内容	備考
種別コード	1	特定健診機関又は特定保健指導機関から代行機関	請求
	2	代行機関から特定健診機関又は特定保健指導機関	返戻
	3	代行機関から保険者	請求
	4	保険者から代行機関(未決済データの場合)	返戻依頼
	5	保険者から代行機関(決済済データの場合)	過誤請求
	6	特定健診機関又は特定保健指導機関から保険者	代行機関を介しない場合
	7	保険者から特定健診機関又は特定保健指導機関	
	8	保険者から保険者	
	9	その他	
	10	保険者から国(支払基金)	実施結果報告
	11	代行機関から保険者へ確認依頼	確認依頼
	12	予備	関係機関からの要望により設定 (検討中)
	13	予備	

別表2 特定健診機関等の番号

コード名	バイト数	内容	備考
特定健診機関等の番号	10	特定健診機関番号・特定保健指導機関番号	番号の設定については、手引きを参照
	8	代行機関番号	
	8	保険者番号	
	未定	その他	

別表3 実施区分コード

コード名	コード	内容	備考
実施区分コード	1	特定健診情報	
	2	特定保健指導情報	
	3	国(支払基金)への実施結果報告	
	4	他の健診結果の受領分	事業主健診の結果を受領した場合

別表4 男女区分コード

コード名	コード	内容	備考
男女区分コード	1	男	
	2	女	

別表5-① 受診券整理番号設定ルール

年度番号「2桁」(西暦下2桁) + 種別「1桁」 + 個人番号「8桁」

種別番号	種別	備考
1	特定健康診査	

※ 発行に当たっては、整理番号は連番とし、欠番は設定しない。

※ 個人番号部分については、保険者の実情に応じて設定できる。

(発行場所が複数拠点の場合に、支所番号を先頭に付番する等。ただし、その場合でも連番での設定を遵守すること。)

別表5-② 利用券整理番号設定ルール

年度番号「2桁」(西暦下2桁) + 種別「1桁」 + 個人番号「8桁」

種別番号	種別	備考
2	特定保健指導(積極的支援)	
3	特定保健指導(動機付け支援)	

※ 発行に当たっては、整理番号は連番とし、欠番は設定しない。

※ 年度番号については、特定保健指導の基になった特定健康診査の実施年度を記載する。

※ 個人番号部分については、保険者の実情に応じて設定できる。

(国への実績報告時においては、利用券を発券しない場合は、個人番号については固定値「00000000」を埋める。)

別表6 窓口負担コード

コード名	コード	内容	備考
窓口負担コード	1	受診者・利用者は負担なし	
	2	受診者・利用者は定額負担	(単位:円)
	3	受診者・利用者は定率負担	(単位:%)
	4	保険者の負担上限額	(単位:円)

別表7 請求区分コード

コード名	コード	内容	備考
請求区分コード	1	基本的な健診	
	2	基本的な健診＋詳細な健診	
	3	基本的な健診＋追加健診項目	
	4	基本的な健診＋詳細な健診＋追加健診項目	
	5	人間ドック	

別表8 詳細な健診項目コード(医師の判断による追加健診項目)

コード名	コード	内容	備考
詳細な健診項目コード	1	貧血検査	
	2	心電図検査	
	3	眼底検査	

別表9 代行機関の処理結果

コード名	コード	内容	備考
返戻理由コード	01	データの記録形式不備	
	02	データの記録もれ	
	03	健診結果データ異常	
	04	契約対象外	
	05	受診券・利用券の整理番号不備	
	06	有効期限外	
	07	窓口負担金額不備	
	08	健診・指導機関からの取下げ依頼による	
	09	その他	具体的内容を返戻理由2に記録

別表10 過誤返戻理由コード

コード名	コード	内容	備考
過誤返戻理由コード	01	被保険者証の記号・番号の誤り	
	02	受診券・利用券の整理番号の誤り	
	03	受診者・利用者氏名の誤り	
	04	該当者なし	
	05	保険者番号と記号の不一致	
	06	資格喪失後の受診	資格喪失日・証回収日を過誤返戻理由2に記録
	07	重複請求	複数回健診受診等を含む
	08	健診・指導機関からの取下げ依頼による	
	09	その他	具体的内容を過誤返戻理由2に記録

別表11 保健指導実施時点コード

コード名	コード	内容	備考
保健指導実施時点コード	1	開始時	
	2	実績評価時	集合契約の場合の最終決済時に記録
	3	途中終了時	被保険者資格喪失による利用停止・脱落等
	4	その他	個別契約の場合に記録(月次決済時、報告のみ等)1～3に該当しない場合

別表12 保健指導レベルコード

コード名	コード	内容	備考
保健指導レベルコード	1	積極的支援	
	2	動機づけ支援	

別表13 支援形態コード

コード名	コード	内容	備考
支援形態コード	1	個別支援 A	
	2	個別支援 B	
	3	グループ支援	
	4	電話支援A	
	5	電話支援B	
	6	電子メール支援A	
	7	電子メール支援B	

別表14 窓口負担徴収コード

コード名	コード	内容	備考
窓口負担徴収コード	1	初回指導時全額徴収した場合	
	2	1以外の場合	

別表15 委託料単価(個別健診・集団健診)区分コード

コード名	コード	内容	備考
委託料単価(個別健診・ 集団健診)区分コード	1	個別健診	
	2	集団健診	

別表16 健診種別(健診プログラムサービスコード)

コード名	コード	内容	備考
健診プログラムサービ スコード	000	不明	
	010	特定健康診査	
	020	広域連合の保健事業	
	030	事業者健診(労働安全衛生法に基づく健診)	
	040	学校健診(学校保健法に基づく職員健診)	
	050	生活機能評価	
	060	がん検診	
	090	肝炎検診	
	990	上記ではない健診(検診)	

項目	項目コード	項目名	デ グ 値	下 限 値	上 限 値	デ グ 単 位	デ グ 単 位	検査 の 実 施	検査 方法	備考
身体計測	○ 9N00100000000001	身長				数字	cm			小数点以下1桁
	○ 9N00600000000001	体重				数字	kg			小数点以下1桁
	○ 9N01100000000001	BMI				数字	kg/m ²			小数点以下1桁
	9N02100000000001	内臓脂肪面積				数字	cm ²			小数点以下1桁
	○ 9N01616010000001	腹囲(実測)				数字	cm	1: 実測		小数点以下1桁
	9N01616020000001	腹囲(自己判定)				数字	cm	2: 自己判定		小数点以下1桁
	9N01616030000001	腹囲(自己申告)				数字	cm	3: 自己申告		小数点以下1桁
	9N02600000000002	肥満度				数字	%			小数点以下1桁
	9N05100000000004	業務歴				漢字				
	○ 9N05600000000001	既往歴				コード				1: 特記すべきことあり、2: 特記すべきことなし
診察	○ 9N05616040000004	(具体的な既往歴)				漢字				特記すべきことありの場合に記載
	○ 9N06100000000001	自覚症状				コード				1: 特記すべきことあり、2: 特記すべきことなし
	○ 9N06116080000004	(所見)				漢字				特記すべきことありの場合に記載
	○ 9N06600000000001	他覚症状				コード				1: 特記すべきことあり、2: 特記すべきことなし
	○ 9N06616080000004	(所見)				漢字				特記すべきことありの場合に記載
	9N07100000000004	その他(家族歴等)				漢字				
	9N07600000000004	視診(口腔内含む)				漢字				
	9N08100000000004	打聴診				漢字				
	9N08600000000004	触診(関節可動域含む)				漢字				
	9N09100000000001	反復聴診テスト				数字	回			
血圧等	○ 9A75500000000001	収縮期血圧(その他)				数字	mmHg	3: その他		平均値等、「1回目」、「2回目」以外の値の最も確かな値を記入する
	○ 9A75200000000001	収縮期血圧(2回目)				数字	mmHg	2: 2回目		
	○ 9A75100000000001	収縮期血圧(1回目)				数字	mmHg	1: 1回目		
	○ 9A76500000000001	拡張期血圧(その他)				数字	mmHg	3: その他		平均値等、「1回目」、「2回目」以外の値の最も確かな値を記入する
	○ 9A76200000000001	拡張期血圧(2回目)				数字	mmHg	2: 2回目		
	○ 9A76100000000001	拡張期血圧(1回目)				数字	mmHg	1: 1回目		
	9N12100000000001	心拍数				数字	拍/分			
	☆ 9N14100000000001	採血時間(食後)				コード				1: 食後10時間未満、2: 食後10時間以上
	3F050000002327101	総コレステロール				数字	mg/dl	1: 可視吸光度法(コレステロール酸化酵素法)		
	3F050000002327201					数字	mg/dl	2: 紫外吸光度法(コレステロール脱水素酵素法)		
生化学検査	3F050000002399901					数字	mg/dl	3: その他		
	3F015000002327101	中性脂肪(トリグリセリド)				数字	mg/dl	1: 可視吸光度法(酵素比色法・グリセロール消去)		
	3F015000002327201					数字	mg/dl	2: 紫外吸光度法(酵素比色法・グリセロール消去)		
	3F015000002399901					数字	mg/dl	3: その他		
	3F070000002327101	HDLコレステロール				数字	mg/dl	1: 可視吸光度法(直接法(非沈降法))		
	3F070000002327201					数字	mg/dl	2: 紫外吸光度法(直接法(非沈降法))		
	3F070000002399901					数字	mg/dl	3: その他		
	3F077000002327101	LDLコレステロール				数字	mg/dl	1: 可視吸光度法(直接法(非沈降法))		
	3F077000002327201					数字	mg/dl	2: 紫外吸光度法(直接法(非沈降法))		
	3F077000002399901					数字	mg/dl	3: その他		
生化学検査	3J010000002327101	総ビリルビン				数字	mg/dl	1: 可視吸光度法(化学酸化法、酵素法、ジアルゾ法)		小数点以下1桁
	3J010000002399901					数字	mg/dl	2: その他		小数点以下1桁
	3B035000002327201	GOT(AST)				数字	U/l	1: 紫外吸光度法(JSCC標準化対応法)		
	3B035000002399901					数字	U/l	2: その他		
	3B045000002327201	GPT(ALT)				数字	U/l	1: 紫外吸光度法(JSCC標準化対応法)		
	3B045000002399901					数字	U/l	2: その他		
	3B090000002327101	γ-GT(γ-GTP)				数字	U/l	1: 可視吸光度法(JSCC標準化対応法)		
	3B090000002399901					数字	U/l	2: その他		
	3B070000002327101	ALP				数字	U/l	1: 可視吸光度法(JSCC標準化対応法)		
	3B070000002399901					数字	U/l	2: その他		
生化学検査	3C015000002327101	血清クレアチニン				数字	mg/dl	1: 可視吸光度法(酵素法)		小数点以下2桁
	3C015000002399901					数字	mg/dl	2: その他		小数点以下2桁
	3C020000002327101	血清尿酸				数字	mg/dl	1: 可視吸光度法(ウリカーゼ・ペルオキシダーゼ法)		小数点以下1桁
	3C020000002399901					数字	mg/dl	2: その他		小数点以下1桁
	3A010000002327101	総蛋白				数字	g/dl	1: 可視吸光度法(ビウレット法)		小数点以下1桁
	3A010000002399901					数字	g/dl	2: その他		小数点以下1桁
	3A015000002327101	アルブミン				数字	g/dl	1: 可視吸光度法(BCG法、BCP改良法)		小数点以下1桁
	3A015000002399901					数字	g/dl	2: その他		小数点以下1桁
	3A016000002327102	A/G				数字				計算値
	5C095000002302301	血清フェリチン				数字	ng/ml	1: エンザイム免疫アッセイ(EIA)		小数点以下1桁
生化学検査	5C095000002399901					数字	ng/ml	2: その他		小数点以下1桁
	3D010000001926101	空腹時血糖				数字	mg/dl	1: 電位差法(ブドウ糖酸化酵素電極法)		特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間(食後)のコードは2(10時間以上)でなければならない
	3D010000002227101					数字	mg/dl	2: 可視吸光度法(ブドウ糖酸化酵素法)		特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間(食後)のコードは2(10時間以上)でなければならない
	3D010000001927201					数字	mg/dl	3: 紫外吸光度法(ヘキソキナーゼ法、グルコキナーゼ法、ブドウ糖脱水素酵素法)		特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間(食後)のコードは2(10時間以上)でなければならない
	3D010000001999901					数字	mg/dl	4: その他		特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間(食後)のコードは2(10時間以上)でなければならない
	3D010129901926101	随時血糖				数字	mg/dl	1: 電位差法(ブドウ糖酸化酵素電極法)		特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間(食後)のコードは1(10時間未満)でなければならない
	3D010129902227101					数字	mg/dl	2: 可視吸光度法(ブドウ糖酸化酵素法)		特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間(食後)のコードは1(10時間未満)でなければならない
	3D010129901927201					数字	mg/dl	3: 紫外吸光度法(ヘキソキナーゼ法、グルコキナーゼ法、ブドウ糖脱水素酵素法)		特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間(食後)のコードは1(10時間未満)でなければならない
	3D010129901999901					数字	mg/dl	4: その他		特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間(食後)のコードは1(10時間未満)でなければならない
	3D045000001906202	HbA _{1c} (JDS値)				数字	%	1: 免疫学的方法(ラテックス凝集比濁法等)		小数点以下1桁
生化学検査	3D045000001920402					数字	%	2: HPLC(不安定分画除去HPLC法)		平成25年度以降に実施した健診からは記載は不可能
	3D045000001927102					数字	%	3: 酵素法		平成25年度以降に実施した健診からは記載は不可能
	3D045000001999902					数字	%	4: その他		平成25年度以降に実施した健診からは記載は不可能
	3D046000001906202	HbA _{1c} (NGSP値)				数字	%	1: 免疫学的方法(ラテックス凝集比濁法等)		小数点以下1桁
	3D046000001920402					数字	%	2: HPLC(不安定分画除去HPLC法)		平成25年度以降に実施した健診からは記載は不可能
	3D046000001927102					数字	%	3: 酵素法		平成25年度以降に実施した健診からは記載は不可能
	3D046000001999902					数字	%	4: その他		平成25年度以降に実施した健診からは記載は不可能
	1A020000000191111	尿糖				コード		1: 試験紙法(機械読み取り)		1:-、2: ±、3: +、4: ++、5: +++
	1A020000000190111					コード		2: 試験紙法(目視法)		1:-、2: ±、3: +、4: ++、5: +++
	1A010000000191111	尿蛋白				コード		1: 試験紙法(機械読み取り)		1:-、2: ±、3: +、4: ++、5: +++
尿検査	1A010000000190111					コード		2: 試験紙法(目視法)		1:-、2: ±、3: +、4: ++、5: +++
	1A100000000191111	尿潜血				コード		1: 試験紙法(機械読み取り)		1:-、2: ±、3: +、4: ++、5: +++
	1A100000000190111					コード		2: 試験紙法(目視法)		1:-、2: ±、3: +、4: ++、5: +++
	1A105160700166211	尿沈渣(所見の有無)				コード				1: 所見あり、2: 所見なし
	1A105160800166249	尿沈渣(所見)				漢字				所見ありの場合に記載
	1A030000000190301	比重				数字		1: 屈折計法		小数点以下3桁
	1A030000000199901					数字		2: その他		小数点以下3桁

血液検査	☐	2A040000001930102	ヘマトクリット値		数字	%		自動血球算定装置	小数点以下1桁
	☐	2A030000001930101	血色素量〔ヘモグロビン値〕		数字	g/dl		自動血球算定装置	小数点以下1桁
	☐	2A020000001930101	赤血球数		数字	万/mm ³		自動血球算定装置	
	☐	2A020161001930149	貧血検査(実施理由)		漢字				
	☐	2A060000001930101	MCV		数字	fL		自動血球算定装置	小数点以下1桁
	☐	2A070000001930101	MCH		数字	pg		自動血球算定装置	小数点以下1桁
	☐	2A080000001930101	MCHC		数字	%		自動血球算定装置	小数点以下1桁
	☐	2A010000001930101	白血球数		数字	/mm ³		自動血球算定装置	小数点以下1桁
	☐	2A050000001930101	血小板数		数字	万/mm ³		自動血球算定装置	
	☐	9A110160700000011	心電図(所見の有無)		コード				1: 所見あり、2: 所見なし
がん検査・生体検査等	☐	9A110160800000049	心電図(所見)		漢字				所見ありの場合に記載
	☐	9A110161000000049	心電図(実施理由)		漢字				
	☐	9N201000000000011	胸部エックス線検査(がん: 直接撮影)		コード			1: 直接撮影	1: A、2: B、3: C、4: D、5: E
	☐	9N206160700000011	胸部エックス線検査(一般: 直接撮影)(所見の有無)		コード			1: 直接撮影	1: 所見あり、2: 所見なし、3: 要再撮影
	☐	9N206160800000049	胸部エックス線検査(一般: 直接撮影)(所見)		漢字			1: 直接撮影	所見ありの場合に記載
	☐	9N211161100000049	胸部エックス線検査(直接撮影)(撮影年月日)		年月日			1: 直接撮影	yyyyymmdd
	☐	9N211161200000049	胸部エックス線検査(直接撮影)(フィルム番号)		漢字			1: 直接撮影	
	☐	9N216000000000011	胸部エックス線検査(がん: 間接撮影)		コード			2: 間接撮影	1: A、2: B、3: C、4: D、5: E
	☐	9N221160700000011	胸部エックス線検査(一般: 間接撮影)(所見の有無)		コード			2: 間接撮影	1: 所見あり、2: 所見なし、3: 要再撮影
	☐	9N221160800000049	胸部エックス線検査(一般: 間接撮影)(所見)		漢字			2: 間接撮影	所見ありの場合に記載
	☐	9N226161100000049	胸部エックス線検査(間接撮影)(撮影年月日)		年月日			2: 間接撮影	yyyyymmdd
	☐	9N226161200000049	胸部エックス線検査(間接撮影)(フィルム番号)		漢字			2: 間接撮影	
	☐	6A010160706170411	喀痰検査(塗抹鏡検 一般細菌)(所見の有無)		コード				1: 所見あり、2: 所見なし
	☐	6A010160806170449	喀痰検査(塗抹鏡検 一般細菌)(所見)		漢字				所見ありの場合に記載
	☐	6A205000006171711	喀痰検査(塗抹鏡検 抗酸菌)		コード				1: ー、2: 土、3: 十、4: 2十、5: 3十
	☐	6A205165606171711	喀痰検査(ガフキー号数)		コード				1: 0号、2: 1号、3: 2号、4: 3号、5: 4号、6: 5号、7: 6号、8: 7号、9: 8号、10: 9号、11: 10号
	☐	7A010000006143311	喀痰細胞診検査		コード				1: A、2: B、3: C、4: D、5: E
	☐	9N251000000000011	胸部CT検査(がん)		コード				1: A、2: B、3: C、4: D、5: E
	☐	9N251160700000011	胸部CT検査(所見の有無)		コード				1: 所見あり、2: 所見なし
	☐	9N251160800000049	胸部CT検査(所見)		漢字				所見ありの場合に記載
	☐	9N251161100000049	胸部CT検査(撮影年月日)		年月日				yyyyymmdd
	☐	9N251161200000049	胸部CT検査(フィルム番号)		漢字				
	☐	9N256160700000011	上部消化管エックス線(直接撮影)(所見の有無)		コード				1: 所見あり、2: 所見なし、3: 要再撮影
	☐	9N256160800000049	上部消化管エックス線(直接撮影)(所見)		漢字				所見ありの場合に記載
	☐	9N256161100000049	上部消化管エックス線(直接撮影)(撮影年月日)		年月日				yyyyymmdd
	☐	9N256161200000049	上部消化管エックス線(直接撮影)(フィルム番号)		漢字				
	☐	9N261160700000011	上部消化管エックス線(間接撮影)(所見の有無)		コード				1: 所見あり、2: 所見なし、3: 要再撮影
	☐	9N261160800000049	上部消化管エックス線(間接撮影)(所見)		漢字				所見ありの場合に記載
	☐	9N261161100000049	上部消化管エックス線(間接撮影)(撮影年月日)		年月日				yyyyymmdd
	☐	9N261161200000049	上部消化管エックス線(間接撮影)(フィルム番号)		漢字				
	☐	9N266160700000011	上部消化管内視鏡検査(所見の有無)		コード				1: 所見あり、2: 所見なし
	☐	9N266160800000049	上部消化管内視鏡検査(所見)		漢字				所見ありの場合に記載
	☐	3B339000002399811	ペプシノゲン		コード			方法問わす	1: 陽性、2: 陰性
	☐	9F130160700000011	腹部超音波(所見の有無)		コード				1: 所見あり、2: 所見なし
	☐	9F130160800000049	腹部超音波(所見)		漢字				所見ありの場合に記載
	☐	9N271160700000011	婦人科診察(所見の有無)		コード				1: 所見あり、2: 所見なし
	☐	9N271160800000049	婦人科診察(所見)		漢字				所見ありの場合に記載
	☐	9N276160700000011	乳房視触診(所見の有無)		コード				1: 所見あり、2: 所見なし
	☐	9N276160800000049	乳房視触診(所見)		漢字				所見ありの場合に記載
	☐	9N281160700000011	乳房画像診断(マンモグラフィ)(所見の有無)		コード				1: 所見あり、2: 所見なし、3: 要再撮影、4: マンモグラフィー不適
	☐	9N281160800000049	乳房画像診断(マンモグラフィ)(所見)		漢字				所見ありの場合に記載
	☐	9F140160700000011	乳房超音波検査(所見の有無)		コード				1: 所見あり、2: 所見なし
	☐	9F140160800000049	乳房超音波検査(所見)		漢字				所見ありの場合に記載
	☐	9N291160700000011	子宮頸部視診(所見の有無)		コード				1: 所見あり、2: 所見なし
	☐	9N291160800000049	子宮頸部視診(所見)		漢字				所見ありの場合に記載
	☐	9N296160700000011	子宮内診(所見の有無)		コード				1: 所見あり、2: 所見なし
	☐	9N296160800000049	子宮内診(所見)		漢字				所見ありの場合に記載
	☐	7A021165008543311	子宮頸部細胞診(細胞診婦人科材料)(B母分類)		コード				1: class I、2: class II、3: class IIIa、4: class IIIb、5: class IV、6: class V、7: 検体不良
	☐	7A021165108543311	子宮頸部細胞診(細胞診婦人科材料)(ベセスダ分類)		コード				1: Negative、2: ASC-US、3: ASC-H、4: LSIL、5: HSIL、6: AGC/AIS、7: carcinoma等、8: 検体不良
	☐	7A022000008543311	子宮体部細胞診(細胞診婦人科材料)		コード				1: 陽性、2: 疑陽性、3: 陰性、4: 検体不良
	☐	92771160700000011	直腸肛門機能(2項目以上)(所見の有無)		コード				1: 所見あり、2: 所見なし
	☐	92771160800000049	直腸肛門機能(2項目以上)(所見)		漢字				所見ありの場合に記載
	☐	92770160700000011	直腸肛門機能(1項目)(所見の有無)		コード				1: 所見あり、2: 所見なし
	☐	92770160800000049	直腸肛門機能(1項目)(所見)		漢字				所見ありの場合に記載
	☐	1B030000001599811	便潜血		コード			方法問わす	1: 陽性、2: 陰性
	☐	5D305000002399811	PSA(前立腺特異抗原)		コード			方法問わす	1: 陽性、2: 陰性
	☐	9C310000000000001	肺機能検査(努力肺活量)		数字	l			小数点以下1桁
	☐	9C320000000000001	肺機能検査(1秒量)		数字	l			小数点以下1桁
	☐	9C330000000000002	肺機能検査(1秒率)		数字	%			小数点以下1桁
	☐	9C380000000000002	肺機能検査(%VC)		数字	%			小数点以下1桁
	☐	9E160162100000001	視力(右)		数字				小数点以下2桁
	☐	9E160162500000001	視力(右: 矯正)		数字				小数点以下2桁
	☐	9E160162200000001	視力(左)		数字				小数点以下2桁
	☐	9E160162600000001	視力(左: 矯正)		数字				小数点以下2桁
	☐	9D100163100000011	聴力(右、1000Hz)		コード				1: 所見あり、2: 所見なし
	☐	9D100163200000011	聴力(右、4000Hz)		コード				1: 所見あり、2: 所見なし
	☐	9D100163500000011	聴力(左、1000Hz)		コード				1: 所見あり、2: 所見なし
	☐	9D100163600000011	聴力(左、4000Hz)		コード				1: 所見あり、2: 所見なし
	☐	9D100164000000011	聴力(検査方法)		コード				1: オージオメトリー、2: その他
	☐	9D100160900000049	聴力(その他の所見)		漢字				
	☐	9E100166000000011	眼底検査(キースワグナー分類)		コード				1: 0、2: I、3: IIa、4: IIb、5: III、6: IV
	☐	9E100166100000011	眼底検査(シェイェ分類: H)		コード				1: 0、2: 1、3: 2、4: 3、5: 4
	☐	9E100166200000011	眼底検査(シェイェ分類: S)		コード				1: 0、2: 1、3: 2、4: 3、5: 4
	☐	9E100166300000011	眼底検査(SCOTT分類)		コード				1: I (a)、2: I (b)、3: II、4: III (a)、5: III (b)、6: IV、7: V (a)、8: V (b)、9: V
	☐	9E100160900000049	眼底検査(その他の所見)		漢字				その他の所見の判定方法を用いている場合については、本欄に所見を記載すること。また、SCOTT分類を用いている場合で異常がない場合においては、その旨を記載すること。
	☐	9E100161000000049	眼底検査(実施理由)		漢字				
	☐	9E105162100000001	眼圧検査(右)		数字	mmHg			

その他医療保険者が任意に行う検査		9E10516220000001	眼圧検査(左)		数字	mmHg		1:可視吸光光度法(ラテックス凝集比濁法)	小数点以下1桁
		5C070000002306201	CRP		数字	mg/dl		2:可視吸光光度法(免疫比濁法)	
		5C070000002306301			数字	mg/dl		3:その他	
		5C070000002399901			数字	mg/dl		1:試験管法 カラム凝集法	1:A、2:B、3:AB、4:O
		5H010000001910111	血液型(ABO)		コード			2:その他	1:A、2:B、3:AB、4:O
		5H010000001999911			コード			1:試験管法 カラム凝集法	1:+、2:-
		5H020000001910111	血液型(Rh)		コード			2:その他	1:+、2:-
		5H020000001999911			コード			方法問わず	1:陽性、2:陰性
		5E071000002399811	梅毒反応		コード			方法問わず	1:陽性、2:陰性
		5F016141002399811	HBS抗原		コード			方法問わず	1:陽性、2:陰性
医師の判断		5F360149502399811	HCV抗体		コード			方法問わず	1:陽性、2:陰性
		5F360149702399811	HCV抗体(方偏)		コード			方法問わず	1:陽性、2:低力価、3:中力価、4:高力価
		5F360150002399811	HCV抗原検査		コード			方法問わず	1:陽性、2:陰性
		5F360145002399811	HCV核酸増幅検査		コード			方法問わず	1:陽性、2:陰性
		9N401000000000011	C型肝炎ウイルス検診の判定		コード				1:現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い、2:現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い
		9N406000000000049	その他の法定特殊健康診断		漢字				
		9N411000000000049	その他の法定検査		漢字				
		9N416000000000049	その他の検査		漢字				
		9N501000000000011	メタボリックシンドローム判定		コード				1:基準該当、2:予備群該当、3:非該当、4:判定不能
		9N506000000000011	保健指導レベル		コード				1:積極的支援、2:動機付け支援、3:なし、4:判定不能
		9N511000000000049	医師の診断(判定)		漢字				
		9N516000000000049	健康診断を実施した医師の氏名		漢字				
		9N521000000000049	医師の意見		漢字				
		9N526000000000049	意見を述べた医師の氏名		漢字				
		9N531000000000049	歯科医師による健康診断		漢字				
		9N536000000000049	歯科医師による健康診断を実施した歯科医師の氏名		漢字				
		9N541000000000049	歯科医師の意見		漢字				
		9N546000000000049	意見を述べた歯科医師の氏名		漢字				
		9N551000000000049	備考		漢字				
		9N556000000000011	生活機能評価の結果1		コード				1:介護予防事業の利用が望ましい、2:医学的な理由により次の介護予防の利用は不適当、3:生活機能の低下なし
		9N561000000000011	生活機能評価の結果2		コード				1:すべて、2:運動器の機能向上、3:栄養改善、4:口腔機能の向上、5その他(上記で2を選択したときに記載)
		9N566000000000049	生活機能評価の結果3		漢字				上記でその他を記載したとき記載
		9N571000000000049	医師の診断(判定)(生活機能評価)		漢字				
		9N576000000000049	診断をした医師の氏名(生活機能評価)		漢字				
		9N581161300000011	医師の診断(肺がん検診)(コード)		コード				1:精密検査必要、2:精密検査不要
		9N581161400000049	医師の診断(肺がん検診)(自由記載)		漢字				
		9N586000000000049	診断をした医師の氏名(肺がん検診)		漢字				
		9N591161300000011	医師の診断(胃がん検診)(コード)		コード				1:精密検査必要、2:精密検査不要
		9N591161400000049	医師の診断(胃がん検診)(自由記載)		漢字				
		9N596000000000049	診断をした医師の氏名(胃がん検診)		漢字				
		9N601161300000011	医師の診断(乳がん検診)(コード)		コード				1:精密検査必要、2:精密検査不要
		9N601161400000049	医師の診断(乳がん検診)(自由記載)		漢字				
		9N606000000000049	診断をした医師の氏名(乳がん検診)		漢字				
		9N611161300000011	医師の診断(子宮がん検診)(コード)		コード				1:精密検査必要、2:精密検査不要
		9N611161400000049	医師の診断(子宮がん検診)(自由記載)		漢字				
		9N616000000000049	診断をした医師の氏名(子宮がん検診)		漢字				
		9N621161300000011	医師の診断(大腸がん検診)(コード)		コード				1:精密検査必要、2:精密検査不要
		9N621161400000049	医師の診断(大腸がん検診)(自由記載)		漢字				
		9N626000000000049	診断をした医師の氏名		漢字				
		9N631161300000011	医師の診断(前立腺がん検診)(コード)		コード				1:精密検査必要、2:精密

9N871000000000011	13. 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか				コード				1: はい、0: いいえ
9N876000000000011	14. お茶や汁物等でむせることがありますか				コード				1: はい、0: いいえ
9N881000000000011	15. 口の渇きが気になりますか				コード				1: はい、0: いいえ
9N886000000000011	16. 週に1回以上は外出していますか				コード				0: はい、1: いいえ
9N891000000000011	17. 昨年と比べて外出の回数が減っていますか				コード				1: はい、0: いいえ
9N896000000000011	18. 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか				コード				1: はい、0: いいえ
9N901000000000011	19. 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか				コード				0: はい、1: いいえ
9N906000000000011	20. 今日が何月何日かわからない時がありますか				コード				1: はい、0: いいえ
9N911000000000011	21. (ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない				コード				1: はい、0: いいえ
9N916000000000011	22. (ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった				コード				1: はい、0: いいえ
9N921000000000011	23. (ここ2週間) 以前は薬にできていたことが今ではおっくうに感じられる				コード				1: はい、0: いいえ
9N926000000000011	24. (ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない				コード				1: はい、0: いいえ
9N931000000000011	25. (ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする				コード				1: はい、0: いいえ

(表の説明)

注1) ○…必須項目、□…医師の判断に基づき選択的に実施する項目、▲…医療保険者に報告する必要はないが、受診者に対して健診結果を通知する項目、●…いずれかの項目の実施で可、☆…情報を入手した場合に限り、医療保険者に報告する項目

注2) 医療保険者は、特定健診以外の項目について、健診機関等における対応の可否を踏まえ、本表に示す項目以外の項目をも含め、任意に特定健診以外の項目の実施や、当該項目の入力方法の変更等を行うことができる。

保健指導情報

番号	記載区分(注1)			項目コード	項目名	データ 値	データ タイプ	単位	備考
	1回目 の請求 時	2回目 の請求 時	国への 実績報 告時						
1001	○		○	1020000001	支援レベル		コード		1: 積極的支援、2: 動機づけ支援(健診結果に基づき階層化された区分)
1002	△		△	1020000002	行動変容ステージ		コード		1: 意志なし、2: 意志あり(6ヶ月以内)、3: 意志あり(近いうち)、4: 取組済み(6ヶ月未満)、5: 取組済み(6ヶ月以上)
1003	☆			1020000003	保健指導コース名		漢字		
1004	○		○	1022000011	初回面接の実施日付		年月日		YYYYMMDD
1005	○		○	1022000012	初回面接による支援の支援形態		コード		1: 個別支援、2: グループ支援
1006	○		○	1022000013	初回面接の実施時間		数字	分	
1007	○		○	1022000015	初回面接の実施者		コード		1: 医師、2: 保健師、3: 管理栄養士、4: その他
1008	●		●	1021000020	継続的支援予定期間		数字	週	
1009	☆			1021001031	目標腹囲		数字	cm	
1010	☆			1021001032	目標体重		数字	kg	
1011	□			1021001033	目標収縮期血圧		数字	mmHg	
1012	□			1021001034	目標拡張期血圧		数字	mmHg	
1013	☆			1021001050	一日の削減目標エネルギー量		数字	kcal	
1014	☆			1021001051	一日の運動による目標エネルギー量		数字	kcal	
1015	☆			1021001052	一日の食事による目標エネルギー量		数字	kcal	
1016		★		1032000011	中間評価の実施日付		年月日		YYYYMMDD
1017		★		1032000012	中間評価の支援形態		コード		1: 個別支援A、3: グループ支援、4: 電話A、6: 電子メール支援A
1018		★		1032000013	中間評価の実施時間		数字	分	
1019		★		1032000014	中間評価の実施ポイント		数字		自動計算
1020		★		1032000015	中間評価の実施者		コード		1: 医師、2: 保健師、3: 管理栄養士、4: その他
1021		★		1032001031	中間評価時の腹囲		数字	cm	YYYYMMDD
1022		★		1032001032	中間評価時の体重		数字	kg	
1023		▲		1032001033	中間評価時の収縮期血圧		数字	mmHg	
1024		▲		1032001034	中間評価時の拡張期血圧		数字	mmHg	
1025		★		1032001042	中間評価時の生活習慣の改善(栄養・食生活)		コード		0: 変化なし、1: 改善、2: 悪化
1026		★		1032001041	中間評価時の生活習慣の改善(身体活動)		コード		0: 変化なし、1: 改善、2: 悪化
1027		▲		1032001043	中間評価時の生活習慣の改善(喫煙)		コード		1: 禁煙継続、2: 非継続、3: 非喫煙、4: 禁煙の意志なし
1028		★		1032100011	支援A①の実施日付		年月日		YYYYMMDD
1029		★		1032100012	支援A①の支援形態		コード		1: 個別支援A、3: グループ支援、4: 電話A、6: 電子メール支援A
1030		★		1032100013	支援A①の実施時間		数字	分	
1031		★		1032100014	支援A①の実施ポイント		数字		自動計算
1032		★		1032100015	支援A①の実施者		コード		1: 医師、2: 保健師、3: 管理栄養士、4: その他
1033		★		支援A①の対応するコードと同一	支援A②の実施日付		年月日		YYYYMMDD
1034		★		支援A①の対応するコードと同一	支援A②の支援形態		コード		1: 個別支援A、3: グループ支援、4: 電話A、6: 電子メール支援A
1035		★		支援A①の対応するコードと同一	支援A②の実施時間		数字	分	
1036		★		支援A①の対応するコードと同一	支援A②の実施ポイント		数字		自動計算
1037		★		支援A①の対応するコードと同一	支援A②の実施者		コード		1: 医師、2: 保健師、3: 管理栄養士、4: その他
1038		★		支援A①の対応するコードと同一	支援A③の実施日付		年月日		YYYYMMDD
1039		★		支援A①の対応するコードと同一	支援A③の支援形態		コード		1: 個別支援A、3: グループ支援、4: 電話A、6: 電子メール支援A
1040		★		支援A①の対応するコードと同一	支援A③の実施時間		数字	分	
1041		★		支援A①の対応するコードと同一	支援A③の実施ポイント		数字		自動計算
1042		★		支援A①の対応するコードと同一	支援A③の実施者		コード		1: 医師、2: 保健師、3: 管理栄養士、4: その他
1043		★		支援A①の対応するコードと同一	支援A④の実施日付		年月日		YYYYMMDD
1044		★		支援A①の対応するコードと同一	支援A④の支援形態		コード		1: 個別支援A、3: グループ支援、4: 電話A、6: 電子メール支援A
1045		★		支援A①の対応するコードと同一	支援A④の実施時間		数字	分	
1046		★		支援A①の対応するコードと同一	支援A④の実施ポイント		数字		自動計算
1047		★		支援A①の対応するコードと同一	支援A④の実施者		コード		1: 医師、2: 保健師、3: 管理栄養士、4: その他
1048		★		1032200011	支援B①の実施日付		年月日		YYYYMMDD
1049		★		1032200012	支援B①の支援形態		コード		2: 個別支援B、5: 電話B、7: 電子メール支援B
1050		★		1032200013	支援B①の実施時間		数字	分	
1051		★		1032200014	支援B①の実施ポイント		数字		自動計算
1052		★		1032200015	支援B①の実施者		コード		1: 医師、2: 保健師、3: 管理栄養士、4: その他
1053		★		支援B①の対応するコードと同一	支援B②の実施日付		年月日		YYYYMMDD
1054		★		支援B①の対応するコードと同一	支援B②の支援形態		コード		2: 個別支援B、5: 電話B、7: 電子メール支援B

				応するコードと同一					
1055		★		支援B①の対応するコードと同一	支援B②の実施時間		数字	分	
1056		★		支援B①の対応するコードと同一	支援B②の実施ポイント		数字		自動計算
1057		★		支援B①の対応するコードと同一	支援B②の実施者		コード		1: 医師、2: 保健師、3: 管理栄養士、4: その他
1058		★		支援B①の対応するコードと同一	支援B③の実施日付		年月日		
1059		★		支援B①の対応するコードと同一	支援B③の支援形態		コード		2: 個別支援B、5: 電話B、7: 電子メール支援B
1060		★		支援B①の対応するコードと同一	支援B③の実施時間		数字	分	
1061		★		支援B①の対応するコードと同一	支援B③の実施ポイント		数字		自動計算
1062		★		支援B①の対応するコードと同一	支援B③の実施者		コード		1: 医師、2: 保健師、3: 管理栄養士、4: その他
1063		★		支援B①の対応するコードと同一	支援B④の実施日付		年月日		YYYYMMDD
1064		★		支援B①の対応するコードと同一	支援B④の支援形態		コード		2: 個別支援B、5: 電話B、7: 電子メール支援B
1065		★		支援B①の対応するコードと同一	支援B④の実施時間		数字	分	
1066		★		支援B①の対応するコードと同一	支援B④の実施ポイント		数字		自動計算
1067		★		支援B①の対応するコードと同一	支援B④の実施者		コード		1: 医師、2: 保健師、3: 管理栄養士、4: その他
1068		○	○	1042000011	6ヶ月後の評価の実施日付		年月日		YYYYMMDD
1069		○	○	1042000012	6ヶ月後の評価の支援形態又は確認方法		コード		1: 個別支援、2: グループ支援、3: 電話、4: 電子メール支援
1070		○	○	1042000015	6ヶ月後の評価の実施者		コード		1: 医師、2: 保健師、3: 管理栄養士、4: その他
1071		○	○	1042000116	6ヶ月後の評価ができない場合の確認回数		数字	回	確認方法に基づき、評価実施者が行った確認の回数
1072		○	○	1042001031	6ヶ月後の評価時の腹囲		数字	cm	
1073		○	○	1042001032	6ヶ月後の評価時の体重		数字	kg	
1074		△	△	1042001033	6ヶ月後の評価時の収縮期血圧		数字	mmHg	
1075		△	△	1042001034	6ヶ月後の評価時の拡張期血圧		数字	mmHg	
1076		○	○	1042001042	6ヶ月後の評価時の保健指導による生活習慣の改善(栄養・食生活)		コード		0: 変化なし、1: 改善、2: 悪化
1077		○	○	1042001041	6ヶ月後の評価時の保健指導による生活習慣の改善(身体活動)		コード		0: 変化なし、1: 改善、2: 悪化
1078		△	△	1042001043	6ヶ月後の評価時の保健指導による生活習慣の改善(喫煙)		コード		1: 禁煙継続、2: 非継続、3: 非喫煙、4: 禁煙の意志なし
1079	●		●	1041800117	計画上の継続的な支援の実施回数		数字	回	
1080	●		●	1041101117	計画上の継続的な支援の実施回数(個別支援A)		数字	回	
1081	●		●	1041101113	計画上の継続的な支援の合計実施時間(個別支援A)		数字	分	
1082	▲		▲	1041201117	計画上の継続的な支援の実施回数(個別支援B)		数字	回	
1083	▲		▲	1041201113	計画上の継続的な支援の合計実施時間(個別支援B)		数字	分	
1084	●		●	1041302117	計画上の継続的な支援の実施回数(グループ支援)		数字	回	
1085	●		●	1041302113	計画上の継続的な支援の合計実施時間(グループ支援)		数字	分	
1086	●		●	1041103117	計画上の継続的な支援の実施回数(電話Aによる支援)		数字	回	
1087	●		●	1041103113	計画上の継続的な支援の合計実施時間(電話Aによる支援)		数字	分	
1088	●		●	1041104117	計画上の継続的な支援の実施回数(e-mailAによる支援)		数字	回	
1089	▲		▲	1041203117	計画上の継続的な支援の実施回数(電話Bによる支援)		数字	回	
1090	▲		▲	1041203113	計画上の継続的な支援の合計実施時間(電話Bによる支援)		数字	分	
1091	▲		▲	1041204117	計画上の継続的な支援の実施回数(e-mailBによる支援)		数字	回	
1092	●		●	1041100114	計画上の継続的な支援によるポイント(支援A)		数字		
1093	▲		▲	1041200114	計画上の継続的な支援によるポイント(支援B)		数字		
1094	●		●	1041800114	計画上の継続的な支援によるポイント(合計)		数字		自動計算

1095	●	●	1042800117	実施上の継続的な支援の実施回数	数字	回	自動計算
1096	●	●	1042101117	実施上の継続的な支援の実施回数(個別支援A)	数字	回	
1097	●	●	1042101113	実施上の継続的な支援の合計実施時間(個別支援A)	数字	分	
1098	▲	▲	1042201117	実施上の継続的な支援の実施回数(個別支援B)	数字	回	
1099	▲	▲	1042201113	実施上の継続的な支援の合計実施時間(個別支援B)	数字	分	
1100	●	●	1042302117	実施上の継続的な支援の実施回数(グループ支援)	数字	回	
1101	●	●	1042302113	実施上の継続的な支援の合計実施時間(グループ支援)	数字	分	
1102	●	●	1042103117	実施上の継続的な支援の実施回数(電話Aによる支援)	数字	回	
1103	●	●	1042103113	実施上の継続的な支援の合計実施時間(電話Aによる支援)	数字	分	
1104	●	●	1042104117	実施上の継続的な支援の実施回数(e-mailAによる支援)	数字	回	
1105	▲	▲	1042203117	実施上の継続的な支援の実施回数(電話Bによる支援)	数字	回	
1106	▲	▲	1042203113	実施上の継続的な支援の合計実施時間(電話Bによる支援)	数字	分	
1107	▲	▲	1042204117	実施上の継続的な支援の実施回数(e-mailBによる支援)	数字	回	
1108	●	●	1042100114	継続的な支援によるポイント(支援A)	数字		自動計算
1109	▲	▲	1042200114	継続的な支援によるポイント(支援B)	数字		自動計算
1110	●	●	1042800114	継続的な支援によるポイント(合計)	数字		自動計算
1111	▲	▲	1042800118	禁煙指導の実施回数	数字	回	
1112	●	●	1042000022	実施上の継続的な支援の終了日	年月日		YYYYMMDD
1113		★	1042000081	委託先保健指導機関番号(1)	数字		
1114		★	1042000082	委託先保健指導機関名(1)	漢字		
1115		★	1042000085	主対応内容(1)	コード		1: 個別支援、2: グループ支援、3: 電話、4: 電子メール支援
1116		★	委託先保健指導機関番号(1)と同じ	委託先保健指導機関番号(2)	数字		
1117		★	委託先保健指導機関名(1)と同じ	委託先保健指導機関名(2)	漢字		
1118		★	主対応内容(1)と同じ	主対応内容(2)	コード		1: 個別支援、2: グループ支援、3: 電話、4: 電子メール支援
1119		★	委託先保健指導機関番号(1)と同じ	委託先保健指導機関番号(3)	数字		
1120		★	委託先保健指導機関名(1)と同じ	委託先保健指導機関名(3)	漢字		
1121		★	主対応内容(1)と同じ	主対応内容(3)	コード		1: 個別支援、2: グループ支援、3: 電話、4: 電子メール支援
1122		★	委託先保健指導機関番号(1)と同じ	委託先保健指導機関番号(4)	数字		
1123		★	委託先保健指導機関名(1)と同じ	委託先保健指導機関名(4)	漢字		
1124		★	主対応内容(1)と同じ	主対応内容(4)	コード		1: 個別支援、2: グループ支援、3: 電話、4: 電子メール支援

注1 1回目の請求時=初回面接終了後、2回目の請求時=6ヶ月後の実績評価終了後。

条件: ○…必須入力項目、★…少なくとも保険者が委託により実施した場合は必須入力項目、△…情報を入手した場合にのみ入力、□…計画において目標値を定めた場合についてのみ入力。

●…必須入力項目(積極的支援の場合のみ)、★…少なくとも保険者が委託により実施した場合は必須入力項目(積極的支援の場合のみ)、▲…情報を入手した場合にのみ入力(積極的支援の場合のみ)とするが、動機付け支援の場合において、保険者との契約により継続的な支援の実施及びその報告が求められている場合についてのみ入力する(積極的支援に準じた継続的支援を実施する場合のみ)。

注2 必須でなくとも全項目電子化し保管することも可。また電子化しない場合でも紙での記録(対象者一人ひとりの「特定保健指導支援計画及び実施報告書」)は委託・直営に関わらず必須

注3 2回目以降の報告は、それまでのデータに追加(上書き)しやり取りするものとする。

注4 ○☆は代行機関等でチェックすべき項目を示したものであり、各回の送付ファイルに入れるべき項目を示したのではない。

注5 項目1113～1124については、当該保健指導を実施している保険者(又は保健指導機関)が継続的支援の一部を委託(又は再委託)している場合に入力する。

平成 25 年 3 月 29 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する平成 25 年度以降に実施した特定健康診査等に基づく特定保健指導の実施状況に関する結果について

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 142 条の規定において、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、保険者に対し、毎年度、特定健康診査等（法第 18 条第 1 項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の実施状況に関する報告を求めることとされており、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 140 号）第 44 条第 2 項の規定に基づき、保険者は、基金に対し、毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等の実施状況に関する結果として厚生労働大臣が定める事項を、報告するとされているところである。

この特定健康診査等の実施状況に関する結果として厚生労働大臣が定める事項については、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第 44 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項（平成 20 年厚生労働省告示第 380 号。以下「事項告示」という。）に定めているが、詳細な内容は、下記のとおりとするので、御了知の上、貴都道府県内の市町村及び関係団体等への周知を図られるとともに、実施に遺漏なきようお願いしたい。なお、当該通知は、平成 25 年度以降に実施した特定健康診査等について報告を求める際に適用されるものとし、それ以前に実施された特定健康診査等の結果報告については、なお従前の例とする。

記

第 1 基本的事項

一 提出方法及び提出様式

1 提出方法

保険者は、支払基金に対し、毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等の実施状況に関する結果として厚生労働大臣が定める事項（事項告示において規定する事項）を、電子情報処理組織（保険者が使用する電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と

支払基金が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法又は当該事項を記録した光ディスクその他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を提出する方法により、当該年度の翌年度の11月1日までに報告すること。

2 提出に用いる様式

- (1) 事項告示において規定する事項の内容の詳細については、別紙のとおりとする。なお、別紙における別表6「特定健診等の実施及びその成果の集計情報ファイル(以下「集計情報ファイル」という。)」の作成に当たっては、第2を参考とすること。
- (2) 保険者が1の様式を支払基金に提出するに当たっての電磁的記録については、XMLで記述するものとする。

二 報告対象

- 1 報告対象となるのは、報告対象年度における、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。)第1条第1項の規定に基づく特定健康診査の対象者(特定健康診査の実施年度中に40歳以上74歳以下に達する、実施年度の4月1日時点での加入者)及び実施基準第4条第1項の規定に基づく特定保健指導の対象者のうち、次の(1)及び(2)に掲げる者を除いた者の実施状況に関する結果である。

- (1) 特定健康診査等の実施年度途中における加入及び脱退等の異動者(但し、年度末の3月31日付けで脱退した者は除外しない(報告対象に含める)ものとする。また、第2の二の1の(2)のみ異動者も含めた集計を行うものとする)
- (2) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成20年厚生労働省告示第3号)に規定する各項のいずれかに該当する者と保険者が確認できた(確認できたことを証するものを保険者にて保管しておくこと)もの

2 提出対象となる特定健診・特定保健指導情報ファイル

- (1) 特定健康診査の実施状況に関する結果(別紙における特定健診情報ファイル)
報告対象年度に実施した特定健康診査の結果(特定健康診査に相当する他の健康診断(実施基準第2条に規定する健康診断。以下「他の健康診断」という。))を受診した者の当該健康診断に関する記録の写しを保険者において保管している場合は、これも含む)のうち、必要な全ての項目を実施した結果のみならず、欠損している項目があっても、実施した項目により積極的支援の対象者や動機付け支援の対象者、あるいは特定保健指導の非対象者であることを確定できる結果も提出するものとする(第2の二の1の(6)の「評価対象者数」に算入できた者の結果が提出対象となる)。
- (2) 特定保健指導の実施状況に関する結果(別紙における特定保健指導情報ファイル)
報告対象年度の特定健康診査の結果を用いて実施した特定保健指導のうち、報告期

限までに完了（ここで言う完了とは、全ての指導が完了した場合のみではなく、途中で脱落したことにより終了が確定した場合も含む）した結果を提出するものとする（報告対象年度末までに完了した結果のみではないことに注意）。

なお、報告期限までに完了できなかったものの、その後完了した特定保健指導の実施状況に関する結果については、報告対象年度の翌年度の報告に含めることとし、報告対象年度の集計情報ファイルにおける特定保健指導の終了者数の集計からは除外する。その場合、報告対象年度の翌年度の報告において、報告対象年度における特定保健指導の終了者が、報告対象年度の翌年度の特定保健指導も利用し終了していたとしても、併せて報告することはできない（同一年度における報告において複数の報告は認められないので、報告対象年度の終了結果、又は翌年度の終了結果のいずれかを選択し報告する）ことに注意し、特定保健指導の実施スケジュールにおいて、できる限り実施年度を大幅に超えない（あるいは報告期限を超えない）よう工夫されたい。詳細は第2の三の2を参照のこと。

第2 特定健康診査等の実施及びその成果の集計に関する事項

一 集計情報ファイルの作成について

1 集計情報ファイルの構成

第1の二の1に示した報告対象となる者を次の(1)から(17)までに区分し、その区分毎にそれぞれ二に掲げる事項について集計したファイルを作成するものとする。

なお、(1)から(14)のいずれかにおいて、報告すべき者がいない性・年齢階層がある場合、当該性・年齢階層のファイルについては各事項に0を記録する（いかなる場合であっても必ず17のファイルを作成し提出する）。

- (1) 40歳から44歳までの男性
- (2) 40歳から44歳までの女性
- (3) 45歳から49歳までの男性
- (4) 45歳から49歳までの女性
- (5) 50歳から54歳までの男性
- (6) 50歳から54歳までの女性
- (7) 55歳から59歳までの男性
- (8) 55歳から59歳までの女性
- (9) 60歳から64歳までの男性
- (10) 60歳から64歳までの女性
- (11) 65歳から69歳までの男性
- (12) 65歳から69歳までの女性
- (13) 70歳から74歳までの男性
- (14) 70歳から74歳までの女性
- (15) 全年齢層（40歳から74歳まで）の男性
- (16) 全年齢層（40歳から74歳まで）の女性
- (17) 全年齢層（(1)から(14)までの合計）

2 集計情報ファイルの作成に当たっての留意事項

集計情報ファイルの作成に当たっては、次の(1)及び(2)に留意すること。

- (1) 「昨年度」欄においては特定健康診査等の実施年度の前年度の集計結果をそのまま記録し、「増減」欄においては特定健康診査等の実施年度の集計結果（「今年度」欄）と特定健康診査等の実施年度の前年度の集計結果（「昨年度」欄）との差異（「昨年度」欄の数値から「今年度」欄の数値を減じた数（単位が%の項目についてもそのまま減算した結果を記録）。なお、「今年度」欄や「昨年度」欄に小数点以下の数値が発生する場合は、それぞれの欄において(2)に示す方法で端数処理を行った後に差異の計算を行う）を記録する。
- (2) 二に掲げる集計事項のうち、健診受診率や内臓脂肪症候群該当者の割合等小数点以下の数値が生じうる事項については、小数点以下第2位で四捨五入を行い、小数点以下第1位までの値で記録することとする。なお、小数点以下の数値が生じない場合は小数点以下第1位については0を記録する。

二 集計事項について

1 全体的事項

(1) 特定健康診査対象者数

「特定健康診査対象者数」については、第1の二の1に示した報告対象となる者の数とする。

(2) 特定健康診査の対象となる被扶養者の数

「特定健康診査の対象となる被扶養者の数」については、報告対象年度中に40歳以上74歳以下に達する、報告対象年度の4月1日時点での被扶養者の数とする。（ここでいう「被扶養者」とは、法第7条第3項第6号及び同項第7号に規定するものをいう。）

この項目のみ第1の二の1に示した報告対象となる者とは異なり、(1)の「特定健康診査対象者数」のうちの被扶養者の数ではないことに注意されたい。

なお、この項目については、被用者保険の保険者のみ記録することとする。

(3) (2)のうち、特定健康診査受診券を配布した者の数

「(2)のうち、特定健康診査受診券を配布した者の数」については、(2)の「特定健康診査の対象となる被扶養者の数」に含まれる者のうち、保険者が特定健康診査の受診券を配布した者の数とする（発券枚数ではなく配布した者の数であることに注意。例えば1人に再発行等行った場合でも集計時の数は1である）。

なお、被扶養者に対する特定健康診査の実施に当たり受診券を使用しない場合（被保険者証のみで受診可とする場合等）であっても、特定健康診査の対象となる被扶養者に対し、個別に受診方法等の案内を配布し、その案内に従って受診先の予約等必要な手続を行えば受診できるようになっている場合は、その案内を配布した者の数も集計に含めることとする。

この項目については、被用者保険の保険者のみ記録することとする。

(4) 特定健康診査受診者数

「特定健康診査受診者数」については、(1)の「特定健康診査対象者数」のうち、実施基準第1条第1項各号に定める項目の全てを、「特定健康診査及び特定保健指導の実施について（平成20年3月10日 健発第0310007号、保発第0310001号。以下「実施通知」という。）」第一に掲げる事項を踏まえ特定健康診査を実施した者の数とする。

他の健康診断を受診した者の当該健康診断に関する記録の写しを保険者において保管している場合は、当該健康診断を受診した者については、特定健康診査受診者数にも含むものとする（但し、他の健康診断が特定健康診査の項目の一部しか実施していない場合は、不足する項目について保険者等において追加実施することにより特定健康診査の項目の全てが実施された特定健康診査に関する結果のみを特定健康診査受診者数に含めること）。

なお、次のアからウまでに該当する場合に限り、特定健康診査の項目を省略（あるいは代替）しても特定健康診査を実施したとみなすことができることから、特定健康診査受診者数に含めることとする。

ア 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成20年厚生労働省告示第5号。以下「省略基準告示」という。）に規定する基準に基づき、医師が必要ないと認めるときは、腹囲の検査を省略することができる。

イ 実施基準第1条第3項の規定に基づく内臓脂肪の面積の測定を行った場合は、実施基準第1条第1項第3号の腹囲の検査を行ったものとみなす。

ウ 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者への尿検査は省略することができる（その場合、別紙の特定健診情報ファイル中「健診結果・質問票情報」における「医師の診断（判定）」欄に上記のようなやむを得ず実施できなかった理由が示されている等、測定が不可能であったことが判別できる必要がある）。

(5) 健診受診率

「健診受診率」については、(4)の「特定健康診査受診者数」を(1)の「特定健康診査対象者数」で除し、100を乗じ算出した値とする。

(6) 評価対象者数

「評価対象者数」については、実施基準第1条第1項各号に掲げる特定健康診査の項目の一部が実施できなかったために(4)の「特定健康診査受診者数」には算入できないものの、実施した特定健康診査の項目から実施基準第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき特定保健指導の対象者あるいは非対象者と確定できる者を、(4)の「特定健康診査受診者数」に加えた数（つまり、欠損している項目があっても、実施した項目により積極的支援の対象者、動機付け支援の対象者、あるいは特定保健

指導の非対象者（第3の二の5の(6)に示すように、別紙の特定健診情報ファイル中「健診結果・質問票情報」の「BMI」欄に20未満の値が記録されており、かつ「腹囲」の欄に結果が記録されていない場合に、「保健指導レベル」の欄に「3：なし」ではなく「4：判定不能」と記録されている場合も含む。）であることを確定できる場合には、評価対象者に含む。

なお、実施基準第4条の規定により、BMIが25以上であっても腹囲が欠損している場合は、特定保健指導の対象者と確定されないことに注意されたい。

2 内臓脂肪症候群に関する事項

(1) 内臓脂肪症候群該当者数

「内臓脂肪症候群該当者数」については、1の(6)の「評価対象者数」に含まれる者のうち、内臓脂肪の蓄積（次のアに該当）に加え、次のイからエまでの2つ以上に該当する者の数（別紙の特定健診情報ファイル中「健診結果・質問票情報」の「メタボリックシンドローム判定」欄において「1：基準該当」と記録された者の数を集計）とする。

ア 内臓脂肪蓄積：腹囲が男性で85cm以上、女性で90cm以上（CTスキャン等での測定により内臓脂肪面積が 100 cm^2 以上の場合は、これに代える。なお、腹囲と内臓脂肪面積の両方を測定している場合は、内臓脂肪面積の結果を優先し判定に用いる。）

イ 血中脂質：中性脂肪 150 mg/dl 以上 かつ/または HDL コレステロール 40 mg/dl 未満（空腹時採血でない場合も当該基準を用いて判定する） かつ/または 高トリグリセライド血症に対する薬剤治療あるいは低 HDL コレステロール血症に対する薬剤治療（脂質異常症に対する薬剤治療を受けているが、高トリグリセライド血症に対する薬剤治療あるいは低 HDL コレステロール血症に対する薬剤治療が否かが明らかでない場合については、血中脂質に関する項目に該当すると判断する。）

ウ 血圧：収縮期血圧 130 mmHg 以上 かつ/または 拡張期血圧 85 mmHg 以上 かつ/または 高血圧に対する薬剤治療

エ 血糖：空腹時血糖 110 mg/dl 以上 かつ/または ヘモグロビンA1c 6.0% 以上 かつ/または 糖尿病に対する薬剤治療（なお、空腹時血糖とヘモグロビンA1cの両方を測定している場合は、空腹時血糖の結果を優先し判定に用いる。）

(2) 内臓脂肪症候群該当者割合

「内臓脂肪症候群該当者割合」については、(1)の「内臓脂肪症候群該当者」を、1の(6)の「評価対象者数」で除し、100を乗じて算出した値とする。

(3) 内臓脂肪症候群予備群者数

「内臓脂肪症候群予備群者数」については、1の(6)の「評価対象者数」に含まれる者のうち、内臓脂肪の蓄積（(1)のアに該当）に加え、(1)のイからエまでの1つに該当する者の数（別紙の特定健診情報ファイル中「健診結果・質問票情報」の「メタボリックシンドローム判定」欄で「2：予備群該当」と記録された者の数を集計）

とする。

(4) 内臓脂肪症候群予備群者割合

「内臓脂肪症候群予備群割合」については、(3)の「内臓脂肪症候群予備群」を、1の(6)の「評価対象者数」で除し、100 を乗じて算出した値とする。

3 服薬中の者に関する事項

(1) 高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者の数

「高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者の数」については、別紙の特定健診情報ファイル中「健診結果・質問票情報」の「服薬 1 (血圧)」の欄に「1:服薬あり」と記録される者の数と「保険者再確認 服薬 1 (血圧)」の欄に、「1:医師が本人との面談等にて確認」・「2:保健師が本人との面談等にて確認」・「3:管理栄養士が本人との面談等にて確認」又は「4:看護師が本人との面談等にて確認」が記録されている者の数とを合算して得た数とする。

(2) 高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者の割合

「高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者の割合」については、(1)の「高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者の数」を、1の(6)の「評価対象者数」で除し、100 を乗じて算出した値とする。

(3) 脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者の数

「脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者の数」については、別紙の特定健診情報ファイル中「健診結果・質問票情報」の「服薬 3 (脂質)」の欄に、「1:服薬あり」と記録される者の数と「保険者再確認 服薬 3 (脂質)」の欄に、「1:医師が本人との面談等にて確認」・「2:保健師が本人との面談等にて確認」・「3:管理栄養士が本人との面談等にて確認」又は「4:看護師が本人との面談等にて確認」が記録されている者の数とを合算して得た数とする。

(4) 脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者の割合

「脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者の割合」については、(3)の「脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者の数」を、1の(6)の「評価対象者数」で除し、100 を乗じて算出した値とする。

(5) 糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者の数

「糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者の数」については、別紙の特定健診情報ファイル「健診結果・質問票情報」の「服薬 2 (血糖)」の欄に、「1:服薬あり」と記録される者の数と「保険者再確認 服薬 2 (血糖)」の欄に、「1:医師が本人との面談等にて確認」・「2:保健師が本人との面談等にて確認」・「3:管理栄養士が本人との面談等にて確認」又は「4:看護師が本人との面談等にて確認」が記録されている者の数とを合算して得た数とする。なお、インスリン療法を行っている者を含む。

(6) 糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者の割合

「糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者の割合」については、(5)の「糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者の数」を、1の(6)の「評価対象者数」で除し、100を乗じて算出した値とする。

4 内臓脂肪症候群該当者の減少率に関する事項

(1) 昨年度の内臓脂肪症候群該当者の数

「昨年度の内臓脂肪症候群該当者の数」については、報告対象年度の前年度の報告において2の(1)の「内臓脂肪症候群該当者数」に含まれた者のうち、報告対象年度の時点で、報告する保険者を脱退した者を除いた数とする。

なお、報告対象年度の前年度の報告においては、他の保険者に加入していたために2の(1)の「内臓脂肪症候群該当者数」に含まれていなかったものの、報告対象年度の時点で他の保険者から新たに加入し報告対象年度の特定健康診査等を受けた者であって保険者がその者の前年度の特定健康診査等の実施状況に関する結果を入手しており、その結果において2の(1)の「内臓脂肪症候群該当者数」に該当する者がいる場合は、保険者の判断でその者の結果をこの数に含めてもよい。

(2) (1)のうち、今年度の内臓脂肪症候群予備群の数

「(1)のうち、今年度の内臓脂肪症候群予備群の数」については、(1)の数に含めた者のうち、報告対象年度の実施結果においては内臓脂肪症候群の予備群となった者の数（報告対象年度の前年度の特定健診情報ファイル中「健診結果・質問票情報」における「メタボリックシンドローム判定」欄で「1：基準該当」と記録された者のうち、報告対象年度の特定健診情報ファイルの同欄で「2：予備群該当」と記録された者の数を集計）となる。

(3) (1)のうち、今年度の内臓脂肪症候群予備群の割合

「(1)のうち、今年度の内臓脂肪症候群予備群の割合」については、(2)の「(1)のうち、今年度の内臓脂肪症候群予備群の数」を(1)の「昨年度の内臓脂肪症候群該当者の数」で除し、100を乗じて算出した値とする。

(4) (1)のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の数

「(1)のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の数」については、報告対象年度の前年度の実施結果において内臓脂肪症候群の該当者であった者のうち、報告対象年度の実施結果においては内臓脂肪症候群の該当者あるいは予備群でなくなった者の数（報告対象年度の前年度の特定健診情報ファイル中「健診結果・質問票情報」における「メタボリックシンドローム判定」欄で「1：基準該当」と記録された者のうち、報告対象年度の特定健診情報ファイルの同欄で「3：非該当」と記録された者の数を集計）となる。

- (5) (1)のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の割合
「(1)のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の割合」
については、(4)の「(1)のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の数」を(1)の「昨年度の内臓脂肪症候群該当者の数」で除し、100 を乗じて算出した値とする。

(6) 内臓脂肪症候群該当者の減少率

「内臓脂肪症候群該当者の減少率」については、(2)の「(1)のうち、今年度の内臓脂肪症候群予備群の数」と(4)の「(1)のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の数」の合計を(1)の「昨年度の内臓脂肪症候群該当者の数」で除し、100 を乗じて算出した値とする。

5 内臓脂肪症候群予備群の減少率に関する事項

(1) 昨年度の内臓脂肪症候群予備群の数

「昨年度の内臓脂肪症候群予備群の数」については、報告対象年度の前年度の報告において2の(3)の「内臓脂肪症候群予備群者数」に含まれた者のうち、報告対象年度の時点で、報告する保険者を脱退した者を除いた数とする。

なお、報告対象年度の前年度の報告においては、他の保険者に加入していたために2の(3)の「内臓脂肪症候群予備群者数」に含まれていなかったものの、報告対象年度の時点で他の保険者から新たに加入し報告対象年度の特定健康診査等を受けた者であって、保険者がその者の前年度の特定健康診査等の実施状況に関する結果を入手しておりその結果において2の(1)の「内臓脂肪症候群予備群者数」に該当する者がいる場合は、保険者の判断でその者の結果をこの数に含めてもよい。

(2) (1)のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の数

「(1)のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の数」については、(1)の数に含めた者のうち、報告対象年度の実施結果においては内臓脂肪症候群の該当者あるいは予備群ではなくなった者の数（報告対象年度の前年度の特定健診情報ファイル中「健診結果・質問票情報」における「メタボリックシンドローム判定」欄で「2：予備群該当」と記録された者のうち、報告対象年度の特定健診情報ファイルの同欄で「3：非該当」と記録された者の数を集計）となる。

(3) (1)のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の割合

「(1)のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の割合」については、(2)の「(1)のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の数」を(1)の「昨年度の内臓脂肪症候群予備群の数」で除し、100 を乗じて算出した値とする。

6 保健指導対象者の減少率に関する事項

(1) 昨年度の特定保健指導の対象者数

「昨年度の特定保健指導の対象者数」については、報告対象年度の前年度の報告において7の(15)の「特定保健指導の対象者数（小計）」に含まれた者のうち、報告対象年度の時点で、報告する保険者を脱退した者を除いた数とする。

なお、報告対象年度の前年度の報告においては、他の保険者に加入していたために7の(15)の「特定保健指導の対象者数（小計）」に含まれていなかったものの、報告対象年度の時点で他の保険者から新たに加入し報告対象年度の特定健康診査等を受けた者であって、保険者がその者の前年度の特定健康診査等の実施状況に関する結果を入手しておりその結果において7の(15)の「特定保健指導の対象者数（小計）」に該当する者がいる場合は、保険者の判断でその者の結果をこの数に含めてもよい。

(2) (1)のうち、今年度は特定保健指導の対象ではなくなった者の数

「(1)のうち、今年度は特定保健指導の対象ではなくなった者の数」については、(1)の数に含めた者のうち、報告対象年度の実施結果においては特定保健指導の対象ではなくなった者の数（報告対象年度の前年度の特定健診情報ファイル「健診結果・質問票情報」における「保健指導レベル」欄で「1：積極的支援」もしくは「2：動機付け支援」と記録された者のうち、報告対象年度の特定健診情報ファイルの同欄で「3：なし」と記録された者（加えて、第3の二の5の(6)に示すように、別紙の特定健診情報ファイル中「健診結果・質問票情報」の「BMI」欄に20未満の値が記録されており、かつ「腹囲」の欄に結果が記録されていない場合に、「保健指導レベル」の欄に「3：なし」ではなく「4：判定不能」と記録されている場合も含む）の数を集計）となる。

但し、今年度も特定保健指導の対象者となったものの、薬物治療を開始したことにより、結果として特定保健指導の対象から除かれた者は含めないこととする。

(3) 特定保健指導対象者の減少率

「特定保健指導対象者の減少率」については、(2)の「(1)のうち、今年度は特定保健指導の対象ではなくなった者の数」を(1)の「昨年度の特定保健指導の対象者数」で除し、100を乗じて算出した値とする。

(4) 昨年度の特定保健指導の利用者数

「昨年度の特定保健指導の利用者数」については、報告対象年度の前年度の報告において7の(4)の「特定保健指導（積極的支援）の利用者数」及び7の(11)の「特定保健指導（動機付け支援）の利用者数」に含まれた者のうち、報告対象年度の時点で、報告する保険者を脱退した者を除いた数とする。

(5) (4)のうち、今年度は特定保健指導の対象ではなくなった者の数

「(4)のうち、今年度は特定保健指導の対象ではなくなった者の数」については、(4)の数に含めた者のうち、報告対象年度の実施結果においては特定保健指導の対象ではなくなった者の数（報告対象年度の前年度の特定健診情報ファイル「健診結果・質問票情報」における「保健指導レベル」欄で「1：積極的支援」もしくは「2：動

機付け支援」と記録され、かつ報告対象年度の前年度の特定保健指導情報ファイルに記録がある者のうち、報告対象年度の特定健診情報ファイルの同欄で「3：なし」と記録された者（加えて、第3の二の5の(6)に示すように、別紙の特定健診情報ファイル中「健診結果・質問票情報」の「BMI」欄に20未満の値が記録されており、かつ「腹囲」の欄に結果が記録されていない場合に、「保健指導レベル」の欄に「3：なし」ではなく「4：判定不能」と記録されている場合も含む）の数を集計）とする。

但し、今年度も特定保健指導の対象者となったものの、薬物治療を開始したことにより、結果として特定保健指導の対象から除かれた者は含めないこととする。

(6) 特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率

「特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率」については、(5)の「(4)のうち、今年度は特定保健指導の対象でなかった者の数」を(4)の「昨年度の特定保健指導の利用者数」で除し、100を乗じて算出した値とする。

7 特定保健指導に関する事項

(1) 特定保健指導（積極的支援）の対象者数

「特定保健指導（積極的支援）の対象者数」については、1の(6)の「評価対象者数」のうち、実施基準第8条第2項の規定に該当する積極的支援対象者の数（特定健診情報ファイル中「健診結果・質問票情報」における「保健指導レベル」欄に、「1：積極的支援」と記録される者の数を集計した数から、「保険者再確認 服薬1（血圧）」欄・「保険者再確認 服薬2（血糖）」欄・「保険者再確認 服薬3（脂質）」欄の少なくとも1つに、「1：医師が本人との面談等にて確認」・「2：保健師が本人との面談等にて確認」・「3：管理栄養士が本人との面談等にて確認」又は「4：看護師が本人との面談等にて確認」と記載された者の数を減じて得た数）とする。

なお、空腹時血糖とヘモグロビンA1cの両方を測定している場合は空腹時血糖の結果を、腹囲と内臓脂肪面積の両方を測定している場合は内臓脂肪面積の結果を、それぞれ優先的に用いて対象者か否かを判定する。

また、実施基準第4条の規定において、高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者を除くこととされているが、特定保健指導開始後に薬物治療を開始した者（治療開始により特定保健指導を途中終了する場合も、あるいは終了せず継続する場合も）は含まれることに注意されたい。

(2) 特定保健指導（積極的支援）の対象者の割合

「特定保健指導（積極的支援）の対象者の割合」については、(1)の「特定保健指導（積極的支援）の対象者数」を1の(6)の「評価対象者数」で除し、100を乗じて算出した値とする。

(3) 服薬中のため特定保健指導（積極的支援）の対象者から除外した者の数

「服薬中のため特定保健指導（積極的支援）の対象者から除外した者の数」につい

ては、1の(6)の「評価対象者数」に含まれる者のうち、実施基準第8条第2項各号の規定に該当する者あって、実施基準第4条第1項の規定における高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用しているものを含む者の数とする。

別紙の特定健診情報ファイル中「健診結果・質問票情報」を用いて、別途、上記要件に合致する者で、かつ、「服薬1(血圧)」欄・「服薬2(血糖)」欄・「服薬3(脂質)」欄の少なくとも1つに、「1:服薬あり」と記録された者の数と「保険者再確認 服薬1(血圧)」欄・「保険者再確認 服薬2(血糖)」欄・「保険者再確認 服薬3(脂質)」欄の少なくとも1つに「1:医師が本人との面談等にて確認」・「2:保健師が本人との面談等にて確認」・「3:管理栄養士が本人との面談等にて確認」又は「4:看護師が本人との面談等にて確認」と記載された者の数を合算して得た数)とする。

(4) 特定保健指導(積極的支援)の利用者数

「特定保健指導(積極的支援)の利用者数」については、(1)の「特定保健指導(積極的支援)の対象者数」のうち、少なくとも初回時の面接は実施したものの、脱落認定(実施予定日に利用がなく、代替日の設定が無い、あるいは代替日も欠席する等の状態で、最終利用日から未利用のまま2ヶ月を経過した時点で、委託により実施している場合は保健指導機関から保険者及び利用者(対象者)へ、保険者自身で実施している場合は保険者から利用者(積極的支援対象者)へ、それぞれ脱落者として認定する旨を通知すること)が確定され途中で特定保健指導を終了した者を、(6)の「特定保健指導(積極的支援)の終了者数」に加えた数とする。

(5) 特定保健指導(積極的支援)の利用者の割合

「特定保健指導(積極的支援)の利用者の割合」については、(4)の「特定保健指導(積極的支援)の利用者数」を(1)の「特定保健指導(積極的支援)の対象者数」で除し、100を乗じて算出した値とする。

(6) 特定保健指導(積極的支援)の終了者数

「特定保健指導(積極的支援)の終了者数」については、(1)の「特定保健指導(積極的支援)の対象者数」のうち、実施基準第8条第1項及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法(平成25年厚生労働省告示第91号。以下「特定保健指導の実施方法告示」という。)」第2に規定された内容及び方法等により積極的支援を実施し終えた(6ヵ月後の実績評価まで完了した)者の数とする。

なお、特定保健指導の完了時に行われる、実施基準第8条第1項第4号に規定する実績評価が、初回時において面接による指導を行った者により様々な手法(電話、手紙等様々な手法が考えられる)で為される度重なる呼びかけ等(以下「確認作業」という。)にもかかわらず、利用者(積極的支援対象者)からの返答がないために実施できず、確認作業の回数のみを記録して打ち切った場合についても、完了したものとして当該特定保健指導(積極的支援)の終了者数に含める(集計情報ファイルと併せて提出する特定保健指導情報ファイルの「保健指導情報」においては、「6ヵ

月後の評価ができない場合の確認回数」欄に回数が記録されており、「6 ヶ月後の評価時の体重」欄等評価結果を記録する欄には値等がないものの、6 ヶ月後の評価以外の必要項目は全て記録されている必要がある。詳細は第3の三の5の(2)を参照のこと。

(7) 特定保健指導（積極的支援）の終了者の割合

「特定保健指導（積極的支援）の終了者の割合」については、(6)の「特定保健指導（積極的支援）の終了者数」を(1)の「特定保健指導（積極的支援）の対象者数」で除し、100 を乗じて算出した値とする。

(8) 特定保健指導（動機付け支援）の対象者数

「特定保健指導（動機付け支援）の対象者数」については、1 の(6)の「評価対象者数」のうち、実施基準第7条第2項の規定に該当する者の動機付け支援対象者数（特定健診情報ファイル中「健診結果・質問票情報」における「保健指導レベル」欄に、「2:動機付け支援」と記録される者の数を集計した数から、「保険者再確認 服薬1（血圧）」欄・「保険者再確認 服薬2（血糖）」欄・「保険者再確認 服薬3（脂質）」欄の少なくとも1つに、「1:医師が確認」・「2:保健師が確認」・「3:管理栄養士が確認」・「4:看護師が確認」と記載された者の数を減じて得られた数とする。

なお、空腹時血糖とヘモグロビンA1cの両方を測定している場合は空腹時血糖の結果を、腹囲と内臓脂肪面積の両方を測定している場合は内臓脂肪面積の結果を、それぞれ優先的に用いて対象者か否かを判定する。

また、実施基準第4条の規定において、高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者を除くこととされているが、特定保健指導開始後に薬物治療を開始した者（治療開始により特定保健指導を途中終了する場合も、あるいは終了せず継続する場合も）は含まれることに注意されたい。

(9) 特定保健指導（動機付け支援）の対象者の割合

「特定保健指導（動機付け支援）の対象者の割合」については、(8)の「特定保健指導（動機付け支援）の対象者数」を1の(6)の「評価対象者数」で除し、100 を乗じて算出した値とする。

(10) 服薬中のため特定保健指導（動機付け支援）の対象者から除外した者の数

「服薬中のため特定保健指導（動機付け支援）の対象者から除外した者の数」については、1の(6)の「評価対象者数」に含まれる者のうち、実施基準第7条第2項の規定に該当する者であって、実施基準第4条第1項の規定において高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用しているものを含む者の数とする。

別紙の特定健診情報ファイル中「健診結果・質問票情報」を用いて、別途、上記要件に合致する者で、かつ「服薬1（血圧）」欄・「服薬2（血糖）」欄・「服薬3（脂質）」欄の少なくとも1つに「1:服薬あり」と記録された者の数と「保険者再確認 服薬1（血圧）」欄・「保険者再確認 服薬2（血糖）」欄・「保険者再確認 服薬3（脂質）」

欄の少なくとも 1 つに「1:医師が本人との面談等にて確認」・「2:保健師が本人との面談等にて確認」・「3:管理栄養士が本人との面談等にて確認」又は「4:看護師が本人との面談等にて確認」と記載された者の数とを合算して得られた数とする必要がある。

(11) 特定保健指導（動機付け支援）の利用者数

「特定保健指導（動機付け支援）の利用者数」については、(8)の「特定保健指導（動機付け支援）の対象者数」のうち、少なくとも初回時の面接は実施した者の数とする。

(12) 特定保健指導（動機付け支援）の利用者の割合

「特定保健指導（動機付け支援）の利用者の割合」については、(11)の「特定保健指導（動機付け支援）の利用者数」を(8)の「特定保健指導（動機付け支援）の対象者数」で除し、100 を乗じて算出した値とする。

(13) 特定保健指導（動機付け支援）の終了者数

「特定保健指導（動機付け支援）の終了者数」については、(8)の「特定保健指導（動機付け支援）の対象者数」のうち、実施基準第 7 条第 1 項及び特定保健指導の実施方法告示第 1 に規定された内容及び方法等により動機付け支援を実施し終えた（6 ヶ月後の実績評価まで完了した）者の数とする。

なお、特定保健指導の完了時に行われる、実施基準第 7 条第 1 項第 3 号に規定する実績評価が、初回時において面接による指導を行った者による度重なる確認作業にもかかわらず、利用者（動機付け支援対象者）からの返答がないために実施できず、確認作業の回数のみを記録して打ち切った場合についても、完了したものとして終了者に含める（集計情報ファイルと併せて提出する特定保健指導情報ファイルの「保健指導情報」においては、「6 ヶ月後の評価ができない場合の確認回数」欄に回数が記録されており、「6 ヶ月後の評価時の体重」欄等評価結果を記録する欄には値等がないものの、6 ヶ月後の評価以外の必要項目は全て記録されている必要がある。詳細は第 3 の三の 5 の(2)を参照のこと）。

(14) 特定保健指導（動機付け支援）の終了者の割合

「特定保健指導（動機付け支援）の対象者数」については、(13)の「特定保健指導（動機付け支援）の終了者数」を(8)の「特定保健指導（動機付け支援）の対象者数」で除し、100 を乗じて算出した値とする。

(15) 特定保健指導の対象者数（小計）

「特定保健指導の対象者数（小計）」については、(1)の「特定保健指導（積極的支援）の対象者数」に(8)の「特定保健指導（動機付け支援）の対象者数」を加えて算出した値とする。

(16) 特定保健指導の終了者数（小計）

「特定保健指導の終了者数（小計）」については、(6)の「特定保健指導（積極的支援）の終了者数」に(13)の「特定保健指導（動機付け支援）の終了者数」を加えて算出した値とする。

(17) 特定保健指導の終了者（小計）の割合

「特定保健指導の終了者（小計）の割合」については、(16)の「特定保健指導の終了者数（小計）」を(15)の「特定保健指導の対象者数（小計）」で除し、100 を乗じて算出した値とする。

三 その他

1. 年度を超えて実施された特定保健指導の結果の取扱い

報告対象年度の報告期限までに特定保健指導が完了しなかったものの、その後完了したことにより翌年度の報告に含める場合、報告対象年度の翌年度の報告において、報告対象年度における特定保健指導の終了者が、報告対象年度の翌年度の特定保健指導も利用し終了していたとしても、併せて報告することはできない（同一年度における報告において複数の報告は認められないので、報告対象年度の終了結果か、翌年度の終了結果のいずれかを選択し報告する）ことに注意されたい。そのため、特定保健指導の実施スケジュールにおいて、できる限り実施年度を大幅に超えない（あるいは報告期限を超えない）よう工夫されることが望ましい。

以上を踏まえた上で、報告対象年度の特定保健指導の結果を翌年度の報告に含める場合は、二の7の各項は以下のように取扱うこととする。

(1) 報告対象年度の報告においては、翌年度の報告となる場合であっても二の7の各項の集計対象とする（対象者・利用者には含まれるものの、終了者としては報告時点では未完了であり翌年度報告となるので含まれない）。

(2) (1)により報告対象年度における二の1の(6)の「評価対象者数」や二の7の(1)の「特定保健指導（積極的支援）の対象者数」等に算入する（含める）ことから、報告対象年度の翌年度の報告においては、次のアからエまでに示す4項目のみに算入し、これら以外は集計対象外とする（除く）。

ア 二の7の(6)の「特定保健指導（積極的支援）の終了者数」

イ 二の7の(7)の「特定保健指導（積極的支援）の終了者の割合」

ウ 二の7の(13)の「特定保健指導（動機付け支援）の終了者数」

エ 二の7の(14)の「特定保健指導（動機付け支援）の終了者の割合」

第3 特定健康診査等の実施及びその成果に関する事項

一 特定健診・特定保健指導情報の交換用基本情報ファイル

1 送付先機関

送付先は支払基金であることから、この欄には支払基金が代行機関として保有する番

号「94899010」を記入する。

2 提出するアーカイブの分割

特定健康診査等の実施者数が多数となるために、提出するファイルが多数となり、ファイルを作成する機器の能力等から提出様式の作成において1つのアーカイブにまとめることが困難な場合、複数のアーカイブに分けて提出する。

この場合を想定し、総ファイル数や総アーカイブ数等の項目を設けており、特にアーカイブが複数となる場合は、これらの項目に必要な数値を記録することとする。

なお、アーカイブが複数となる場合、交換用基本情報ファイルはアーカイブの数だけ必要となるが、集計情報ファイルは主として報告する全ての特定健診情報ファイル・特定保健指導情報ファイルから集計するものであることから、アーカイブごとに作成するのではなく、複数の分割し作成した最後のアーカイブに含めるものとする。

二 特定健診情報ファイル

1 特定健診受診情報

(1) 実施区分

特定健診情報の交換用基本情報ファイルにおける実施区分においては3（国（支払基金）への実施結果報告）を記録するが、ここでは原則として1（特定健診）を記録する。

なお、他の健康診断に関する記録の写しを受領しこれを提出する場合は、1ではなく4（他の健診結果の受領分）を記録する（対象者一人ひとり1か4を判断）。他の健康診断に関する記録の写しでは特定健康診査の項目の全部を行ったものとはならず不足する項目を保険者等により別途追加実施し補った場合においても4とする。

(2) 実施年月日

原則は1日で実施するべきであることから、その実施日が記録されることとなるが、他の健康診断に関する記録の写しを受領し不足する項目を追加実施せざるを得ない等複数回に分けて実施せざるを得なかった場合は、必要な項目が全て揃った日（複数回の最終回の日）を記録する。

また、実施年度に複数回受診した場合（労働安全衛生法による特定業務従事者等）は、階層化の結果により特定保健指導を実施すると判断した回の健診結果を報告対象とし、その実施年月日を記録する。

2 特定健診機関情報

(1) 健診プログラムサービスコード

特定健康診査がどの実施形態（労働安全衛生法に基づく健診等）によるものかを明らかにするため、健診プログラムサービスコードを記録する。

保険者が委託により特定健診健診を実施している場合は、保険者が委託契約時に指定したコードを特定健診実施機関において設定することも可。（保険者が実施機関からの報告を確認し、誤っていた場合には適切な値に更新することも可。）

(2) 特定健診機関番号

保険者が委託により特定健康診査を実施している場合は、その委託先から保険者がその結果を受領する際に各機関が支払基金から付番されている機関番号が記録されているので、そのまま提出することとなる。

また、保険者自身で特定健康診査を実施した場合は、それを示す番号「5521111111」を記録する。

なお、他の健康診断に関する記録の写しや、償還払いにより加入者から受領する他の健康診断に関する記録の写しは、以下のように記録する。

ア 実施した機関が特定健康診査等の受託機関として機関番号を保有している場合はその番号を記録。

イ 実施した機関が機関番号を保有していない場合は、実施機関が保険医療機関であれば保険医療機関番号を記録し、保険医療機関でなければ（あるいは保険医療機関か否かが不明ならば）他の健康診断の実施機関としての共通番号「6631111116」を記録。

(3) 名称

保険者が委託により特定健康診査を実施している場合は、その委託先から保険者がその結果を受領する際に各機関が支払基金に届け出ている機関名が記録されているので、そのまま提出することとなる。

また、保険者自身で特定健康診査を実施した場合は、当該保険者名を記録する。

なお、他の健康診断に関する記録の写しや、償還払いにより加入者から受領する特定健康診査に関する記録は、次のア及びイのように記録する。

ア 実施した機関が特定健康診査等の受託機関として機関番号を保有している場合は、当該機関が支払基金に届け出ている機関名を記録する。

イ 実施した機関が機関番号を保有していない場合は、受領した記録にある機関名を記録する。

3 受診者情報

(1) 整理用番号

個人情報の保護と、特定健康診査に関する記録の効果的な活用とを両立するため、氏名や被保険者の記号・番号等個人が特定される情報を削除し、代わりに整理用番号を付番する。

当該整理用番号は、氏名や被保険者の記号・番号、生年月日等から作成される予定であり、加入する保険者を異動した場合も考慮し、一度に2種類の番号が作成される予定となっている。

この付番ルール等については、整理用番号から個人が特定されないよう非公開とするため、各保険者は、原則として、国が作成する付番用のソフトウェアを用いて整理用番号を記録する。

(2) 資格区分

対象者の強制加入被保険者若しくは強制加入被保険者の被扶養者、任意継続被保険者若しくは任意継続被保険者の被扶養者、特例退職被保険者若しくは特例退職被保険者の被扶養者又は国民健康保険の被保険者の別を明らかにするため、特定健康診査を受診した時点における資格区分を記録する。なお、市町村国保の場合は、提出を必須とはしないこととする。

(3) 郵便番号

対象者の住所地（原則は、特定健康診査を受診した時点での住所地となる）の郵便番号を記録する。

保険者が委託により特定健康診査を実施している場合は、その委託先機関から保険者がその結果を受領する際に、各機関において受診者の住所や郵便番号が記録されているので、そのまま提出することとなる。

保険者自身で特定健康診査を実施した場合や、償還払いにより加入者から特定健康診査に関する記録の写しを受領する場合、あるいは他の健康診断に関する記録の写しを受領する場合は、保険者において管理している加入者の住所情報（毎年の提出時まで住所管理を終えること）を用いるか、あるいは受診者本人から収集し記録する。

4 受診券情報

特定健診情報ファイルと特定保健指導情報ファイルを受診者（利用者）で紐付けするために受診券整理番号の欄を設けている。

保険者が委託により特定健康診査を実施し、集合契約等により受診券を発券している場合は、その委託先から保険者がその結果を受領する際に各機関にてその番号を記録されていることから、そのまま提出することとなる。

受診券が発券されていない場合（保険者自身で特定健康診査を実施した場合や、償還払いにより加入者から特定健康診査に関する記録の写しを受領する場合、あるいは他の健康診断に関する記録の写しを受領する場合等）は、新たに付番（受診券番号の発番ルールに基づき空き番号を付番）して記録するか、付番せず空欄とする。空欄とする場合は、受診券整理番号に変わる紐付け用の番号が必要となるため、整理用番号にて紐付けを行う。

5 健診結果・質問票情報

(1) 腹囲

測定を医師が省略する場合、あるいは自ら測定し申告する場合は、省略基準告示の規定に従うこと。

ア BMI が 20 未満で医師が必要ないと認めた場合は、腹囲の測定結果は入っていないくともよい（「BMI」欄に 20 未満の値が記録されている場合に限り、腹囲の欄に結果が記録されていない場合があってもよい）。

イ BMI が 22 未満の受診者が、事前に測定してきた値を腹囲測定を担当者に申告する場合は、「腹囲（自己申告）」欄にその値が記録されていること（「腹囲（自己申告）」欄に値が記録されているのは、「BMI」欄に 22 未満の値が記録されている場合に限る）。

ウ 実施基準第 1 条第 3 項の規定に基づく内臓脂肪の面積の測定を行った場合は腹囲の検査を行ったものとみなすが、同時に腹囲も測定している場合は、それぞれの結果がそれぞれの欄に記録されていて差し支えない。

(2) 採血時間（食後）

情報を入手した場合のみ記録する欄であるが、この欄に記録がある場合において、空腹時血糖の結果が記録されている場合は、この欄には原則として「2：食後 10 時間以上」と記録されている必要があることに注意されたい。

(3) 尿検査

第 2 の二の 1 の (4) のウに示したように、生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるため排尿障害を有している者に限り、検査実施を断念した場合の、XML による記述方法としては、以下のいずれかとなる。

ア 尿検査の欄は測定不可能という記述を行う。

イ 尿検査の欄自体が出現せず、かつ「医師の診断（判定）」欄に省略せざるを得なかった理由が記録されている。

(4) 貧血検査・心電図・眼底検査

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 1 条第 1 項第 10 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準（平成 20 年厚生労働省告示第 4 号）の規定に従って、医師が必要と判断した場合のみ実施されることから、上記の規定に基づき実施された場合は、必ず実施理由欄へ記録がなければならないことに注意されたい。

なお、他の健康診断に関する記録の写しを受領しこれを提出する場合、貧血検査・心電図等は理由の必要なく実施される場合があることから、この場合（特定健診情報ファイルの「実施区分」欄に「4：他の健診結果の受領分」と記録されている場合）については実施理由欄に記録がなくても差し支えない。

(5) メタボリックシンドローム判定

保険者が委託により特定健康診査を実施している場合は、その委託先から保険者がその結果を受領する際に各機関にて記録されていることから、そのまま提出することとなる（万が一、委託により実施しているにもかかわらず委託先の各機関において記録されない場合や記録されていても誤っている場合は、委託先に補正させることとなるが、報告期限に間に合わない等特段の事情がある場合は、保険者にて追記することもある）。また、保険者自身で特定健康診査を実施している場合は、保険者にて記録し提出することとなる。

具体的には、第2の2の2の(1)及び(3)に示した定義により「1:基準該当」「2:予備群該当」等が記録されることとなる。なお、省略基準告示の規定に従い、腹囲の測定を医師が省略したために結果が記録されていない場合(「BMI」欄に20未満の値が記録されており、かつ腹囲の欄に結果が記録されていない場合)は、「4:判定不能」と記録されることとなる。

(6) 保健指導レベル

保険者が委託により特定健康診査を実施している場合は、その委託先から保険者がその結果を受領する際に各機関にて記録されていることから、そのまま提出することとなる(万が一、委託により実施しているにもかかわらず委託先の各機関において記録されない場合や記録されていても誤っている場合は、委託先に補正させることとなるが、報告期限に間に合わない等特段の事情がある場合は、保険者にて追記することも考えられる)。また、保険者自身で特定健康診査を実施している場合は、保険者にて記録し提出することとなる。

具体的には、第2の2の7の(1)及び(8)に示した定義により「1:積極的支援」「2:動機付け支援」等が記録されることとなる。なお、省略基準告示の規定に従い、腹囲の測定を医師が省略したために結果が記録されていない場合(「BMI」欄に20未満の値が記録されており、かつ腹囲の欄に結果が記録されていない場合)は、「3:なし」もしくは「4:判定不能」と記録されることとなる。

(7) 検査方法

同じ検査項目であっても検査方法により結果を記録する欄が異なるが、他の健康診断に関する記録の写しを受領した場合は、検査方法が不明な場合もありうる。この時、保険者にて検査方法の確認し記録の補正等行う必要が生じるが、それが困難な場合に限り、「その他」の欄に記録する。

三 特定保健指導情報ファイル

1 特定保健指導利用情報

(1) 実施区分

特定健診情報の交換用基本情報ファイルにおける実施区分においては3(国(支払基金)への実施結果報告)を記録するが、ここでは原則として2(特定保健指導)を記録する。

なお、特定健診情報ファイルとは異なり、4(他の健診結果の受領分)を記録する場合はない(事業者が保険者の代わりに保健指導を実施した場合であっても、それは保険者から事業者への委託と整理される)。

(2) 実施年月日

特定保健指導は約6ヶ月の間に、複数回にわたって実施されることから、終了日(必要な指導が完了した日、もしくは途中で終了が確定した日)を記録する。

(3) 実施時点

必要な保健指導が全て完了した場合は「2：実績評価時」を、途中で終了が確定した場合は「3：途中終了時」を、それぞれ記録する。

2 特定保健指導機関情報

(1) 特定保健指導機関番号

保険者が委託により特定保健指導を実施している場合は、その委託先から保険者がその結果を受領する際に各機関が支払基金から付番されている機関番号が記録されているので、そのまま提出することとなる。

また、保険者自身で特定保健指導を実施した場合は、それを示す番号「5521111111」を記録する。

なお、償還払いにより加入者から受領する特定保健指導に関する記録であっても、実施基準や実施通知等に沿った実施が求められるため、通常は特定保健指導の実施機関として機関番号を保有しているはずであることから、原則としてそれを記録する。但し、極めて例外的に機関番号を保有していない場合は、実施機関が保険医療機関であれば保険医療機関番号を記録し、保険医療機関でなければ（あるいは保険医療機関か否かが不明ならば）他の健診の実施機関としての共通番号「6631111116」を記録する。

(2) 名称

二の2の(2)と同様の記載とする。

3 利用者情報

(1) 整理用番号

二の3の(1)と同様の記載とする。

(2) 資格区分

対象者の強制加入被保険者若しくは強制加入被保険者の被扶養者、任意継続被保険者若しくは任意継続被保険者の被扶養者、特例退職被保険者若しくは特例退職被保険者の被扶養者又は国民健康保険の被保険者の別を明らかにするため、特定保健指導の初回面接を実施した時点における資格区分を記録する。

なお、市町村国保の場合は、提出を必須とはしないこととする。また、平成25年度以降に実施された特定健康診査の結果に基づく特定保健指導について提出を求めるものとし、それ以前に実施された特定健康診査に基づく特定保健指導については提出を求めない。

(3) 郵便番号

以下のいずれかの方法により、対象者の住所地の郵便番号を記録する。なお、ほぼ一度で完了する特定健康診査と異なり、特定保健指導は実施期間が約6ヶ月に及ぶことから、その間に利用者が転居しても利用を継続した場合は、転居後の郵便番号

が管理されている場合はそれを記録し、管理されていない場合は指導開始時（転居前）の郵便番号でも可とする。

ア 保険者が委託により特定保健指導を実施しており、かつ委託先の保健指導機関が利用者とのやり取りの都合上、住所等を管理している場合は、当該機関から保険者がその結果を受領する際に、各機関において受診者の住所や郵便番号が記録されているので、そのまま提出することとなる。

イ 委託先機関が利用者の住所等を管理していない場合や、保険者自身で特定保健指導を実施した場合は、次のいずれかの方法で記録する。

- ① 特定健康診査の結果に記録されている郵便番号を使用
- ② 保険者において管理している加入者の住所情報（毎年の提出時までには住所管理を終えること）を用いるか、あるいは受診者本人から収集し記録

4 利用券情報

(1) 利用券整理番号

保険者が委託により特定保健指導を実施し、集合契約等により利用券を発券している場合は、その委託先から保険者がその結果を受領する際に各機関にてその番号を記録されているので、そのまま提出することとなる。

利用券が発券されていない場合（保険者自身で特定保健指導を実施した場合や、償還払いにより加入者から特定保健指導に関する記録を受領する場合等）において、平成 25 年度以降の特定健康診査に基づいた特定保健指導を行った場合は、利用券の発番ルールに基づき、年度番号「2 桁」（特定保健指導の基になった特定健康診査の実施年度を記載する。）及び種別「1 桁」を付番し、個人番号「8 桁」については、固定値「00000000」を埋めることとする。

(2) 特定健診受診券整理番号

特定健診情報ファイルと特定保健指導情報ファイルを受診者（利用者）で紐付けするためにこの欄を設けている。

二の 4 に示したように、空欄となる場合は、受診券整理番号に変わる紐付け用の番号が必要となるため、整理用番号にて紐付けを行う。

5 保健指導情報

(1) 継続的な支援に関する項目

積極的支援の利用者のみ該当する項目に記録し、動機付け支援の利用者は記録する必要はない。

(2) 6 ヶ月後の評価に関する項目

通常は実績評価まで完了するので、必要な項目については全て記録可能であることから、その場合の「6 ヶ月後の評価ができない場合の確認回数」欄は、確認作業の必要なく実績評価が行えた場合は 0 を記録するか、この欄を作成しない（XML による記述方法としては要素を出現させない）こととする。

初回時において面接による指導を行った者による度重なる確認作業にもかかわらず、利用者からの返答がないために実績評価が実施できずに打ち切った者の記録を終了者扱いとして提出するためには、以下に示すように記録されている必要がある。

ア 「6ヵ月後の評価時の体重」等実績評価の結果に関する欄には記録できないものの、6ヵ月後の評価に係る項目（別紙の特定保健指導情報ファイル中「保健指導情報」の番号1068から1078までの項目）以外の必要項目（別紙の特定保健指導情報ファイル中「保健指導情報」を参照のこと）は全て記録されていること。

イ 「6ヶ月後の評価の実施日付」「6ヶ月後の評価の支援形態又は確認方法」「6ヶ月後の評価の実施者」「6ヶ月後の評価ができない場合の確認回数」の各欄には必ず記録されていること。

① 「6ヶ月後の評価の実施日付」欄には、確認作業を開始した日付、もしくは打ち切り前の最終の確認作業を行った日付が記録されていること。但し、いずれの日付の場合も「初回面接の実施日付」欄に記録されている日付から6ヶ月以降の日付となっている必要があることに注意されたい。

② 「6ヶ月後の評価の実施者」欄には、実績評価を実施するべく度重なる確認を行った者が選択されていること（通常は、初回時において面接による指導を行った者となる）。

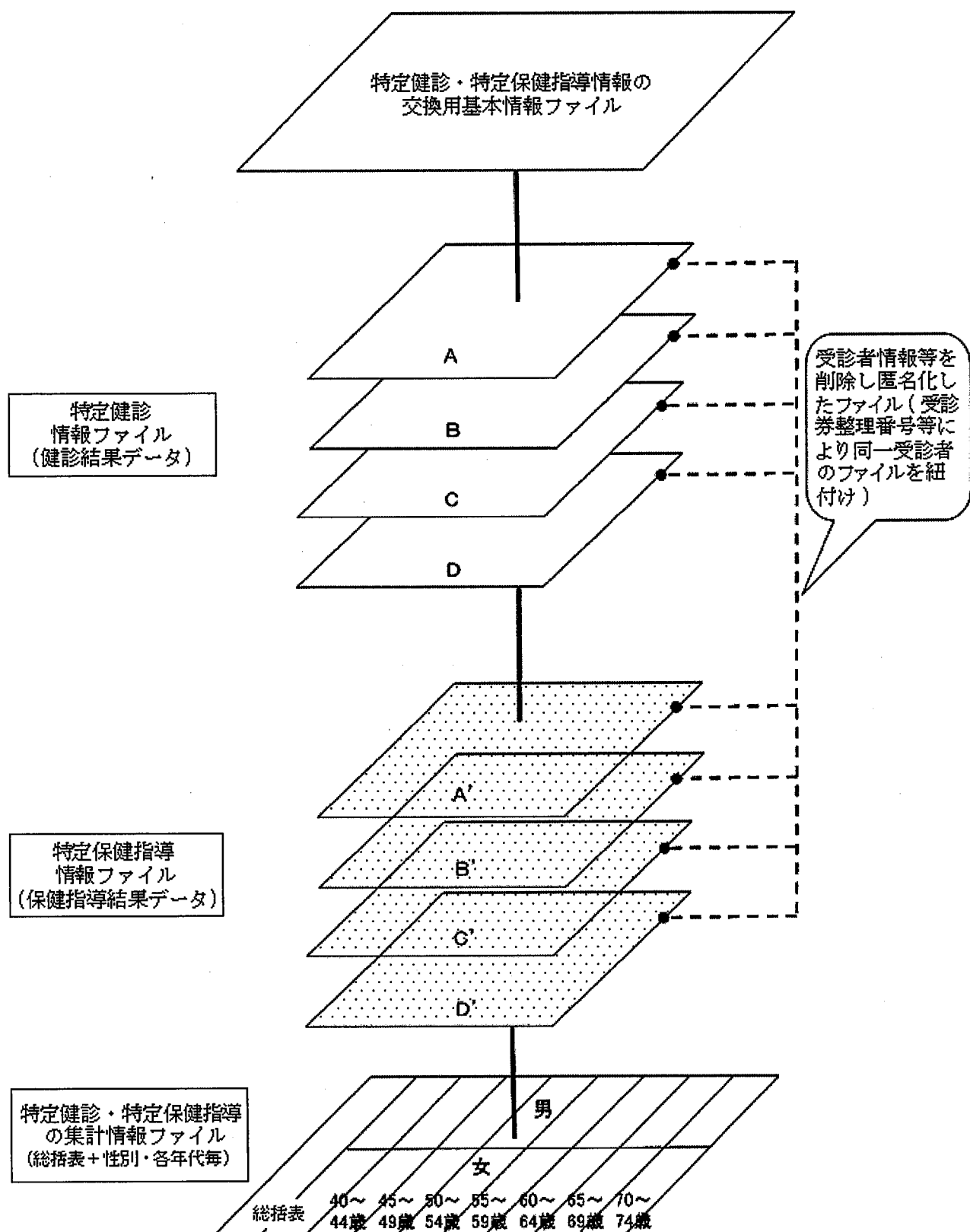
③ 「6ヵ月後の評価ができない場合の確認回数」欄には、打ち切りまでの確認作業を実施した回数が記録されていること。

6 その他

提出する特定保健指導情報ファイルは、特定保健指導の利用者の記録とする（第2の二の7の(6)及び(13)に示す終了者の記録のみではなく、第2の二の7の(4)及び(11)に示す利用者の記録とする）。

以上

保険者から社会保険診療報酬支払基金への実績報告のためのファイルイメージ



保険者から社会保険診療報酬支払基金への実績報告のためのファイル仕様

1 特定健診・特定保健指導情報の交換用基本情報ファイル(1送信あたり1ファイル。)

ファイルの記録内容	フィールド名称	モード	最大 バイト	データ 形式	記録内容	備考
特定健診・特定保健指導の交換用情報	種別	数字	2	固定	保険者から国(支払基金)への実施結果報告:「10」を記録	別表1参照
	送付元機関	数字	10	可変	提出する保険者の番号を記録	
	送付先機関	数字	10	可変	社会保険診療報酬支払基金:「94899010」を記録	
	作成年月日	数字	8	固定	ファイルの作成年月日(西暦)を記録	
	実施区分	数字	1	固定	国への実施結果報告:「3」を記録	別表2参照
	総ファイル数	数字	6	可変	特定健診・特定保健指導情報ファイルを作成した総ファイル数を記録	
	このアーカイブのファイル数	数字	6	可変	アーカイブしたファイル内にある特定健診・特定保健指導情報ファイル数を記録	
	総アーカイブ数	数字	2	可変	アーカイブした総ファイル数を記録	
	アーカイブ番号	数字	2	可変	このアーカイブファイルの番号を記録	

2 特定健診情報ファイル(1健診結果あたり1ファイル。1送信あたり複数ファイル。)

ファイルの記録内容		フィールド名称	モード	最大 バイト	データ 形式	解説	備考
特定健診情報	特定健診受診情報	実施区分	数字	1	固定	特定健診:「1」、他の健診結果の受領分「4」、他の健診の不足項目を実施「4」	別表2参照
		実施年月日	数字	8	固定	特定健診の実施年月日(西暦)を記録	(注1)
		健診プログラムサービスコード	数字	3	固定	健診実施時の区分を記録	別表7参照
	特定健診機関情報	特定健診機関番号	数字	10	固定	特定健診機関番号を記録	
		名称	漢字	40	可変	特定健診機関名称を記録	
	受診者情報	整理用番号1	英数	64	固定	国の作成するソフトウェアにより付番	
		整理用番号2	英数	64	固定	国の作成するソフトウェアにより付番	
		生年月日	数字	8	固定	特定健診の受診者の生年月日(西暦)を記録	
		男女区分	数字	1	固定	特定健診の受診者の性別を記録	別表3参照
		資格区分	数字	1	固定	特定健診の受診者の資格区分を記録	別表8参照
		郵便番号	英数	8	固定	受診券裏面に記入された受診者の郵便番号を記録	NNN-NNNN
	受診券情報	受診券整理番号	数字	11	固定	委託先もしくは保険者が付番した整理番号を記録	別表4-①参照
特定健診の健診結果・問診結果情報 (詳細な健診項目を含む) (抜粋) (注2)	項目コード	数字	17	可変	特定健診の項目コード(JLAC10・17桁コード)を記録	健診結果・問診結果情報	
	項目名	漢字又は英数	40	可変	特定健診の項目名を記録(省略可)		
	データ値	数字	項目により可変	可変	特定健診のデータ値を記録		
	単位	漢字又は英数	項目により可変	可変	特定健診のデータ値の単位を記録(省略可)		

3 特定保健指導情報ファイル(1保健指導結果あたり1ファイル。1送信あたり複数ファイル。)

ファイルの記録内容		フィールド名称	モード	最大 バイト	データ 形式	解説	備考
特定保健指導情報	特定保健指導利用 情報	実施区分	数字	1	固定	特定保健指導：「2」を記録	別表2参照
		実施年月日	数字	8	固定	特定保健指導の実績評価時等の年月日(西暦)を記録	(注3)
		実施時点	数字	1	固定	全て完了：「2」もしくは途中終了確定：「3」を記録	別表5参照
	特定保健指導機関 情報	特定保健指導機関番号	数字	10	固定	特定保健指導機関番号を記録	
		名称	漢字	40	可変	特定保健指導機関名称を記録	
	利用者情報	整理用番号1	英数	64	固定	国の作成するソフトウェアにより付番	
		整理用番号2	英数	64	固定	国の作成するソフトウェアにより付番	
		生年月日	数字	8	固定	特定保健指導の利用者の生年月日(西暦)を記録	
		男女区分	数字	1	固定	特定保健指導の利用者の性別を記録	別表3参照
		資格区分	数字	1	固定	特定保健指導の利用者の資格区分を記録	別表8参照
		郵便番号	英数	8	固定	特定保健指導の利用者の郵便番号を記録	NNN-NNNN(注4)
	利用券情報	利用券整理番号	数字	11	固定	委託先もしくは保険者が付番した整理番号を記録	別表4-②参照
		特定健診受診券整理番号	数字	11	固定	委託先もしくは保険者が付番した特定健診受診券整理番号を記録	別表4-①参照
	保健指導結果情報 (抜粋) (注5)	支援レベル	数字	1	固定	動機づけ支援又は積極的支援の別等を記録	「保健指導情報」
行動変容ステージ		数字	1	固定			
初回面接の実施日付		数字	8	固定			

4 特定健診等の実施及びその成果の集計情報ファイル

別表6参照

(アーカイブが複数となる場合、アーカイブごとに作成するのではなく、複数に分割し作成した最後のアーカイブに含める)

注1 他の健診結果を受領し、不足した項目を別途実施等で複数回に分けて実施した場合は、必要な項目がすべて揃った年月日を記録する。

注2 「特定健診の健診結果・問診結果情報」欄は、別添の「健診結果・質問票情報」から一部抜粋した項目を列挙しているに過ぎず、実際は「健診結果・質問票情報」がデータとして挿入される(そのため、「結果識別」「データ基準(下限値・上限値)」「データ値コメント」の項目は上記表では省略)。

注3 保健指導が完了した日、もしくは途中で終了が確定した年月日を記録する。

注4 利用者の郵便番号は保健指導機関において指導に関するやり取り上管理していればそれを記録、管理していない場合は保険者にて健診結果データから追記。

注5 「保健指導結果情報」欄は、別添の「保健指導情報」から一部抜粋した項目を列挙しているに過ぎず、実際は「保健指導情報」がデータとして挿入される。

※ 各ファイルはXML標準形式とする。本表は必須項目の一部を示したものであり、XML標準形式に生成するために必要な情報等については、本表にない詳細な技術的規格を掲載している<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/info02i.html>を参照すること。

別表1 種別コード

コード名	コード	内容	備考
種別コード	1	特定健診機関又は特定保健指導機関から代行機関	請求
	2	代行機関から特定健診機関又は特定保健指導機関	返戻
	3	代行機関から保険者	請求
	4	保険者から代行機関(未決済データの場合)	返戻依頼
	5	保険者から代行機関(決済済データの場合)	過額請求
	6	特定健診機関又は特定保健指導機関から保険者	代行機関を介しない場合
	7	保険者から特定健診機関又は特定保健指導機関	
	8	保険者から保険者	
	9	その他	
	10	保険者から国(支払基金)	実施結果報告
	11	代行機関から保険者へ確認依頼	確認依頼
	12	予備	関係機関からの要望により設定 (検討中)
	13	予備	

別表2 実施区分コード

コード名	コード	内容	備考
実施区分コード	1	特定健診情報	
	2	特定保健指導情報	
	3	国(支払基金)への実施結果報告	
	4	他の健診結果の受領分	事業主健診の結果を受領した場合

別表3 男女区分コード

コード名	コード	内容	備考
男女区分コード	1	男	
	2	女	

別表4

① 受診券整理番号設定ルール

年度番号「2桁」(西暦下2桁) + 種別「1桁」 + 個人番号「8桁」

種別番号	種別	備考
1	特定健康診査	

※ 発行に当たっては、整理番号は連番とし、欠番は設定しない。

※ 個人番号部分については、保険者の実情に応じて設定できる。

(発行場所が複数拠点の場合に、支所番号を先頭に付番する等。ただし、その場合でも連番での設定を遵守すること。)

② 利用券整理番号設定ルール

年度番号「2桁」(西暦下2桁) + 種別「1桁」 + 個人番号「8桁」

種別番号	種別	備考
2	特定保健指導(積極的支援)	
3	特定保健指導(動機付け支援)	

※ 発行に当たっては、整理番号を連番とし、欠番は設定しない。

※ 年度番号については、特定保健指導の基になった特定健康診査の実施年度を記載する。

※ 個人番号部分については、保険者の実情に応じて設定できる。

(利用券を発券しない場合は、個人番号については固定値「00000000」を埋める。)

別表5 保健指導実施時点コード

コード名	コード	内容	備考
保健指導実施時点コード	1	開始時	
	2	実績評価時	集合契約の場合の最終決済時に記録
	3	途中終了時	被保険者資格喪失による利用停止・脱落等
	4	その他	個別契約の場合に記録(月次決済時、報告のみ等) 1～3に該当しない場合

別表7

コード名	コード	内容	備考
健診プログラム サービスコード	000	不明	
	010	特定健康診査	
	020	広域連合の保健事業	
	030	事業者健診(労働安全衛生法に基づく健診)	
	040	学校健診(学校保健法に基づく職員健診)	
	050	生活機能評価	
	060	がん検診	
	090	肝炎検診	
	990	上記ではない健診(検診)	

別表8 資格区分コード

コード名	コード	内容	備考
資格区分コード	1	強制被保険者	健診は健診実施日、保健指導は初回面接実施日の 資格を記録 ※ 国保は提出を必須化しない。
	2	強制被扶養者	
	3	任意継続被保険者	
	4	任意継続被扶養者	
	5	特例退職被保険者	
	6	特例退職被扶養者	
	7	国保被保険者	

別表6 特定健診等の実施及びその成果の集計情報ファイル

(保険者→支払基金)

〇～〇歳		集計事項			備考		通知の参照番号	
男性		※性別、各年代(40～74歳まで5歳刻み)毎に作成 ※総括表(全年齢層をまとめたもの)もこの様式を使用。「〇～〇歳」の部分で「総括表」とする。						
No		今年度	昨年度	増減				
1	全体的事項	特定健康診査対象者数※1	(人)		当該年齢層における対象者数		第2-2-1-1(1)	
2		特定健康診査の対象となる被扶養者の数	(人)		被用者保険の保険者のみ記録		第2-2-1-1(2)	
3		2のうち、特定健康診査受診券を配布した者の数	(人)		被用者保険の保険者のみ記録		第2-2-1-1(3)	
4		特定健康診査受診者数	(人)		1のうち、定められた健診項目を全て受診した者の数		第2-2-1-1(4)	
5		健診受診率	(%)		$=4/1 \times 100$		第2-2-1-1(5)	
6		評価対象者数	(人)		4の健診完了者に加え、全ての健診は受診できなかったものの、階層化が可能な対象者も含んだ数		第2-2-1-1(6)	
7	内臓脂肪症候群に関する事項	内臓脂肪症候群該当者数	(人)				第2-2-2-2(1)	
8		内臓脂肪症候群該当者割合	(%)		$=7/6 \times 100$		第2-2-2-2(2)	
9		内臓脂肪症候群予備群数	(人)				第2-2-2-2(3)	
10		内臓脂肪症候群予備群割合	(%)		$=9/6 \times 100$		第2-2-2-2(4)	
11	服薬中の者に関する事項	高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者の数	(人)				第2-2-3-3(1)	
12		高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者の割合	(%)		$=11/6 \times 100$		第2-2-3-3(2)	
13		脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者の数	(人)				第2-2-3-3(3)	
14		脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者の割合	(%)		$=13/6 \times 100$		第2-2-3-3(4)	
15		糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者の数	(人)				第2-2-3-3(5)	
16		糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者の割合	(%)		$=15/6 \times 100$		第2-2-3-3(6)	
17	内臓脂肪症候群該当者の減少率に関する事項	昨年度の内臓脂肪症候群該当者数	(人)				第2-2-4-4(1)	
18		17のうち、今年度の内臓脂肪症候群予備群の数	(人)				第2-2-4-4(2)	
19		17のうち、今年度の内臓脂肪症候群予備群の割合	(%)		$=18/17 \times 100$		第2-2-4-4(3)	
20		17のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の数	(人)				第2-2-4-4(4)	
21		17のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の割合	(%)		$=20/17 \times 100$		第2-2-4-4(5)	
22		内臓脂肪症候群該当者の減少率	(%)		$= (18+20)/17 \times 100$		第2-2-4-4(6)	
23	内臓脂肪症候群予備群の減少率に関する事項	昨年度の内臓脂肪症候群予備群の数	(人)				第2-2-5-5(1)	
24		23のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の数	(人)				第2-2-5-5(2)	
25		23のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の割合	(%)		$=24/23 \times 100$		第2-2-5-5(3)	
26		昨年度の特定保健指導の対象者数	(人)				第2-2-6-6(1)	
27		26のうち、今年度は特定保健指導の対象ではなくなった者の数※2	(人)				第2-2-6-6(2)	
28		特定保健指導対象者の減少率	(%)		$=27/26 \times 100$		第2-2-6-6(3)	
29	特定保健指導に関する事項	昨年度の特定保健指導の利用者数	(人)				第2-2-6-6(4)	
30		29のうち、今年度は特定保健指導の対象ではなくなった者の数※2	(人)				第2-2-6-6(5)	
31		特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	(%)		$=30/29 \times 100$		第2-2-6-6(6)	
32		特定保健指導(積極的支援)の対象者数	(人)		6のうち、実施基準(※3)第8条第2項の規定に該当する者		第2-2-7-7(1)	
33		特定保健指導(積極的支援)の対象者の割合	(%)		$=32/6 \times 100$		第2-2-7-7(2)	
34		服薬中のため特定保健指導(積極的支援)の対象者から除外した者の数	(人)				第2-2-7-7(3)	
35	特定保健指導(積極的支援)の利用者数	特定保健指導(積極的支援)の利用者数	(人)		37に加えて、途中で終了した者の数		第2-2-7-7(4)	
36		特定保健指導(積極的支援)の利用者の割合	(%)		$=35/32 \times 100$		第2-2-7-7(5)	
37		特定保健指導(積極的支援)の終了者数	(人)		6ヵ月後評価まで完了した者(6ヵ月後の評価において、度重なる連絡にも応答がなく未実施の場合も完了と見做す)		第2-2-7-7(6)	
38		特定保健指導(積極的支援)の終了者の割合	(%)		$=37/32 \times 100$		第2-2-7-7(7)	
39		特定保健指導(動機付け支援)の対象者数	(人)		6のうち、実施基準(※3)第7条第2項の規定に該当する者		第2-2-7-7(8)	
40		特定保健指導(動機付け支援)の対象者の割合	(%)		$=39/6 \times 100$		第2-2-7-7(9)	
41	特定保健指導(動機付け支援)の利用者数	服薬中のため特定保健指導(動機付け支援)の対象者から除外した者の数	(人)				第2-2-7-7(10)	
42		特定保健指導(動機付け支援)の利用者数	(人)		44に加えて、途中で終了した者の数		第2-2-7-7(11)	
43		特定保健指導(動機付け支援)の利用者の割合	(%)		$=42/39 \times 100$		第2-2-7-7(12)	
44		特定保健指導(動機付け支援)の終了者数	(人)		6ヵ月後評価まで完了した者(6ヵ月後の評価において、度重なる連絡にも応答がなく未実施の場合も完了と見做す)		第2-2-7-7(13)	
45		特定保健指導(動機付け支援)の終了者の割合	(%)		$=44/39 \times 100$		第2-2-7-7(14)	
46		特定保健指導の対象者数(小計)	(人)		$=32+39$		第2-2-7-7(15)	
47	特定保健指導の終了者数(小計)	特定保健指導の終了者数(小計)	(人)		$=37+44$		第2-2-7-7(16)	
48		特定保健指導の終了者の割合(小計)	(%)		$=47/46 \times 100$		第2-2-7-7(17)	

※1 健診対象者数は当該年度で毎年4月1日を基準とし、その年度中に異動した者及び除外基準を満たす者を除く。

※2 検査結果の改善により、特定保健指導の対象から外れたのみをカウントする(服薬中の者となることにより、特定保健指導の対象から外れたものを除く)。

※3 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)

※ 「昨年度」欄には実施年度の前年度の集計結果をそのまま記録し、「増減」欄には「昨年度」欄の数値から「今年度」欄の数値を減じた数を記録する(単位が%の項目についてもそのまま減算した結果を記録)。なお、「今年度」欄や「昨年度」欄に小数点以下の数値が発生する場合は、それぞれの欄において端数処理(小数点以下第2位で四捨五入)を行った後に差算の計算を行う。

※ 健診受診率や内臓脂肪症候群該当者の割合等小数点以下の数値が生じうる事項については、小数点以下第2位で四捨五入を行い、小数点以下第1位までの値で記録することとする。なお、小数点以下の数値が生じない場合は小数点以下第1位については0を記録する。

※ 本報告は、主として健診結果・質問票情報及び保健指導情報のデータから集計を行う。なお、備考欄に算出式のあるものについては、健診結果・質問票等から集計しなくとも算出式を用いることで集計値の作成が可能。

健診結果・質問票情報

	項目コード	項目名	データ値	データ基準 下限 上限	データ タイプ	単位	データ値コメント 基準値 検査の実施	検査方法	備考
身体計測	○ 9N0010000000000001	身長			数字	cm			小数点以下1桁
	○ 9N0060000000000001	体重			数字	kg			小数点以下1桁
	○ 9N0110000000000001	BMI			数字	kg/m ²			小数点以下1桁
	○ 9N0210000000000001	内臓脂肪面積			数字	cm ²			小数点以下1桁
	○ 9N0161601000000001	加齢用(実測)			数字	cm		1: 実測	小数点以下1桁
	○ 9N0161602000000001	腹囲(自己判定)			数字	cm		2: 自己測定	小数点以下1桁
診察	○ 9N0161603000000001	腹囲(自己申告)			数字	cm		3: 自己申告	小数点以下1桁
	○ 9N0600000000000011	既往歴			コード				1: 特記すべきことあり、2: 特記すべきことなし
	○ 9N0616040000000049	(具体時点既往歴)			漢字				特記すべきことありの場合に記載
	○ 9N0610000000000011	月経状況			コード				1: 特記すべきことあり、2: 特記すべきことなし
	○ 9N0611608000000049	(所見)			漢字				特記すべきことありの場合に記載
	○ 9N0660000000000011	他覚症状			コード				1: 特記すべきことあり、2: 特記すべきことなし
血圧等	○ 9N0661608000000049	(所見)			漢字				特記すべきことありの場合に記載
	○ 9A7550000000000001	収縮期血圧(その他)			数字	mmHg		3: その他	平均値等、「1回目」、「2回目」以外の値の最も確かな値を記入する
	○ 9A7520000000000001	収縮期血圧(2回目)			数字	mmHg		2: 2回目	
	○ 9A7510000000000001	収縮期血圧(1回目)			数字	mmHg		1: 1回目	
	○ 9A7650000000000001	拡張期血圧(その他)			数字	mmHg		3: その他	平均値等、「1回目」、「2回目」以外の値の最も確かな値を記入する
	○ 9A7620000000000001	拡張期血圧(2回目)			数字	mmHg		2: 2回目	
生化学検査	○ 9A7610000000000001	拡張期血圧(1回目)			数字	mmHg		1: 1回目	
	☆ 9N1410000000000011	採血時間(食後)			コード				1: 食後10時間未満、2: 食後10時間以上
	○ 3F015000002327101	中性脂肪(トリグリセリド)			数字	mg/dl		1: 可視吸光度法(酵素比色法・グリセロール清法)	
	○ 3F015000002327201				数字	mg/dl		2: 紫外吸光度法(酵素比色法・グリセロール清法)	
	○ 3F015000002327301				数字	mg/dl		3: その他	
	○ 3F070000002327101	HDLコレステロール			数字	mg/dl		1: 可視吸光度法(直接法(非加熱法))	
血糖検査	○ 3F070000002327201				数字	mg/dl		2: 紫外吸光度法(直接法(非加熱法))	
	○ 3F070000002327301				数字	mg/dl		3: その他	
	○ 3F070000002327101	LDLコレステロール			数字	mg/dl		1: 可視吸光度法(直接法(非加熱法))	
	○ 3F070000002327201				数字	mg/dl		2: 紫外吸光度法(直接法(非加熱法))	
	○ 3F070000002327301				数字	mg/dl		3: その他	
	○ 3B035000002327201	GOT(AST)			数字	U/l		1: 紫外吸光度法(JSC標準化対応法)	
尿検査	○ 3B035000002327301				数字	U/l		2: その他	
	○ 3B045000002327201	GPT(ALT)			数字	U/l		1: 紫外吸光度法(JSC標準化対応法)	
	○ 3B045000002327301				数字	U/l		2: その他	
	○ 3B050000002327101	γ-GT(γ-GTP)			数字	U/l		1: 可視吸光度法(JSC標準化対応法)	
	○ 3B050000002327201				数字	U/l		2: その他	
	○ 3B050000002327301				数字	U/l		3: その他	
血液検査	○ 3D010000001926101	空腹時血糖			数字	mg/dl		1: 電位差法(ブドウ糖酸化酵素法)	
	○ 3D010000002227101				数字	mg/dl		2: 可視吸光度法(ブドウ糖酸化酵素法)	
	○ 3D010000001927201				数字	mg/dl		3: 紫外吸光度法(ヘキソキナーゼ法、グルコキナーゼ法、ブドウ糖脱水酵素法)	特定施設で検査されている場合はこの項目に結果が記録される場合、「採血時間(食後)」のコードが記録されている場合は「2: 食後10時間以上」である必要がある
	○ 3D010000001999901				数字	mg/dl		4: その他	
	○ 3D045000001906202	HbA1c (JDS値)			数字	%		1: 免疫学的方法(ラテックス凝集比濁法等)	小数点以下1桁
	○ 3D045000001920402				数字	%		2: HPLC(不安定分離法)PLC法	平成25年度以降に実施した健診からは記載は不可能。
血液検査	○ 3D045000001927102				数字	%		3: 酵素法	平成25年度以降に実施した健診からは記載は不可能。
	○ 3D045000001999902				数字	%		4: その他	平成25年度以降に実施した健診からは記載は不可能。
	○ 3D046000001906202	HbA1c (NGSP値)			数字	%		1: 免疫学的方法(ラテックス凝集比濁法等)	小数点以下1桁
	○ 3D046000001920402				数字	%		2: HPLC(不安定分離法)PLC法	平成25年度以降に実施した健診から記載する。
	○ 3D046000001927102				数字	%		3: 酵素法	平成25年度以降に実施した健診から記載する。
	○ 3D046000001999902				数字	%		4: その他	平成25年度以降に実施した健診から記載する。
尿検査	○ 1A020000001911111	尿糖			コード			1: 試験紙法(塩化水素法)	1: -, 2: ±, 3: +, 4: ++, 5: +++
	○ 1A020000001901111				コード			2: 試験紙法(自発法)	1: -, 2: ±, 3: +, 4: ++, 5: +++
	○ 1A010000001911111	尿蛋白			コード			1: 試験紙法(塩化水素法)	1: -, 2: ±, 3: +, 4: ++, 5: +++
	○ 1A010000001901111				コード			2: 試験紙法(自発法)	1: -, 2: ±, 3: +, 4: ++, 5: +++
	○ 2A040000001930102	ヘマトクリット値			数字	%		自動血球算定装置	小数点以下1桁
	○ 2A030000001930101	血色素量 [ヘモグロビン値]			数字	g/dl		自動血球算定装置	小数点以下1桁
血液検査	○ 2A020000001930101	赤血球数			数字	万/mm ³		自動血球算定装置	小数点以下1桁
	○ 2A020161001930149	貧血検査(実地理由)			漢字				検査結果が記録されている場合は必須(他の検査結果の受領分以外)
	○ 9A1101607000000011	心電図(所見の有無)			コード				1: 所見あり、2: 所見なし
	○ 9A1101608000000049	心電図(所見)			漢字				所見ありの場合に記載
	○ 9A1101610000000049	心電図(実地理由)			漢字				検査結果が記録されている場合は必須(他の検査結果の受領分以外)
	○ 9E1001660000000011	眼底検査(キースワグナー分類)			コード				1: 0, 2: 1, 3: IIa, 4: IIb, 5: III, 6: IV
生体検査等	○ 9E1001661000000011	眼底検査(シェイエ分類: II)			コード				1: 0, 2: 1, 3: 2, 4: 3, 5: 4
	○ 9E1001662000000011	眼底検査(シェイエ分類: S)			コード				1: 0, 2: 1, 3: 2, 4: 3, 5: 4
	○ 9E1001663000000011	眼底検査(SCOTT分類)			コード				1: I (a), 2: I (b), 3: II (a), 4: III (a), 5: III (b), 6: IV, 7: V (a), 8: V (b), 9: VI
	○ 9E1001609000000049	眼底検査(その他の所見)			漢字				その他の所見の判定方法を用いている場合については、本欄に所見を記載すること。また、SCOTT分類を用いている場合で異常がない場合には、その旨を記載すること。
	○ 9E1001610000000049	眼底検査(実地理由)			漢字				検査結果が記録されている場合は必須(他の検査結果の受領分以外)
	○ 9N5010000000000011	メタボリックシンドローム判定			コード				1: 基準値未満、2: 予備判定、3: 非判定、4: 判定不能
医師の判断	○ 9N5060000000000011	保健師指導レベル			コード				1: 積極的支援、2: 助言的支援、3: なし、4: 判定不能
	○ 9N5110000000000049	医師の診断(判定)			漢字				受診者の事情(生体中等)により検査を実施できなかった場合の理由の記録を含む
	○ 9N5160000000000049	健康診断を実施した医師の氏名			漢字				
	○ 9N7010000000000011	服薬1(血圧)			コード				1: 服薬あり、2: 服薬なし
	☆ 9N7011670000000049	(服薬理由)			漢字				
	☆ 9N7011671000000049	(服薬理由)			漢字				
質問票	☆ 9N7021672000000049	保険者再確認 服薬1 (血圧)			コード				1: 医師が本人との面談等にて確認、2: 保健師が本人との面談等にて確認、3: 管理栄養士が本人との面談等にて確認、4: 看護師が本人との面談等にて確認
	○ 9N7060000000000011	服薬2(血糖)			コード				1: 服薬あり、2: 服薬なし
	○ 9N7061670000000049	(薬名)			漢字				
	☆ 9N7061671000000049	(服薬理由)			漢字				
	☆ 9N7071672000000049	保険者再確認 服薬2 (血糖)			コード				1: 医師が本人との面談等にて確認、2: 保健師が本人との面談等にて確認、3: 管理栄養士が本人との面談等にて確認、4: 看護師が本人との面談等にて確認
	○ 9N7110000000000011	服薬3(脂質)			コード				1: 服薬あり、2: 服薬なし
質問票	☆ 9N7111670000000049	(薬名)			漢字				
	☆ 9N7111671000000049	(服薬理由)			漢字				
	☆ 9N7121672000000049	保険者再確認 服薬3 (脂質)			コード				1: 医師が本人との面談等にて確認、2: 保健師が本人との面談等にて確認、3: 管理栄養士が本人との面談等にて確認、4: 看護師が本人との面談等にて確認
	☆ 9N7160000000000011	既往歴1(脳血管)			コード				1: 1, 2: 2, 3: 3, 4: 4

☆	9N721000000000011	既往歴(心臓)				コード					1:はい、2:いいえ
☆	9N726000000000011	既往歴(腎不全・人工透析)				コード					1:はい、2:いいえ
☆	9N731000000000011	貧血				コード					1:はい、2:いいえ
○	9N736000000000011	喫煙				コード					1:はい、2:いいえ
☆	9N741000000000011	20歳からの体重変化				コード					1:はい、2:いいえ
☆	9N746000000000011	30分以上の運動習慣				コード					1:はい、2:いいえ
☆	9N751000000000011	歩行又は身体活動				コード					1:はい、2:いいえ
☆	9N756000000000011	歩行速度				コード					1:はい、2:いいえ
☆	9N761000000000011	1年間の体重変化				コード					1:はい、2:いいえ
☆	9N766000000000011	食べ方1(朝食・等)				コード					1:速い、2:ふつう、3:遅い
☆	9N771000000000011	食べ方2(昼食前)				コード					1:はい、2:いいえ
☆	9N776000000000011	食べ方3(夜食・間食)				コード					1:はい、2:いいえ
☆	9N781000000000011	食習慣				コード					1:はい、2:いいえ
☆	9N786000000000011	飲酒				コード					1:毎日、2:時々、3:ほとんど飲まない
☆	9N791000000000011	飲酒量				コード					1:1合未満、2:1~2合未満、3:2~3合未満、4:3合以上
☆	9N796000000000011	睡眠				コード					1:はい、2:いいえ
☆	9N801000000000011	生活習慣の改善				コード					1:意志なし、2:意志あり(6か月以内)、3:意志あり(近いうち)、4:取組済み(6ヶ月未満)、5:取組済み(6ヶ月以上)
☆	9N806000000000011	保健指導の希望				コード					1:はい、2:いいえ

注)○…必須項目、□…医師の判断に基づき選択的に実施する項目(要実施理由)、●…いずれかの項目の報告で可(両方記録されていても差し支えない)、☆…情報を入手した場合に限り報告

保健指導情報

番号	条件 動機づけ支援 積極的支援	項目コード	項目名	データ値	データ タイプ	単位	備考
1001	○	1020000001	支援レベル		コード		1: 積極的支援、2: 動機づけ支援(健診結果に基づき階層化された区分)
1002	△	1020000002	行動変容ステージ		コード		1: 意志なし、2: 意志あり(6ヶ月以内)、3: 意志あり(近いうち)、4: 取組済み(6ヶ月未満)、5: 取組済み(6ヶ月以上)
1004	○	1022000011	初回面接の実施日付		年月日		YYYYMMDD
1005	○	1022000012	初回面接による支援の支援形態		コード		1: 個別支援、2: グループ支援
1006	○	1022000013	初回面接の実施時間		数字	分	
1007	○	1022000015	初回面接の実施者		コード		1: 医師、2: 保健師、3: 管理栄養士、4: その他
1008		1021000020	継続的支援予定期間		数字	週	
1068	○	1042000011	6ヶ月後の評価の実施日付		年月日		YYYYMMDD
1069	○	1042000012	6ヶ月後の評価の支援形態又は確認方法		コード		1: 個別支援、2: グループ支援、3: 電話、4: 電子メール支援
1070	○	1042000015	6ヶ月後の評価の実施者		コード		1: 医師、2: 保健師、3: 管理栄養士、4: その他
1071	○	1042000116	6ヶ月後の評価ができない場合の確認回数		数字	回	確認方法に基づき、評価実施者が行った確認の回数
1072	○	1042001031	6ヶ月後の評価時の腹囲		数字	cm	
1073	○	1042001032	6ヶ月後の評価時の体重		数字	kg	
1074	△	1042001033	6ヶ月後の評価時の収縮期血圧		数字	mmHg	
1075	△	1042001034	6ヶ月後の評価時の拡張期血圧		数字	mmHg	
1076	○	1042001042	6ヶ月後の評価時の保健指導による生活習慣の改善(栄養・食生活)		コード		0: 変化なし、1: 改善、2: 悪化
1077	○	1042001041	6ヶ月後の評価時の保健指導による生活習慣の改善(身体活動)		コード		0: 変化なし、1: 改善、2: 悪化
1078	△	1042001043	6ヶ月後の評価時の保健指導による生活習慣の改善(喫煙)		コード		1: 禁煙継続、2: 非継続、3: 非喫煙、4: 禁煙の意志なし
1079		1041800117	計画上の継続的な支援の実施回数		数字	回	
1080		1041101117	計画上の継続的な支援の実施回数(個別支援A)		数字	回	
1081		1041101113	計画上の継続的な支援の合計実施時間(個別支援A)		数字	分	
1082	△	1041201117	計画上の継続的な支援の実施回数(個別支援B)		数字	回	
1083	△	1041201113	計画上の継続的な支援の合計実施時間(個別支援B)		数字	分	
1084		1041302117	計画上の継続的な支援の実施回数(グループ支援)		数字	回	
1085		1041302113	計画上の継続的な支援の合計実施時間(グループ支援)		数字	分	
1086		1041103117	計画上の継続的な支援の実施回数(電話Aによる支援)		数字	回	
1087		1041103113	計画上の継続的な支援の合計実施時間(電話Aによる支援)		数字	分	
1088		1041104117	計画上の継続的な支援の実施回数(e-mailAによる支援)		数字	回	
1089	△	1041203117	計画上の継続的な支援の実施回数(電話Bによる支援)		数字	回	
1090	△	1041203113	計画上の継続的な支援の合計実施時間(電話Bによる支援)		数字	分	
1091	△	1041204117	計画上の継続的な支援の実施回数(e-mailBによる支援)		数字	回	
1092		1041100114	計画上の継続的な支援によるポイント(支援A)		数字		
1093	△	1041200114	計画上の継続的な支援によるポイント(支援B)		数字		
1094		1041800114	計画上の継続的な支援によるポイント(合計)		数字		自動計算
1095		1042800117	実施上の継続的な支援の実施回数		数字	回	自動計算
1096		1042101117	実施上の継続的な支援の実施回数(個別支援A)		数字	回	
1097		1042101113	実施上の継続的な支援の合計実施時間(個別支援A)		数字	分	
1098	△	1042201117	実施上の継続的な支援の実施回数(個別支援B)		数字	回	
1099	△	1042201113	実施上の継続的な支援の合計実施時間(個別支援B)		数字	分	
1100		1042302117	実施上の継続的な支援の実施回数(グループ支援)		数字	回	
1101		1042302113	実施上の継続的な支援の合計実施時間(グループ支援)		数字	分	
1102		1042103117	実施上の継続的な支援の実施回数(電話Aによる支援)		数字	回	
1103		1042103113	実施上の継続的な支援の合計実施時間(電話Aによる支援)		数字	分	
1104		1042104117	実施上の継続的な支援の実施回数(e-mailAによる支援)		数字	回	
1105	△	1042203117	実施上の継続的な支援の実施回数(電話Bによる支援)		数字	回	
1106	△	1042203113	実施上の継続的な支援の合計実施時間(電話Bによる支援)		数字	分	
1107	△	1042204117	実施上の継続的な支援の実施回数(e-mailBによる支援)		数字	回	
1108		1042100114	継続的な支援によるポイント(支援A)		数字		自動計算
1109	△	1042200114	継続的な支援によるポイント(支援B)		数字		自動計算
1110		1042800114	継続的な支援によるポイント(合計)		数字		自動計算
1111	△	1042800118	禁煙指導の実施回数		数字	回	
1112		1042000022	実施上の継続的な支援の終了日		年月日		YYYYMMDD
1113	☆	1042000081	委託先保健指導機関番号(1)		数字		
1114	☆	1042000082	委託先保健指導機関名(1)		漢字		
1115	☆	1042000085	主対応内容(1)		コード		1: 個別支援、2: グループ支援、3: 電話、4: 電子メール支援
1116	☆	委託先保健指導機関番号(1)と同じ	委託先保健指導機関番号(2)		数字		
1117	☆	委託先保健指導機関名(1)と同じ	委託先保健指導機関名(2)		漢字		
1118	☆	主対応内容(1)と同じ	主対応内容(2)		コード		1: 個別支援、2: グループ支援、3: 電話、4: 電子メール支援
1119	☆	委託先保健指導機関番号(1)と同じ	委託先保健指導機関番号(3)		数字		
1120	☆	委託先保健指導機関名(1)と同じ	委託先保健指導機関名(3)		漢字		
1121	☆	主対応内容(1)と同じ	主対応内容(3)		コード		1: 個別支援、2: グループ支援、3: 電話、4: 電子メール支援
1122	☆	委託先保健指導機関番号(1)と同じ	委託先保健指導機関番号(4)		数字		
1123	☆	委託先保健指導機関	委託先保健指導機関名(4)		漢字		

		名(1)と同じ				
1124	☆	主対応内容(1)と同じ	主対応内容(4)		コード	1: 個別支援、2: グループ支援、3: 電話、4: 電子メール支援

※ 条件: ○…必須入力項目、☆…少なくとも保険者が委託により実施した場合は必須入力項目、△…情報を入手した場合は報告

※ 動機付け支援だが、契約により継続的な支援の実施及び保険者への報告が求められている場合(積極的支援に準じた継続的支援を実施する場合は、報告しても差し支えない(あえて情報を削除する作業を行う必要はない))。

※ 項目1113～1124については、当該保健指導を実施している保険者(又は保健指導機関)が継続的支援の一部を委託(又は再委託)している場合に入力する。

保発0329第18号

平成25年3月29日

(別記) 殿

厚生労働省保険局長

保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する平成25年度以降に実施した特定
健康診査等に基づく特定保健指導の実施状況に関する結果について

標記について、別添のとおり、都道府県知事あて通知したので、よろしくお
取り計らい願いたい。

(別記)

地方厚生（支）局長

健康保険組合連合会長

全国健康保険協会理事長

国民健康保険中央会長

社会保険診療報酬支払基金理事長

総務省自治行政局長

財務省主計局長

警察庁長官官房長

文部科学省高等教育局長

文部科学省初等中等教育局長

保発0401第10号

平成25年4月1日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

(公 印 省 略)

後期高齢者支援金の加算・減算制度の実施について

後期高齢者支援金の加算・減算制度については、関連政省令及び告示を公布したところであるが、その内容等の詳細は下記のとおりとするので、御了知の上、貴都道府県内の市町村及び関係団体等への周知を図られるとともに、実施に遺漏なきを願いたい。

記

第一 概算後期高齢者支援金調整率に関する事項について

概算後期高齢者支援金調整率は、百分の百とすることとする。

第二 確定後期高齢者支援金調整率に関する事項について

- 1 確定後期高齢者支援金調整率は、次の保険者の区分に応じ定める率とすることとする。

(1) 加算対象保険者 百分の百・二三

(2) 減算対象保険者 一からアに掲げる額をイに掲げる額で除して得た率を控除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率

ア 当該各年度における全ての加算対象保険者に係る確定後期高齢者支援金の額の総額と当該各年度における全ての加算対象保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金の額の総額との差額

イ 当該各年度における全ての減算対象保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金の額の総額

(3) (1)及び(2)以外の保険者 百分の百

2 加算対象保険者の基準について

第二の1(1)に規定する加算対象保険者とは、前年度における特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の実施率が千分の一に満たないこと又は特定保健指導（同条に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の実施率が千分の一に満たないことという基準に該当する保険者とする。

ただし、次の(1)から(3)までの基準に該当すると厚生労働大臣が認めその旨を通知した保険者は、加算対象保険者から除くものとする。なお、当該通知は、保険者の申出に基づき行われるものであることから、保険者は次の(1)から(3)までの基準に該当すると見込まれるときは、速やかに、（遅くとも実施年度の翌々年度の10月末日までに）、書類等を添えて厚生労働大臣に対しその旨を申し出ることが必要であること。

(1) 災害その他の特別な事情が生じたことにより、前年度に当該保険者において、特定健康診査又は特定保健指導を実施できなかったこと。

当該基準に該当する場合、下記の書類を添えて申出を行うことが必要であること。

ア 災害その他の特別な事情の内容を示す書類

（例）災害救助法に基づき指定を受けている市区町村であることを示す書類

イ 特定健康診査又は特定保健指導を実施できなかった理由を示す書類

(2) 特定健康診査の対象者の数が千人未満の保険者であって、当該特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準を満たすものに係る同年度の特定健康診査の実施率が、同年度において、次の保険者の種類に応じ、それぞれの種類における平均値以上であること。

保険者の種類	平均値
加入者の数が五千人未満の市町村	加入者の数が五千人未満の全ての市町村に係る特定健康診査の実施率の平均値
加入者の数が五千人以上十万人未満の市町村	加入者の数が五千人以上十万人未満の全ての市町村に係る特定健康診査の実施率の平均値

加入者の数が十万人以上の市町村、健康保険の保険者（全国健康保険協会に限る。以下同じ。）又は船員保険の保険者	加入者の数が十万人以上の全ての市町村、健康保険の保険者及び船員保険の保険者に係る特定健康診査の実施率の平均値
国民健康保険組合	全ての国民健康保険組合に係る特定健康診査の実施率の平均値
単一型健康保険組合（健康保険法（大正11年法律第70号）第11条第1項の規定により設立されたものをいう。）	全ての単一型健康保険組合に係る特定健康診査の実施率の平均値
総合型健康保険組合（健康保険法第11条第2項の規定により設立されたものをいう。）又は日本私立学校振興・共済事業団	全ての総合型健康保険組合及び日本私立学校振興・共済事業団に係る特定健康診査の実施率の平均値
共済組合	全ての共済組合に係る特定健康診査の実施率の平均値

当該基準に該当する場合、下記のア及びイの書類を添えて申出を行うことが必要であること。

ア 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第40条の2第4項第2号の規定に基づき特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準（平成25年厚生労働省告示第94号。以下「実施体制告示」という。）一に規定する基準を満たしていることを示す書類

（ア） 実施体制告示一のイに掲げる場合

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第17条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準（平成25年厚生労働省告示第93号。以下「実施基準」という。）を満たしていることを示す書類
（例）実施基準第1の5（5）及び第2の5（6）に基づき、当該規定に定められた事項を公表していたことを示す書類

（イ） 実施体制告示一のロに掲げる場合

実施基準を満たす保険者と契約していたことを示す書類

(例) 実施契約書の写し

(ウ) 実施体制告示一のハに掲げる場合

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成25年厚生労働省告示第92号）を満たした者に委託していることを示す書類

(例) 委託契約書の写し

イ 実施体制告示二の基準を満たしていたことを示す書類

(例) 特定健康診査等の実施方法の概略を示した書類及び特定健康診査の受診券の写し又は特定保健指導の利用券の写し等実際に特定健康診査等の周知を行ったことを示す書類の写し等

- (3) (1)及び(2)のほか前年度に特定健康診査等を実施した保険者において、当該保険者の責めに帰することができない事由があったこと。当該保険者の責めに帰することができない事由とは、具体的には、システムの故障等を理由として、社会保険診療報酬支払基金に特定健康診査等の実施率の報告ができない場合等であること。

当該基準に該当する場合、下記のア及びイの書類を添えて申出を行うことが必要であること。

ア 特定健康診査等の実施率が0.1%を超えていたことを示す書類

(例) 特定健康診査の結果の写し及び特定保健指導に係る指導記録の写し

イ 特定健康診査等に係る結果を社会保険診療報酬支払基金に報告することができなかった事由を示す書類

3 減算対象保険者の基準について

第二の1(2)に規定する減算対象保険者とは、次の(1)及び(2)の基準に該当する保険者とする。

- (1) 前年度における特定健康診査の実施率が、次の表に掲げる保険者の種類に応じ、掲げる実施率以上であること。

保険者の種類	実施率
市町村	百分の六十五
健康保険の保険者、船員保険の保険者、国民健康保険組合及び総合型健康保険組合	百分の七十

単一型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び共済組合	百分の八十（四十歳以上の加入者に占める被扶養者の割合が百分の二十五を超える保険者にあつては、百分の八十五に一から被扶養者率を減じた数を乗じた数と百分の六十五に被扶養者率を乗じた数を合計した数）
--------------------------------	--

(2) 前年度における特定保健指導の実施率が百分の四十五以上であること。

4 加算対象保険者及び減算対象保険者の決定の手順

国は、保険者が加算対象保険者及び減算対象保険者に該当すると見込まれるときは、当該保険者へ連絡を行うものとし、必要と認められる場合については、特定健康診査等の実施率の確認を行うものとする。

また、国は、保険者が加算対象保険者及び減算対象保険者に決定した場合についても、特定健康診査等の実施年度の翌々年度の11月末日までに、通知を行うものとする。

5 特定健康診査等の実施率について

第二の2に規定する特定健康診査の実施率及び特定保健指導の実施率は、それぞれ下記(1)及び(2)のとおり算出することとする。

(1) 特定健康診査の実施率

特定健康診査の実施率は、当該各年度における当該保険者に係るアの特定健康診査受診者の数を当該各年度における当該保険者に係るイの特定健康診査対象者の数で除して得た数とする。

ア 特定健康診査受診者数

「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する特定健康診査等の実施状況に関する結果について」（平成20年7月10日付け保発第710003号厚生労働省保険局長通知。以下「結果通知」という。）第1の2の2（1）の特定健診情報ファイルに基づき算出した結果通知第2の2の1（4）の特定健康診査受診者数とする。

イ 特定健康診査対象者数

結果通知第1の一の2（1）の集計情報ファイルに記載された結果通知第2の2の1（1）特定健康診査対象者数とする。

(2) 特定保健指導の実施率

特定保健指導の実施率は、当該各年度における当該保険者に係るアの特定保健指導の終了者を、当該各年度における当該保険者に係るイの特定保健指導対象者の数で除して得た数とする。

ア 特定保健指導の終了者

結果通知第1の2の2(2)の特定保健指導情報ファイルに基づき、結果通知第2の2の7(6)の特定保健指導(積極的支援)の終了者数に、同(13)の特定保健指導(動機付け支援)の終了者数を加えて算出した数とする。

イ 特定保健指導の対象者数

結果通知第1の2の2(2)の特定保健指導情報ファイルに基づき、結果通知第2の2の7(1)の特定保健指導(積極的支援)の対象者数に同(8)の特定保健指導(動機付け支援)の対象者数を加えて算出した数とする。

保 発 0401 第 11 号

平成 25 年 4 月 1 日

(別記) 殿

厚生労働省保険局長

後期高齢者支援金の加算・減算制度の実施について

標記について、別添のとおり、都道府県知事あて通知したので、よろしくお
取り計らい願いたい。

(別記)

地方厚生（支）局長

健康保険組合連合会長

全国健康保険協会理事長

国民健康保険中央会長

社会保険診療報酬支払基金理事長

総務省自治行政局長

財務省主計局長

警察庁長官官房長

文部科学省高等教育局長

文部科学省初等中等教育局長